

第3回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

議案等関係資料 - その2 -

	頁
議案第24号の参考 合併協定項目14「使用料・手数料の取扱い」	
主な使用料	1
主な手数料	86

平成14年 7月

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局

調整方針案の変更

合併関係市町の変更によるもの

分類	事業名	2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
商工観光	国民宿舎使用料	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	5. 新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。	32
教育関係	学校施設使用料	3. 新たに制度等を創設する。	2. 下松市の例により調整する。	60
農 林	家畜診療費	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	2. 徳山市の例により調整する。	105

法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの

分類	事業名	2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
農林水産	農業集落排水施設使用料	5. 新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	20
農 林	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付手数料	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	2. 徳山市・下松市・新南陽市・鹿野町の例により調整する。	103

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	コミュニティ活動
事業名	コミュニティ施設の管理運営			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	広報公聴分科会	コード	

現況

徳山市 新南陽市

徳山市大津島ふれあいセンター条例 H3 条例第1号
 徳山市大津島ふれあいセンター条例施行規則 H3 規則第6号
 ・施設 管理棟(研修室)、宿泊棟、貸テント
 ・管理 徳山市ふるさと振興財団
 ・使用料 (円)

施設設備名	目的及び時間	使用料	備考
管理棟	研修・会議 10時～13時	1,100	1/3室使用は320円
	13時～16時	1,100	
	休憩 10時～16時	110	1人当たり
	宿泊 16時～翌日10時	780	1人当たり
宿泊棟	休憩 10時～16時	1,110	1棟当たり
	宿泊 16時～翌日10時	4,460	1棟当たり・4人まで追加1人当たり780円
貸テント	宿泊 16時～翌日10時	550	1張り当たり

・小学校就学前の者は無料

徳山市大津島ふれあいセンター運営委員会規則 H3 規則第7号
 趣旨 運営委員会の組織運営について必要な事項を定める
 委員 市長が委嘱 地区代表者・管理受託者の代表者・その他市長が必要と認める者
 任期 2年

徳山市向道湖ふれあいの家条例 H5 条例第17号
 徳山市向道湖ふれあいの家条例施行規則 H5 規則第15号
 ・施設 多目的室、和室、調理室
 ・管理 徳山市ふるさと振興財団
 ・使用料

区分	9時～13時	13時～17時	17時～22時
多目的室	1,960	1,960	2,440
和室	920	920	1,150
調理室	500	500	620

・冷暖房を使用の場合は20%加算

区分	10時～16時	幼児は無料
シャワー室	1人1回 110円	

徳山市榎浜コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 S55 条例第1号
 徳山市榎浜コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 S55 規則第26号
 ・施設 大集会室、小集会室、調理実習室
 ・管理 榎浜地区コミュニティ推進協議会
 ・使用料 無料
 目的外使用

区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
大集会室	520	780	780
小集会室	100	150	150
調理実習室	520	780	780

・冷暖房施設使用は5割増し

富田東地区コミュニティセンター管理運営規程 H6.4.1

種別	使用料			
	9～13	13～17	17～22	時間外 1時間
和室	300	300	600	150
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(600)
多目的	300	300	600	150
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(600)
ホール	400	400	800	250
	(1,600)	(1,600)	(3,200)	(1,000)
コミュニティルーム	300	300	600	150
キッチンルーム	600	600	1,200	300
	(2,400)	(2,400)	(4,800)	(1,200)
作業ルーム	300	300	600	150
学習室	300	300	600	150
遊戯室	400	400	800	200

* () 内の料金は営業等を目的とする場合

福川南地区コミュニティセンター管理運営規程 H7.4.1

種別	使用料			
	9～13	13～17	17～22	時間外 1時間
和室	300	300	600	150
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(600)
多目的	300	300	600	150
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(600)
ホール	400	400	800	200
	(1,600)	(1,600)	(3,200)	(800)
キッチンルーム	500	500	1,000	250
会議室	300	300	600	150
学習室	400	400	800	200

* () 内の料金は営業等を目的とする場合

地域交流センター管理運営規程 H8.4.1

種別	使用料			
	9～13	13～17	17～22	時間外 1時間
和室	300	300	600	150
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(600)
多目的	300	300	600	150
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(600)
ホール	400	400	800	250
	(1,600)	(1,600)	(3,200)	(1,000)
キッチンルーム	500	500	1,000	300
会議室	300	300	600	150
学習室	400	400	800	200

* () 内の料金は営業等を目的とする場合

福川地区コミュニティセンター管理運営規程 H14.2.10

種別	使用料			
	9～13	13～18	18～22	時間外 1時間
市民サロン	200	200	200	100
	(1,600)	(1,600)	(2,400)	(400)
集会室 A	200	200	200	100
	(1,600)	(1,600)	(2,400)	(400)
集会室 B	200	200	200	100
	(1,600)	(1,600)	(2,400)	(400)
集会室 A + B	400	400	400	200
	(3,200)	(3,200)	(4,800)	(800)
会議室	200	200	200	100
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(300)
和室	200	200	200	100
	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(300)
音楽室	400	400	400	200
	(3,200)	(3,200)	(4,800)	(800)

* () 内の料金は営業等を目的とする場合

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	コミュニティ活動
事業名	コミュニティ施設の管理運営			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	広報公聴分科会	コード	
現況				分 析	
熊 毛 町		鹿 野 町		問 題 点	
該当施設なし		該当施設なし		1 各コミュニティ施設とも、当初の設立目的、委託料・交付金に差がある。	
				対 応 策	
				1 新市に移行後も当分の間現行どおりとするが、管理運営形態については、関係団体と協議し、調整する必要がある。	
				調 整 案	
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ()の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	(6)同和対策の状況	小項目	隣保館の状況																									
事業名	隣保館の運営状況			協議事項	使用料、手数料																									
専門部会名	住民部会	分科会名	同和対策分科会	コード																										
現			況																											
徳山市		新南陽市		熊毛町																										
<p>【徳山市隣保館条例】</p> <p>名称及び位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳山市尚白園 徳山市新宿通6-1-25 ・徳山市東福祉館 徳山市大字久米1316-1 <p>使用料 無料</p> <p>【徳山市隣保館施行規則】</p> <p>尚白園</p> <p>開館時間 午前9時～午後9時</p> <p>事業内容 相談事業、図書閲覧、児童クラブ 啓発研修会、教養講座等</p> <p>東福祉館</p> <p>開館時間 午前9時～午後9時</p> <p>事業内容 相談事業、図書利用、教養講座 啓発研修会、小中学生教室、同好会等</p>		<p>【新南陽市隣保館条例】</p> <p>名称及び位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新南陽市川崎会館 ・新南陽市川崎2-14-3 <p>使用料</p> <p style="text-align: center;">川崎会館使用料(隣保館事業を除く)(単位:円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">時間</th> </tr> <tr> <th>午前8時～午後5時</th> <th>午後5時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【新南陽市隣保館施行規則】</p> <p>休館日 毎週日曜日、国民の祝日、 8月13日～8月16日、12月28日～1月3日</p> <p>事業内容 相談事業、図書閲覧、講座開設、学習会、地域団体等</p>		区分	時間		午前8時～午後5時	午後5時～午後10時	集会室	300	400	会議室	200	300	<p>【熊毛町隣保館条例】</p> <p>名称及び位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊毛町高水会館 ・熊毛町大字原第1番地の5 <p>使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額 (円)</th> </tr> <tr> <th>午前9時～午後6時</th> <th>午後6時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室(広間)</td> <td>1時間につき</td> <td>340</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td>"</td> <td>210</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> <p>1時間未満の端数があるとき又は1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は、1時間として計算する。 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間に含む。 冷暖房、映写機等特別の電力を使用する場合の使用料の金額は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した金額とする。</p>		区分	単位	金額 (円)		午前9時～午後6時	午後6時～午後10時	会議室(広間)	1時間につき	340	390	講座室	"	210	270
区分	時間																													
	午前8時～午後5時	午後5時～午後10時																												
集会室	300	400																												
会議室	200	300																												
区分	単位	金額 (円)																												
		午前9時～午後6時	午後6時～午後10時																											
会議室(広間)	1時間につき	340	390																											
講座室	"	210	270																											
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																										
徳山市隣保館条例 徳山市隣保館施行規則		新南陽市隣保館条例 新南陽市隣保館施行規則		熊毛町隣保館条例																										

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	6)同和対策の状況	小項目	隣保館の状況
事業名	隣保館の運営状況			協議事項	使用料、手数料
専門部会名	住民部会	分科会名	同和対策分科会	コード	
現況				分析点	
鹿野町					
該当なし				1 隣保館の目的外使用の取扱いについて、調整の必要がある。 2 新南陽市、熊毛町の使用料が異なる。 3 各市町の隣保館で、開館時間が異なる。	
				対 応 策	
				調 整 案	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. ()の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 その他()	
根 拠 法 令 等					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	福祉センター	小項目																																																																																																																															
事業名	福祉センター使用料			協議事項	使用料、手数料																																																																																																																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉	コード																																																																																																																															
現			況																																																																																																																																
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																																																															
使用料 徳山市社会福祉センター使用料 (単位 円)		使用料 新南陽市総合福祉センター別表 (単位:円)		該当施設なし																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">会場種別</th> <th colspan="4">時 間</th> </tr> <tr> <th>9時～13時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時～22時</th> <th>9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合</td> <td>大会議室</td> <td>10,500</td> <td>10,500</td> <td>14,280</td> <td>35,280</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>3,990</td> <td>3,990</td> <td>5,250</td> <td>13,230</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1,470</td> <td>1,470</td> <td>1,890</td> <td>4,830</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>3,150</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2 入場料又はこれに類する料金を徴収しないが商業宣伝等に使用する場合</td> <td>大会議室</td> <td>7,660</td> <td>7,660</td> <td>10,180</td> <td>25,500</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>2,940</td> <td>2,940</td> <td>3,880</td> <td>9,760</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>940</td> <td>940</td> <td>1,570</td> <td>3,450</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>2,310</td> <td>2,310</td> <td>3,150</td> <td>7,770</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 その他の場合</td> <td>大会議室</td> <td>3,990</td> <td>3,990</td> <td>5,250</td> <td>13,230</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>1,570</td> <td>1,570</td> <td>1,990</td> <td>5,130</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,150</td> <td>1,150</td> <td>1,570</td> <td>3,870</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>映写機</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>拡声機</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>入浴設備</td> <td>使用時間</td> <td colspan="2">午前10時から午後2時30分まで</td> <td colspan="2">公衆浴場料金の3分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房期間中は、使用料の20%相当額を加算する。(附属設備及び入浴設備を除く。)</p> <p>2 徳山市、下松市、光市、新南陽市、鹿野町、熊毛町、大和町及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、使用区分に応じ各項に定める額の120%相当額とする。</p> <p>3 娯楽室及び教養室は、原則として一般貸出しをしないが、市長が特に必要と認めた場合、各使用区分中、娯楽室は中会議室使用料相当額とし、教養室は小会議室使用料相当額とする。</p> <p>4 展示即売に使用する場合は、使用区分1を適用する。</p> <p>5 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>		使用区分	会場種別	時 間				9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時	1 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	大会議室	10,500	10,500	14,280	35,280	中会議室	3,990	3,990	5,250	13,230	小会議室	1,470	1,470	1,890	4,830	料理実習室	3,150	3,150	4,200	10,500	2 入場料又はこれに類する料金を徴収しないが商業宣伝等に使用する場合	大会議室	7,660	7,660	10,180	25,500	中会議室	2,940	2,940	3,880	9,760	小会議室	940	940	1,570	3,450	料理実習室	2,310	2,310	3,150	7,770	3 その他の場合	大会議室	3,990	3,990	5,250	13,230	中会議室	1,570	1,570	1,990	5,130	小会議室	520	520	730	1,770	料理実習室	1,150	1,150	1,570	3,870	附属設備	映写機	100	100	100	300		拡声機	100	100	100	300	入浴設備	使用時間	午前10時から午後2時30分まで		公衆浴場料金の3分の1に相当する額		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="3">基本使用料の額</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>610</td> <td>910</td> <td>1,530</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>710</td> <td>1,020</td> <td>1,630</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>610</td> <td>910</td> <td>1,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間につき、当該使用区分に係る基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。</p> <p>2 冷暖房の装置を使用する場合は、この表に定める使用料の2割の額を加算した額とする。</p> <p>3 ガスを使用する場合は、ガス料金の実費を加算した額とする。</p> <p>4 研修室1を長期かつ独占的に利用をする場合は、備考1から3までの規定にかかわらず、月額45,000円とする。</p>		時間区分	基本使用料の額			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	使用区分				会議室	610	910	1,530	研修室1	200	300	510	研修室2	200	300	510	小会議室	200	300	510	多目的ホール	710	1,020	1,630	調理実習室	610	910	1,420		
使用区分	会場種別			時 間																																																																																																																															
		9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時																																																																																																																														
1 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	大会議室	10,500	10,500	14,280	35,280																																																																																																																														
	中会議室	3,990	3,990	5,250	13,230																																																																																																																														
	小会議室	1,470	1,470	1,890	4,830																																																																																																																														
	料理実習室	3,150	3,150	4,200	10,500																																																																																																																														
2 入場料又はこれに類する料金を徴収しないが商業宣伝等に使用する場合	大会議室	7,660	7,660	10,180	25,500																																																																																																																														
	中会議室	2,940	2,940	3,880	9,760																																																																																																																														
	小会議室	940	940	1,570	3,450																																																																																																																														
	料理実習室	2,310	2,310	3,150	7,770																																																																																																																														
3 その他の場合	大会議室	3,990	3,990	5,250	13,230																																																																																																																														
	中会議室	1,570	1,570	1,990	5,130																																																																																																																														
	小会議室	520	520	730	1,770																																																																																																																														
	料理実習室	1,150	1,150	1,570	3,870																																																																																																																														
附属設備	映写機	100	100	100	300																																																																																																																														
	拡声機	100	100	100	300																																																																																																																														
入浴設備	使用時間	午前10時から午後2時30分まで		公衆浴場料金の3分の1に相当する額																																																																																																																															
時間区分	基本使用料の額																																																																																																																																		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																																																																																																																
使用区分																																																																																																																																			
会議室	610	910	1,530																																																																																																																																
研修室1	200	300	510																																																																																																																																
研修室2	200	300	510																																																																																																																																
小会議室	200	300	510																																																																																																																																
多目的ホール	710	1,020	1,630																																																																																																																																
調理実習室	610	910	1,420																																																																																																																																
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																																																																																																															
徳山市社会福祉センター条例 徳山市社会福祉センター条例施行規則		新南陽市総合福祉センター条例 新南陽市総合福祉センター条例施行規則																																																																																																																																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	福祉センター	小項目	
事業名	福祉センター使用料			協議事項	使用料、手数料
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題	
該当施設なし				2市にのみにある施設。	
				対 応 策	
				現行のまま新市に引き継ぐ。	
根拠法令等				調 整 案	
				<input type="checkbox"/> 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2 ()の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6 廃止の方向で検討する。 その他 ()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目																																												
事業名	老人休養ホーム	分科会名	高齢障害分科会	協議事項	使用料、手数料																																											
専門部会名	福祉部会			コード																																												
現			況																																													
徳山市		新南陽市		熊毛町																																												
笠戸湾に望む大島半島の景勝地に設置され、老人に対し低廉で健全な休養の場を提供し、塩風呂を設け休憩により老人の心身の健康増進に貢献する。		景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対し、低廉で健全な保健休養の場を与える。		該当施設なし																																												
<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>実施主体</th> <th>住所</th> </tr> <tr> <td>徳山市老人休養ホーム太華荘</td> <td>徳山市、徳山市老人休養ホーム「太華荘」運営協会へ委託</td> <td>徳山市大字大島631</td> </tr> </table>		施設名	実施主体	住所	徳山市老人休養ホーム太華荘	徳山市、徳山市老人休養ホーム「太華荘」運営協会へ委託	徳山市大字大島631	<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>実施主体</th> <th>住所</th> </tr> <tr> <td>新南陽市老人休養ホーム嶽山荘</td> <td>新南陽市、新南陽市社会福祉協議会へ運営を委託</td> <td>新南陽市温田1-10-1</td> </tr> </table>		施設名	実施主体	住所	新南陽市老人休養ホーム嶽山荘	新南陽市、新南陽市社会福祉協議会へ運営を委託	新南陽市温田1-10-1																																	
施設名	実施主体	住所																																														
徳山市老人休養ホーム太華荘	徳山市、徳山市老人休養ホーム「太華荘」運営協会へ委託	徳山市大字大島631																																														
施設名	実施主体	住所																																														
新南陽市老人休養ホーム嶽山荘	新南陽市、新南陽市社会福祉協議会へ運営を委託	新南陽市温田1-10-1																																														
○利用料金(入浴、休憩)		利用料 新南陽市老人休養ホーム条例別表第1(老人の場合)																																														
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>60歳以上</th> <th>大人</th> <th>小学生</th> <th>幼児</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">休憩料</td> <td>基本時間 6時間以内 120円</td> <td>3時間以内 290円</td> <td>3時間以内 140円</td> <td>3時間以内 70円</td> </tr> <tr> <td>超過時間</td> <td>1時間毎に 90円</td> <td>1時間毎に 40円</td> <td>1時間毎に 30円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料</td> <td>50円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> <td>50円</td> </tr> </table>		区分	60歳以上	大人	小学生	幼児	休憩料	基本時間 6時間以内 120円	3時間以内 290円	3時間以内 140円	3時間以内 70円	超過時間	1時間毎に 90円	1時間毎に 40円	1時間毎に 30円	冷暖房料	50円	100円	50円	50円	(円) 1 宿泊料 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊料</th> <th colspan="3">食 事 料</th> <th>合計</th> <th>予約金</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>朝食</th> <th>夕食</th> <th>小計</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td>1,170</td> <td rowspan="2">810</td> <td rowspan="2">1,530</td> <td rowspan="2">2,340</td> <td>3,510</td> <td rowspan="2">500</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>1,530</td> <td>3,870</td> </tr> </table> 備考 宿泊時間は、午後4時から翌朝10時までとし、この時間以外の時間については、宿泊時間を超える1時間ごとに30円を加算する。		区分	宿泊料	食 事 料			合計	予約金			朝食	夕食	小計			市内	1,170	810	1,530	2,340	3,510	500	市外	1,530	3,870		
区分	60歳以上	大人	小学生	幼児																																												
休憩料	基本時間 6時間以内 120円	3時間以内 290円	3時間以内 140円	3時間以内 70円																																												
	超過時間	1時間毎に 90円	1時間毎に 40円	1時間毎に 30円																																												
冷暖房料	50円	100円	50円	50円																																												
区分	宿泊料	食 事 料			合計	予約金																																										
		朝食	夕食	小計																																												
市内	1,170	810	1,530	2,340	3,510	500																																										
市外	1,530				3,870																																											
○飲物・その他		2 休けい料 休けい料 120円 備考 1 休憩時間が6時間を超えるときは、別に休憩料相当額を加算する。 2 10人以上の団体で使用する場合は、20パーセントを減額する。 3 市内の老人クラブが研修会又は会議のため使用する場合は、50パーセントを減額する。																																														
<table border="1"> <tr> <th>酒</th> <th>ビール</th> <th>ジュース</th> <th>定食</th> <th>焼めし</th> <th>親子丼</th> <th>玉子丼</th> </tr> <tr> <td>250円 持込料1本</td> <td>400円 持込料1本</td> <td>120円</td> <td>1,400円</td> <td>330円</td> <td>350円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		酒	ビール	ジュース	定食	焼めし	親子丼	玉子丼	250円 持込料1本	400円 持込料1本	120円	1,400円	330円	350円	300円	3 飲食料その他 宿泊料に定める食料以外の飲食物その他の料金に付いては、別に市長が定める額とする。																																
酒	ビール	ジュース	定食	焼めし	親子丼	玉子丼																																										
250円 持込料1本	400円 持込料1本	120円	1,400円	330円	350円	300円																																										
○開館時間 10:00~16:00 (入浴時間:10:00~16:00)		新南陽市老人休養ホーム条例別表第2(老人以外の者の場合)																																														
○休館日 毎週月曜日(国民の祝日にあたるときはその翌日となります。) 12月29日~1月3日		(円) 1 宿泊料 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊料</th> <th colspan="3">食 事 料</th> <th>合計</th> <th>予約金</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>朝食</th> <th>夕食</th> <th>小計</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>2,850</td> <td rowspan="3">810</td> <td rowspan="3">1,530</td> <td rowspan="3">2,340</td> <td>5,190</td> <td rowspan="3">500</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>2,650</td> <td>4,990</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,340</td> <td>4,680</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>無料</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 備考 宿泊時間は、午後4時から翌朝10時までとし、この時間以外の時間については、宿泊時間を超える1時間ごとに30円を加算する。		区分	宿泊料	食 事 料			合計	予約金			朝食	夕食	小計			大人	2,850	810	1,530	2,340	5,190	500	中学生	2,650	4,990	小学生	2,340	4,680	幼児	無料	実費	実費	実費													
区分	宿泊料	食 事 料			合計	予約金																																										
		朝食	夕食	小計																																												
大人	2,850	810	1,530	2,340	5,190	500																																										
中学生	2,650				4,990																																											
小学生	2,340				4,680																																											
幼児	無料	実費	実費	実費																																												
		2 休けい料 <table border="1"> <tr> <th>大人</th> <th>小・中学生</th> <th>幼児</th> </tr> <tr> <td>290</td> <td>120</td> <td>70</td> </tr> </table> 備考 1 休憩時間が6時間を超えるときは、別に休憩料相当額を加算する。 2 20人以上の団体で使用する場合は、10パーセントを減額する。 3 15人以上の研修会又は会議のため大広間を使用する場合は、50パーセントを減額する。		大人	小・中学生	幼児	290	120	70																																							
大人	小・中学生	幼児																																														
290	120	70																																														
		3 飲食料その他 宿泊料に定める食料以外の飲食物その他の料金に付いては、別に市長が定める額とする。																																														
		新南陽市老人休養ホーム条例別表第3(第4条関係)																																														
		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>食堂施設使用料</td> <td>月額50,000円を超えない額の範囲内で市長が定める額</td> </tr> </table>		区分	使用料	食堂施設使用料	月額50,000円を超えない額の範囲内で市長が定める額																																									
区分	使用料																																															
食堂施設使用料	月額50,000円を超えない額の範囲内で市長が定める額																																															
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																												
地方自治法第244条の2 徳山市老人休養ホーム条例 徳山市老人休養ホーム条例施行規則		地方自治法第244条の2 新南陽市老人休養ホーム条例 新南陽市老人休養ホーム条例施行規則																																														

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	
事業名	老人休養ホーム			協議事項	使用料、手数料
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
該当施設なし				徳山市と新南陽市にある施設。 利用料金が相違	
				対	応
				現行のまま新市に移行する。 利用料金については、新市移行後他施設の利用料を勘案しながら調整する。	
				調 整 案	
				() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 . () の例により調整する。 () 3 . 新たに制度等を創設する。 () 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 . 廃止の方向で検討する。	
根拠法令等				その他	
				()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	
事業名	寡婦寮	分科会名	児童母子	協議事項	使用料、手数料
専門部会名	福祉部会			コード	
現況			分析点		
徳山市		新南陽市・熊毛町・鹿野町		問題	
住宅に困窮し、かつ、生計困難な働く寡婦に対して、低廉な住宅及び生活相談の場を提供し、働く寡婦の生活の安定と福祉の増進を図る。 施設の名称 寡婦寮「徳山市万葉荘」 所在地 徳山市泉原町6番29号(宿所提供施設「徳山市いずみ荘」4階部分に併設) 定数 入所世帯の定数は15世帯 職員 荘長1名、生活指導員1名(宿所提供施設「いずみ荘」と兼務) 入居資格 ア 徳山市の住民基本台帳に記載されている45歳から64歳までの寡婦。 イ 現に就労し、又は就労の意志を有する者であること。 ウ 前年の所得が市長の定める基準以下(市民税非課税)の者であること。 エ 現に住宅に困窮している者であること。 使用料等 居室の使用料として月額3,500円。 他に電気、ガス、水道及び下水道の使用料、共同施設の使用に要する費用。 管理運営委託 荘の管理について次の業務を社会福祉法人徳山市社会福祉事業団に委託。 ア 被措置者の生活相談等に関すること。 イ 施設及び設備の維持管理に関すること。		該当施設なし		徳山市にだけある施設。	
				対 応 策	
				調 整 案	
				() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 . () の例により調整する。 () 3 . 新たに制度等を創設する。 () 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 . 廃止の方向で検討する。	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		その他	
徳山市寡婦寮条例 徳山市寡婦寮条例施行規則				()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目													
事業名	老人憩の家	分科会名	高齢障害分科会	協議事項	使用料、手数料												
専門部会名	福祉部会			コード													
現			況														
徳山市		新南陽市		熊毛町													
<p>(憩の家) 地域の老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、老人の心身の健康保持に寄与するため設置する。</p> <p>管内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部老人憩の家</td> <td>徳山市新宿通五丁目2-20</td> </tr> <tr> <td>久米老人憩の家</td> <td>徳山市大字久米3021-6</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業</p> <p>(1) 休養のための施設の提供 (2) 集会のための会場の提供 (3) 前各号に掲げるもののほか、憩の家の設置目的にふさわしい事業</p> <p>使用者の範囲</p> <p>市内の居住する年齢60歳以上の者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>使用時間</p> <p>午前8時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこれを変更することができる。</p> <p>使用料</p> <p>無料</p>		名称	位置	西部老人憩の家	徳山市新宿通五丁目2-20	久米老人憩の家	徳山市大字久米3021-6	<p>(老人憩の家、老人作業所) 老人の生きがいの増進を図るため、老人憩の家及び老人作業所を設置する。</p> <p>管内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和田老人憩の家</td> <td>新南陽市大字米光836-5</td> </tr> <tr> <td>和田老人作業所</td> <td>新南陽市大字米光837-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理運営</p> <p>市長が必要があると認めるときは、老人憩の家等の管理を公共団体又は公共的団体に委託することができる。</p> <p>使用者の範囲</p> <p>(1) 市内に居住するおおむね60歳以上の者 (2) その他市長が必要と認めた者</p>		名称	位置	和田老人憩の家	新南陽市大字米光836-5	和田老人作業所	新南陽市大字米光837-2	<p>該当施設なし</p>	
名称	位置																
西部老人憩の家	徳山市新宿通五丁目2-20																
久米老人憩の家	徳山市大字久米3021-6																
名称	位置																
和田老人憩の家	新南陽市大字米光836-5																
和田老人作業所	新南陽市大字米光837-2																
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等													
老人福祉法第13条第1項 徳山市小規模老人憩の家設置条例		老人福祉法第13条第1項 新南陽市老人憩の家及び老人作業所条例															

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目																																																														
事業名	老人憩の家	分科会名	高齢障害分科会	協議事項	使用料、手数料																																																													
専門部会名	福祉部会			コード																																																														
現況				分																																																														
鹿野町				析																																																														
<p>(老人憩の家) 高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るとともに、地域住民との共同利用によりふれあい交流を進め、生きがいづくりを促進する。 管内施設の状況</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>石船温泉憩の家</td> <td>鹿野町大字鹿野上1677-4</td> </tr> </table> <p>管理委託 (株)かの高原開発に管理運営委託</p> <p>業務 (1) 入浴、休憩及び宿泊に関する業務 (2) 飲食物及び物品の提供に関する業務 (3) その他、目的達成に必要と認められる業務</p> <p>開館日及び開館時間 1 火曜日を除き毎日開館する。 2 開館時間は、午前11時から午後9時まで。 ただし、管理受託者が必要と認めた場合は、1時間を限度として延長 3 宿泊は、午後4時から翌日午前9時まで。 4 町長が必要と認めるときは、開館日及び開館時間を変更できる。</p> <p>利用料金</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>60歳以上</th> <th>大人</th> <th>中学生以下</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">入浴</td> <td>町内</td> <td>200円の範囲内</td> <td>100円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600円の範囲内</td> <td>300円の範囲内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊</td> <td>町内</td> <td>2,500円の範囲内</td> <td>1,500円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>4,000円の範囲内</td> <td>2,000円の範囲内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">部屋</td> <td>1階和室</td> <td colspan="2">1時間につき1,500円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>2階和室</td> <td colspan="2">1時間につき1,000円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>ダイニング</td> <td colspan="2">1時間につき3,000円の範囲内(貸切の場合に限る)</td> </tr> </table> <p>1 利用者の内小学生未満は無料とする。 2 ロビーのみの利用は無料とする。</p> <p>備品及び持込料</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">備品</td> <td>カラオケ</td> <td>1時間につき3,000円の範囲内(貸切の場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>酒</td> <td>1.8リットル1,500円の範囲内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持込料</td> <td>ビール</td> <td>大瓶1本につき200円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>料理</td> <td>1パックにつき1,000円の範囲内</td> </tr> </table> <p>利用料金は、管理運営委託業者が収受している。</p>				名称	位置	石船温泉憩の家	鹿野町大字鹿野上1677-4	区分	60歳以上	大人	中学生以下	入浴	町内	200円の範囲内	100円の範囲内	町外	600円の範囲内	300円の範囲内	宿泊	町内	2,500円の範囲内	1,500円の範囲内	町外	4,000円の範囲内	2,000円の範囲内	部屋	1階和室	1時間につき1,500円の範囲内		2階和室	1時間につき1,000円の範囲内		ダイニング	1時間につき3,000円の範囲内(貸切の場合に限る)		区分	単位	利用料金	備品	カラオケ	1時間につき3,000円の範囲内(貸切の場合に限る)	酒	1.8リットル1,500円の範囲内	持込料	ビール	大瓶1本につき200円の範囲内	料理	1パックにつき1,000円の範囲内	<p>(鹿野町高齢者生産活動センター) 高齢者の就業機会の増大を図るとともに、生きがいを高めるため、高齢者の経験や技術を生かした生産活動を実施し、あわせて高齢者相互の交流および健康の増進、教養の向上等、福祉の増進を総合的に推進する。 管内施設の状況</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>鹿野町高齢者生産活動センター</td> <td>鹿野町大字鹿野中734-4</td> </tr> </table> <p>事業 (1) 農林産物の加工および販売に関すること (2) 食品の加工および販売に関すること (3) 特産物の加工および販売に関すること (4) その他目的を達成する事業で特に町長が認めるもの</p> <p>使用料 1 高齢者生産活動センターを使用しようとする者は、町長の許可を受け、使用料を納付する。</p> <table border="1"> <tr> <th>施設、設備名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1回につき</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>加工室</td> <td>1回につき</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>製作室</td> <td>1回につき</td> <td>1,050円</td> </tr> </table> <p>2 町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</p>		名称	位置	鹿野町高齢者生産活動センター	鹿野町大字鹿野中734-4	施設、設備名	単位	使用料	研修室	1回につき	1,050円	加工室	1回につき	1,050円	製作室	1回につき	1,050円
名称	位置																																																																	
石船温泉憩の家	鹿野町大字鹿野上1677-4																																																																	
区分	60歳以上	大人	中学生以下																																																															
入浴	町内	200円の範囲内	100円の範囲内																																																															
	町外	600円の範囲内	300円の範囲内																																																															
宿泊	町内	2,500円の範囲内	1,500円の範囲内																																																															
	町外	4,000円の範囲内	2,000円の範囲内																																																															
部屋	1階和室	1時間につき1,500円の範囲内																																																																
	2階和室	1時間につき1,000円の範囲内																																																																
	ダイニング	1時間につき3,000円の範囲内(貸切の場合に限る)																																																																
区分	単位	利用料金																																																																
備品	カラオケ	1時間につき3,000円の範囲内(貸切の場合に限る)																																																																
	酒	1.8リットル1,500円の範囲内																																																																
持込料	ビール	大瓶1本につき200円の範囲内																																																																
	料理	1パックにつき1,000円の範囲内																																																																
名称	位置																																																																	
鹿野町高齢者生産活動センター	鹿野町大字鹿野中734-4																																																																	
施設、設備名	単位	使用料																																																																
研修室	1回につき	1,050円																																																																
加工室	1回につき	1,050円																																																																
製作室	1回につき	1,050円																																																																
				対 応 策																																																														
				施設、運営委託とも現行のまま新市に移行する。 利用料金については、新市移行後他施設の利用料を勘案しながら調整する。																																																														
				調 整 案																																																														
				() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 . () の例により調整する。 () 3 . 新たに制度等を創設する。 () 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 . 廃止の方向で検討する。																																																														
根 拠 法 令 等																																																																		
鹿野町老人憩の家条例 鹿野町老人憩の家規則		鹿野町高齢者生産活動センター設置条例 鹿野町高齢者生産活動センター管理運営規則		その他 ()																																																														

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目																																								
事業名	保健センター		協議事項	使用料、手数料																																								
専門部会名	福祉部会		分科会名	保健分科会																																								
現況			現況																																									
徳山市		新南陽市		熊毛町																																								
<p>名称 徳山市保健センター 位置 徳山市児玉町1丁目1番地 目的 市民の健康保持及び増進を図るための施設で、保健サービス・栄養改善・疾病の予防・保健衛生活動等の組織の育成や健康診査・健康教育・保健相談・保健指導等に関する事業を実施している。</p> <p>事業 (1) 健康診査、保健相談等の保健サービスに関する事業 (2) 健康教育、保健指導、栄養改善等に関する事業 (2) 疾病の予防に関する事業 (3) 保健衛生活動等の組織の育成に関する事業 (4) その他市民の健康保持、増進に関する事業</p> <p>開館時間 午前8時30分から午後5時まで (検診予防ホール；午前9時から午後10時まで)</p> <p>休館日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで (検診予防ホール；毎週木曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで)</p> <p>保健センター使用料 検診予防ホール(多目的ホール)基本使用料 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時から 13時まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>17時から 22時まで</th> <th>9時から 22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 営利(営業・宣伝を含む)を目的とする場合</td> <td>13,970</td> <td>13,970</td> <td>19,070</td> <td>47,010</td> </tr> <tr> <td>2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合</td> <td>10,080</td> <td>10,080</td> <td>13,600</td> <td>33,760</td> </tr> <tr> <td>3 その他の場合</td> <td>5,340</td> <td>5,340</td> <td>7,040</td> <td>17,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) 徳山市、下松市、光市、新南陽市、鹿野町、熊毛町、大和町及び田布施町の居住者以外の社が使用する場合は、当該使用区分にかかる基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。 (2) 冷暖房期間中は、当該使用区分にかかる基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。 (3) 使用料の算定において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>器具使用料 1回につき770円の範囲内で市長が定める。</p> <p>保健センター利用者 71,421人</p>	使用区分	午前	午後	夜間	全日	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	1 営利(営業・宣伝を含む)を目的とする場合	13,970	13,970	19,070	47,010	2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	10,080	10,080	13,600	33,760	3 その他の場合	5,340	5,340	7,040	17,720	<p>名称 新南陽市保健センター 位置 新南陽市宮の前2丁目6番11号 建築年次外 昭和58年度竣工 鉄筋コンクリート造り2階建て 延べ床面積 606.68㎡</p> <p>目的 市民の健康保持及び増進を図る。</p> <p>事業 (1) 健康診査、保健相談等の保健サービスに関する事業 (2) 健康教育及び保健指導、栄養改善等に関する事業 (3) 疾病の予防に関する事業 (4) 保健衛生活動等の組織の育成に関する事業 (5) その他市民の健康保持、増進等に関する事業</p> <p>開館時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>休館日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>平成10年度実績 光熱水費、管理委託料 決算見込額 4,939,000円</p>	<p>名称 熊毛町母子健康センター 位置 熊毛町大字呼坂418番地の175 設置日 昭和47年6月設置 構造外 鉄筋コンクリート造り 2階建て 延べ床面積 556.13㎡</p> <p>目的 母子保健衛生の向上を図り、もって一般住民の保健衛生を増進する。母子保健に関する各種の相談に応じたり、母性や乳幼児の保健指導を実施している。 また、平成9年度より、センター内に子育て支援センターと母子健康センターとの機能を合体・整備した『子ども家庭センター』を設置。出産から子育てまでを総合的に支援する拠点となっている。</p> <p>業務 (1) 妊産婦及び乳幼児の保健衛生に関すること (2) 母子栄養の改善に関すること (3) 家族計画に関すること (4) その他母子保健衛生の向上増進に関すること</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>210</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>"</td> <td>130</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>"</td> <td>130</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。 2 使用時間で1時間未満の端数があるとき又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は、1時間として計算する。 3 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間を含むものとする。 4 冷暖房、映写等特別の電力を使用する場合は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した金額とする。</p>	区分	単位	金額		昼間	夜間	会議室	1時間につき	210	250	和室	"	130	160	栄養指導室	"	130	160
使用区分		午前	午後	夜間	全日																																							
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで																																								
1 営利(営業・宣伝を含む)を目的とする場合	13,970	13,970	19,070	47,010																																								
2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	10,080	10,080	13,600	33,760																																								
3 その他の場合	5,340	5,340	7,040	17,720																																								
区分	単位	金額																																										
		昼間	夜間																																									
会議室	1時間につき	210	250																																									
和室	"	130	160																																									
栄養指導室	"	130	160																																									
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																								
徳山市保健センター条例 徳山市保健センター条例施行規則		新南陽市保健センター条例 新南陽市保健センター条例施行規則		熊毛町母子健康センター条例 熊毛町母子健康センター使用規則																																								

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目							
事業名	保健センター			協議事項	使用料、手数料						
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会	コード							
現況				分 析 点							
鹿 野 町				問 題 点							
名称	鹿野町母子健康センター			2町は保健センターではなく、母子保健センターである。 使用料について2町は条例はあるが実務上は目的外使用なく使用料は徴収しておらず、徳山市のみが徴収している。 新南陽市については貸し館はしていない。							
位置	鹿野町大字鹿野上字向原3330番地										
設置日	昭和40年4月設置										
目的	母子保健衛生事業を推進することにより、一般住民の保健衛生知識の浸透を図り、もって健康で文化的な社会の建設に寄与する。										
業務	(1) 妊産婦及び乳幼児の保健衛生に関すること (2) 母子栄養の改善に関すること (3) 母親教室に関すること (4) 家族計画に関すること (5) その他母子保健衛生の向上増進に関すること										
使用料	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1日</td> <td>300</td> </tr> </table>			項目	単位	金額	講習室	1日	300		
項目	単位	金額									
講習室	1日	300									
根 拠 法 令 等				対 応 策							
鹿野町母子健康センター条例				現行のまま新市に引き継ぐ。							
				調 整 案							
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。							
				その他 ()							

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	救急医療制度の状況	小項目																					
事業名	休日夜間急病診療所			協議事項	使用料、手数料																				
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会	コード																					
現況			分析																						
徳山市・新南陽市・鹿野町			熊毛町																						
<p>光市休日診療所に参加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">診療日</th> <th colspan="2">診療時間</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 1月2日、1月3日、8月15日及び12月31日</td> <td>午前9時から 午後5時まで</td> <td>午後7時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>エ 月曜日から土曜日（これらの日がイ又はウに該当するときは除く。）</td> <td>-</td> <td>午後7時から 午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料 急病診療所において診療を受ける者は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準により算出した額を支払うものとする。</p> <p>手数料 診断書等の交付手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断書</td> <td>1通につき</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>証明書</td> <td>1通につき</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>			診療日	診療時間		昼間	夜間	ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 1月2日、1月3日、8月15日及び12月31日	午前9時から 午後5時まで	午後7時から 午後10時まで	エ 月曜日から土曜日（これらの日がイ又はウに該当するときは除く。）	-	午後7時から 午後10時まで	種類	単位	金額	診断書	1通につき	2,000	証明書	1通につき	1,000	<p>使用料については、健康保険法に基づく、診療報酬の自己負担金であり、相違はない。</p> <p>光市が平成12年に休日診療所を設置しており、熊毛町はこれに参加している。</p> <p>対 応 策</p> <p>セ簽) } 揺保するための診療所である。</p> <p>所在地 徳山市慶万町10番9号 診療科目 内科、小児科、外科 診療日及び診療時間</p>		
診療日	診療時間																								
	昼間	夜間																							
ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 1月2日、1月3日、8月15日及び12月31日	午前9時から 午後5時まで	午後7時から 午後10時まで																							
エ 月曜日から土曜日（これらの日がイ又はウに該当するときは除く。）	-	午後7時から 午後10時まで																							
種類	単位	金額																							
診断書	1通につき	2,000																							
証明書	1通につき	1,000																							
根拠法令等			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>																						
徳山市休日夜間急病診療所条例 徳山市休日夜間急病診療所条例施行規則																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	救急医療制度の状況	小項目																									
事業名	市民病院	分科会名	保健分科会	協議事項	使用料、手数料																								
専門部会名	福祉部会			コード																									
現況			分析																										
新南陽市		徳山市・熊毛町・鹿野町		問題点																									
<p>新南陽市民病院 所在地 新南陽市宮の前2丁目3番15号 診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科 管理運営 財団法人新南陽市医療公社に委託 診療日 病院が外来診療を行わない日は次のとおり。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休診することがある。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日 診療時間 外来患者の診療受付時間は、午前8時30分から午前11時30分までとする。ただし、急患、専門外来等については、この限りでない。 使用料 (1) 使用料等の額は、医科点数表、老人医科点数表、食事療養費算定表又は老人食事療養費算定基準(以下「点数表等」という。)により算定して得た額とする。 (2) 点数表等に定めのない使用料等の額は、別表のとおり (3) (1)に係わらず、次の各号に掲げるものにかかる使用料等の額は次のとおりとする。 労働者災害補償保険法第12条の8第1項第1号に規定する療養補償給付の対象となるもの.....山口労働基準局長と協定した額 自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支払対象となるもの.....医科点数表により算定した点数に15円を乗じて得た額</p>		<p>該当施設なし</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書料</td> <td>1通</td> <td>8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>人間ドック料</td> <td>1回</td> <td>80,000円(肺がんドックその他の選択追加検査を併せて行う場合にあっては120,000円)を超えない範囲内でドックの種類ごとに規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>脳ドック料</td> <td>1回</td> <td>80,000円を超えない範囲内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>個室使用料</td> <td>1日</td> <td>10,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに規則で定める額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駐車場使用料</td> <td>(1) 外来患者又は市長が特に認めた者が駐車する場合</td> <td>30分まで無料 30分を超え10時間まで50円 10時間を超えたときは、1時間に100円を加算した額。なお、1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 即日入院者が駐車する場合</td> <td>入院初日は50円。翌日から1日につき200円</td> </tr> <tr> <td>(3) 上記(1)、(2)以外の者が駐車する場合</td> <td>1時間につき100円(ただし、30分まで無料)。なお、30分を超え1時間未満の場合、又は1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。</td> </tr> <tr> <td>(4) 定期駐車をする場合</td> <td>1年間につき50,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	文書料	1通	8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに規則で定める額	人間ドック料	1回	80,000円(肺がんドックその他の選択追加検査を併せて行う場合にあっては120,000円)を超えない範囲内でドックの種類ごとに規則で定める額	脳ドック料	1回	80,000円を超えない範囲内で規則で定める額	個室使用料	1日	10,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに規則で定める額	駐車場使用料	(1) 外来患者又は市長が特に認めた者が駐車する場合	30分まで無料 30分を超え10時間まで50円 10時間を超えたときは、1時間に100円を加算した額。なお、1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。	(2) 即日入院者が駐車する場合	入院初日は50円。翌日から1日につき200円	(3) 上記(1)、(2)以外の者が駐車する場合	1時間につき100円(ただし、30分まで無料)。なお、30分を超え1時間未満の場合、又は1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。	(4) 定期駐車をする場合	1年間につき50,000円	<p>使用料については、健康保険法に基づく、診療報酬の自己負担金であり、病院による相違はない。</p>	
区分	単位	金額																											
文書料	1通	8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに規則で定める額																											
人間ドック料	1回	80,000円(肺がんドックその他の選択追加検査を併せて行う場合にあっては120,000円)を超えない範囲内でドックの種類ごとに規則で定める額																											
脳ドック料	1回	80,000円を超えない範囲内で規則で定める額																											
個室使用料	1日	10,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに規則で定める額																											
駐車場使用料	(1) 外来患者又は市長が特に認めた者が駐車する場合	30分まで無料 30分を超え10時間まで50円 10時間を超えたときは、1時間に100円を加算した額。なお、1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。																											
	(2) 即日入院者が駐車する場合	入院初日は50円。翌日から1日につき200円																											
	(3) 上記(1)、(2)以外の者が駐車する場合	1時間につき100円(ただし、30分まで無料)。なお、30分を超え1時間未満の場合、又は1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。																											
	(4) 定期駐車をする場合	1年間につき50,000円																											
根拠法令等		対応策																											
<p>新南陽市民病院事業の設置等に関する条例 新南陽市民病院の管理等に関する規則 新南陽市民病院使用料手数料条例 新南陽市民病院使用料手数料条例施行規則</p>		<p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()</p>																											

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	斎場・火葬場の状況	小項目	使用料
事業名	斎場使用料			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境保全	コード	

現

況

徳山市

新南陽市

熊毛町

周南地区衛生施設組合御屋敷山斎場使用料

H14.4.1日

種類	種別	単位	使用料	適用
火葬場	死体	1死体	36,000円	7歳未満の場合は20,000円
	死産児	1死体	8,000円	収骨を必要としない場合3,000円
	身体の一部	1個	3,150円	
	胞衣	1個	2,100円	
式場		1回	31,500円	1. 1回の使用時間は2時間を限度とする。 2. 使用時間を延長するときは、1時間(1時間未満の端数は1時間として計算する。)ごとに10,500円を加算する。
安置室		1回	1,050円	1回の使用時間は24時間を限度とする。

(備考)
徳山市・下松市・光市・大和町・熊毛町の住民の方は、火葬場の使用料は無料。
なお、住民とは死亡者、又は申請者が上記の市、町に住民登録されている者。待合室、ロビーの使用は無料。

徳山市須金・大津島火葬場

1. 火葬場使用料は免除。
2. 運営は、地区住民で対応。
3. 管理は、徳山市で対応。

新南陽市斎場使用料

H14.4.1日

種別	区分	単位	使用料(単位:円)	
			市内住民	市外住民
火葬施設	大人(12歳以上)	1体につき	無料	37,000
	小人(12歳未満)	1体につき	無料	20,000
	死産児	1胎につき	無料	8,000
	胞衣又は人体の一部	1体につき	無料	3,000
葬儀場	葬儀による使用	1回につき	3時間以内	21,000 63,000
	通夜による使用	1回につき	午後5時から翌午前9時まで	9,800 29,400
霊安置室		1体につき	24時間以内	無料 6,120

(備考)
市内住民とは、死亡者又は使用者が本市に住所を有する者とし、市外住民とは、市内住民以外の者とする。
葬儀場を使用する場合において冷暖房設備を使用する時は、葬儀場の使用料の額に1時間につき1,020円加算する。ただし、通夜の場合には、1時間につき400円加算する。

種別	区分	単位	使用料(単位:円)	
			市内住民	市外住民
ペット施設	個別火葬	体重20kg未満	1体につき	7,140 40,800
	集合火葬	体重20kg以上	1体につき	10,200 51,000
		体重20kg未満	1体につき	3,570 30,600
	集合火葬	体重20kg以上	1体につき	5,100 40,800

(備考)
市内住民とは、使用者が本市に住所を有する者とし、市外住民とは、市内住民以外の者とする。
個別火葬とは、使用者の申出により当該使用者のみの使用に係る火葬をいい、集合火葬とは、個別火葬以外の火葬をいう。

使用料(周南地区衛生施設組合との覚書)

H14.4.1日

種類	種別	単位	使用料	摘要
火葬場	死体	1死体	38,500円	7歳未満の場合は21,440円
	死産児	1死体	8,580円	収骨を必要としない場合3,220円
	身体の一部	1個	3,220円	
	胞衣	1個	2,150円	
式場		1回	31,500円	徳山市・下松市同じ
安置室		1回	1,050円	徳山市・下松市同じ

(備考)
徳山市・下松市・光市・大和町・熊毛町の住民の方は、火葬場の使用料は無料。
なお、住民とは死亡者、又は申請者が上記の市、町に住民登録されている者。待合室、ロビーの使用は無料。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	斎場・火葬場の状況	小項目	使用料																						
事業名	斎場使用料			協議事項	使用料・手数料の取扱い																						
専門部会名	環境	分科会名	環境保全	コード																							
現況				分	析																						
鹿野町				問	題																						
<p>鹿野斎場使用料 H14.4.1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">被葬者等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>町内在住者</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>7,000円</td> <td>28,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>4,600円</td> <td>18,000円</td> <td>満12歳未満</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>2,800円</td> <td>11,000円</td> <td>妊娠7ヶ月に満たない死産児を除く</td> </tr> <tr> <td>胞衣・身体の一部</td> <td>2,000円</td> <td>8,000円</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table>				区分	被葬者等		備考	町内在住者	その他の者	大人	7,000円	28,000円		子供	4,600円	18,000円	満12歳未満	死産児	2,800円	11,000円	妊娠7ヶ月に満たない死産児を除く	胞衣・身体の一部	2,000円	8,000円	1個	<p>1. 徳山市市民は、周南地区衛生施設組合御屋敷山斎場を利用し火葬場の使用料は無料。 新南陽市市民は、新南陽市斎場を利用し火葬場の使用料は無料。</p> <p>2. 熊毛町は、町と周南地区衛生施設組合との委託契約により使用料を町が負担。(実質的に熊毛町町民は無料。)</p> <p>3. 鹿野町は、町内在住者より使用料を徴収している。</p>	
区分	被葬者等		備考																								
	町内在住者	その他の者																									
大人	7,000円	28,000円																									
子供	4,600円	18,000円	満12歳未満																								
死産児	2,800円	11,000円	妊娠7ヶ月に満たない死産児を除く																								
胞衣・身体の一部	2,000円	8,000円	1個																								
				対	策																						
				<p>1. 新南陽市・鹿野斎場の市町外の利用者に対しては、火葬炉の使用料を速やかに調整する。</p> <p>2. 新南陽市斎場の火葬炉以外の使用料については、従前の料金表を適用する。</p> <p>3. 鹿野町民の鹿野斎場の使用料については、無料にする。</p> <p>4. 2市2町の住民は、御屋敷山斎場・新南陽市斎場・鹿野斎場の共通使用ができるように調整する。</p>																							
				調 整 案																							
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。 但し、鹿野斎場の町内在住者の使用料は無料とする。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>																							

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	労働関連施設																																																																																																															
事業名				協議事項	使用料・手数料の取扱い																																																																																																															
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード																																																																																																																
現況																																																																																																																				
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																																																
徳山市勤労福祉センター、徳山市勤労青少年ホーム		新南陽市勤労青少年ホーム		雇用促進事業団委託熊毛勤労者総合福祉センター(サンウイング熊毛)																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">会場種別</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料又はこれに類するものを徴収する場合</td> <td>大会議室 2,100</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>9,450</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料又はこれに類するものを徴収しないが商業等に使用する場合</td> <td>大会議室</td> <td>1,570</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> <td>6,820</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>1,050</td> <td>1,570</td> <td>2,620</td> <td>5,240</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>840</td> <td>1,050</td> <td>1,260</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の場合</td> <td>大会議室</td> <td>1,050</td> <td>1,050</td> <td>1,470</td> <td>3,570</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>1,260</td> <td>2,940</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,770</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	会場種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	全日	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	大会議室 2,100	3,150	4,200	9,450	入場料又はこれに類するものを徴収しないが商業等に使用する場合	大会議室	1,570	2,100	3,150	6,820	中会議室	1,050	1,570	2,620	5,240	小会議室	840	1,050	1,260	3,150	その他の場合	大会議室	1,050	1,050	1,470	3,570	中会議室	840	840	1,260	2,940	小会議室	520	520	730	1,770	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時~正午</td> <td>正午~午後5時</td> <td>午後5時~午後10時</td> <td>午前9時~午後10時</td> <td>入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料に2を乗じて得た額とする。</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>910円</td> <td>1,270円</td> <td>1,830円</td> <td>4,010円</td> <td rowspan="2">一般開放(卓球台1台)1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>540円</td> <td>910円</td> <td>1,270円</td> <td>2,720円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>720円</td> <td>1,090円</td> <td>1,450円</td> <td>3,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td>360円</td> <td>540円</td> <td>910円</td> <td>1,810円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>360円</td> <td>540円</td> <td>910円</td> <td>1,810円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>360円</td> <td>540円</td> <td>910円</td> <td>1,810円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		午前	午後	夜間	全日	摘要	午前9時~正午	正午~午後5時	午後5時~午後10時	午前9時~午後10時	入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料に2を乗じて得た額とする。	軽運動室	910円	1,270円	1,830円	4,010円	一般開放(卓球台1台)1時間につき 100円	音楽室	540円	910円	1,270円	2,720円	集会室	720円	1,090円	1,450円	3,260円		講座室	360円	540円	910円	1,810円		調理実習室	360円	540円	910円	1,810円		和室	360円	540円	910円	1,810円		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">基準額</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後6時まで</th> <th>午後6時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td rowspan="6">1時間に つき</td> <td>400(500)</td> <td>500(600)</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>100(150)</td> <td>150(200)</td> </tr> <tr> <td>文化教養室</td> <td>150(200)</td> <td>200(300)</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>400(500)</td> <td>500(600)</td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>300(400)</td> <td>400(500)</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>200(300)</td> <td>300(400)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	基準額		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	多目的ホール	1時間に つき	400(500)	500(600)	ステージ	100(150)	150(200)	文化教養室	150(200)	200(300)	研修室	400(500)	500(600)	会議室1	300(400)	400(500)	会議室2	200(300)	300(400)
使用区分			会場種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	全日																																																																																																													
	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	大会議室 2,100		3,150	4,200	9,450																																																																																																														
入場料又はこれに類するものを徴収しないが商業等に使用する場合	大会議室	1,570	2,100	3,150	6,820																																																																																																															
	中会議室	1,050	1,570	2,620	5,240																																																																																																															
	小会議室	840	1,050	1,260	3,150																																																																																																															
その他の場合	大会議室	1,050	1,050	1,470	3,570																																																																																																															
	中会議室	840	840	1,260	2,940																																																																																																															
	小会議室	520	520	730	1,770																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日	摘要																																																																																																															
	午前9時~正午	正午~午後5時	午後5時~午後10時	午前9時~午後10時		入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料に2を乗じて得た額とする。																																																																																																														
軽運動室	910円	1,270円	1,830円	4,010円	一般開放(卓球台1台)1時間につき 100円																																																																																																															
音楽室	540円	910円	1,270円	2,720円																																																																																																																
集会室	720円	1,090円	1,450円	3,260円																																																																																																																
講座室	360円	540円	910円	1,810円																																																																																																																
調理実習室	360円	540円	910円	1,810円																																																																																																																
和室	360円	540円	910円	1,810円																																																																																																																
区分	単位	基準額																																																																																																																		
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで																																																																																																																	
多目的ホール	1時間に つき	400(500)	500(600)																																																																																																																	
ステージ		100(150)	150(200)																																																																																																																	
文化教養室		150(200)	200(300)																																																																																																																	
研修室		400(500)	500(600)																																																																																																																	
会議室1		300(400)	400(500)																																																																																																																	
会議室2		200(300)	300(400)																																																																																																																	
<p>(注) 徳山市に所在する官公庁若しくは公益を目的とする団体において使用する場合の使用料は定める額の50%相当額とする。徳山市に居住する勤労者又は徳山市に所在する勤労者の団体が使用する場合の使用料は定める額の40%とし、徳山市以外の者の使用料は定める額の120%相当額とする。冷暖房装置使用期間中は使用料の20%相当額を別に徴収する。</p> <p>音楽室、軽運動室を使用する場合の使用料は、音楽室は小会議室の、軽運動室は大会議室のそれぞれの適用区分に応じた額の150パーセント相当額とする。</p>		<p>備考</p> <p>1 軽運動室を一般に開放する場合、中学生以下の使用料は無料とする。</p> <p>2 ガスを使用する場合の使用料は、ガス料金の実費を加算した額とする。</p>		<p>()内は雇用保険の被保険者以外の者</p> <p>注：利用料金は基準額に8/10~12/10を乗じて得た額の範囲内で財団が定める額とする。入場料を徴収し使用する場合は商業、宣伝又はこれに類する営利目的のために使用する場合の基準額は200/100を乗じて得た額とする。</p>																																																																																																																
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																																																																																																
徳山市勤労福祉センター条例、徳山市勤労福祉センター条例施行規則 徳山市勤労青少年ホーム条例、徳山市勤労青少年ホーム条例施行規則		新南陽市勤労青少年ホーム条例		雇用促進事業団委託熊毛勤労者総合福祉センター条例 雇用促進事業団委託熊毛勤労者総合福祉センター施行規則																																																																																																																

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	労働関連施設
事業名				協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分析点	
鹿野町					
該当なし				<p>・徳山市、新南陽市については市の施設であるが、熊毛町は雇用・能力開発機構の施設であり、管理委託されている。</p> <p>・管理の方法について、徳山市、新南陽市は直営だが、熊毛町は(財)熊毛町勤労福祉財団に再委託している。</p> <p>・徳山市、新南陽市は「使用料」だが、熊毛町は「利用料金」となっている。</p>	
				対応策	
				<p>・運営形態を含め新市移行後随時調整する。</p>	
				調整案	
				<p>1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2. () の例により調整する。</p> <p>3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>・新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根拠法令等					
				その他()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	使用料																								
事業名	農業集落排水			協議事項	使用料・手数料の取扱い																								
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																									
現 況																													
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町																									
<p>徳山市農業集落排水施設</p> <p>1 須々万市地区</p> <p>(1) 処理区域 50ha</p> <p>(2) 処理人口 1,800人</p> <p>(3) 処理施設の概要</p> <p>施設の名称 須々万市地区農業集落排水施設</p> <p>位置 徳山市大字須々万奥字本荘 1092-2</p> <p>処理方法 オキシデーション・ディッチ方式</p> <p>(4) 使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金(1世帯当たり)</td> <td>1,610円</td> </tr> <tr> <td>人員割(1人当たり)</td> <td>460円</td> </tr> </table> <p>2 山手地区</p> <p>(1) 処理区域 130ha</p> <p>(2) 処理人口 4,550人</p> <p>(3) 処理施設の概要</p> <p>施設の名称 須々万中央浄化センター</p> <p>位置 徳山市大字須々万本郷字飛長</p> <p>処理方法 オキシデーション・ディッチ方式</p> <p>(4) 使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金(1世帯当たり)</td> <td>1,610円</td> </tr> <tr> <td>人員割(1人当たり)</td> <td>460円</td> </tr> </table> <p>(5) 供用開始 平成14年4月1日</p>		基本料金(1世帯当たり)	1,610円	人員割(1人当たり)	460円	基本料金(1世帯当たり)	1,610円	人員割(1人当たり)	460円	<p>新南陽市農業集落排水施設</p> <p>高瀬地区</p> <p>(1) 処理区域 18ha</p> <p>(2) 処理人口 450人</p> <p>(3) 処理施設の概要</p> <p>施設の名称 高瀬地区農業集落排水浄化センター</p> <p>位置 新南陽市大字夏切字猪ノ尻 87 1</p> <p>処理方法 連続流入間欠ばっ気方式</p> <p>(4) 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使用料(1箇月につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般汚水</td> <td rowspan="3">10立方メートルまで</td> <td rowspan="3">950円</td> <td>(ア)10立方メートルを超え 20立方メートルまで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>(イ)20立方メートルを超え 50立方メートルまで</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)50立方メートルを超えるもの</td> <td>185円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 供用開始 平成12年7月1日</p>		区 分	使用料(1箇月につき)			基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)	一般汚水	10立方メートルまで	950円	(ア)10立方メートルを超え 20立方メートルまで	130円	(イ)20立方メートルを超え 50立方メートルまで	155円	(ウ)50立方メートルを超えるもの	185円		
基本料金(1世帯当たり)	1,610円																												
人員割(1人当たり)	460円																												
基本料金(1世帯当たり)	1,610円																												
人員割(1人当たり)	460円																												
区 分	使用料(1箇月につき)																												
	基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)																										
一般汚水	10立方メートルまで	950円	(ア)10立方メートルを超え 20立方メートルまで	130円																									
			(イ)20立方メートルを超え 50立方メートルまで	155円																									
			(ウ)50立方メートルを超えるもの	185円																									
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																									
徳山市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例 徳山市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則		新南陽市農業集落排水施設条例 新南陽市農業集落排水施設条例施行規則																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	使用料
事業名	農業集落排水			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題点	
該当なし				<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳山市の使用料は、1世帯あたりの基本料金と人員割となっているが、新南陽市は、使用水量に応じた使用料(公共下水道と同様)を定めている。 	
				対応策	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水処理施設使用料については、下水道使用料など他の排水処理施設使用料との調整もあることから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 	
				調整案	
				<ol style="list-style-type: none"> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ・ 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 <p style="text-align: center;">その他()</p>	
根拠法令等				根拠法令等	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	使用料																																										
事業名				協議事項	使用料・手数料の取扱い																																										
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																																											
現			況																																												
徳山市		新南陽市		熊毛町																																											
<p>農業環境改善センター 徳山市農村環境改善センター(徳山市大字須々万本郷 480-11) 須金農村環境改善センター(徳山市大字須万 2427-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～13時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時～22時</th> <th>9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>4,620円</td> <td>4,620円</td> <td>6,090円</td> <td>15,330円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋</td> <td>1,050円</td> <td>1,050円</td> <td>1,470円</td> <td>3,570円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) その他の室とは、会議室、研修室、和室をいう。 (2) 徳山市居住者以外の者が使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料に50%を乗じて得た額を加算する。 (3) 冷暖房を使用するときは、当該使用区分に係る使用料に20%を乗じて得た額を加算する。 (4) 和室を2分して使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。 (5) 使用料の算定において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>		区分	午前	午後	夜間	全日	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時	多目的ホール	4,620円	4,620円	6,090円	15,330円	その他の部屋	1,050円	1,050円	1,470円	3,570円	該当なし		<p>熊毛町東善寺やすらぎの里</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">やすらぎ館</td> <td>入浴施設</td> <td>1人1日につき</td> <td>大人600円 子ども400円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚兼研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>体験工房</td> <td>1時間につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 大人とは中学生以上をいう。 2 子供とは小学生以下をいう。 3 3歳未満の者は無料とする。 4 特殊浴室は、付き添い介護の者は無料とする。 5 使用時間で1時間未満の端数があるとき又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は、1時間として計算する。 6 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、1時間として計算する。 7 陶芸窯、電動工具等特別の電力を使用する場合の使用料の金額は、その実費に相当する額を前期の使用料の金額に加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい広場</td> <td>1平方メートル 1日につき</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	金額	やすらぎ館	入浴施設	1人1日につき	大人600円 子ども400円	会議室	1時間につき	110円	視聴覚兼研修室	1時間につき	100円	体験工房	1時間につき	200円	区分	単位	金額	ふれあい広場	1平方メートル 1日につき	10円
区分	午前		午後	夜間	全日																																										
	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時																																											
多目的ホール	4,620円	4,620円	6,090円	15,330円																																											
その他の部屋	1,050円	1,050円	1,470円	3,570円																																											
区分		単位	金額																																												
やすらぎ館	入浴施設	1人1日につき	大人600円 子ども400円																																												
	会議室	1時間につき	110円																																												
	視聴覚兼研修室	1時間につき	100円																																												
	体験工房	1時間につき	200円																																												
区分	単位	金額																																													
ふれあい広場	1平方メートル 1日につき	10円																																													
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																											
徳山市農業環境改善センターの設置及び管理に関する条例、 徳山市農業環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則				熊毛町東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例																																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	使用料																
事業名				協議事項	使用料・手数料の取扱い																
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																	
現況				分	析																
鹿野町				問	題																
<p>鹿野町わかもの定住センター(あぐりハウス)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>8時30分~17時</td> <td>17時~22時</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>365円</td> <td>385円</td> </tr> <tr> <td>情報収集室</td> <td>305円</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>加工実習室</td> <td>580円</td> <td>590円</td> </tr> </table> <p>1時間当たり</p>				区分	8時30分~17時	17時~22時	研修室	365円	385円	情報収集室	305円	315円	加工実習室	580円	590円	<p>・なし</p>	<p>点</p>				
区分	8時30分~17時	17時~22時																			
研修室	365円	385円																			
情報収集室	305円	315円																			
加工実習室	580円	590円																			
<p>鹿野町山村広場、ふれあいひろば</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>摘要</td> <td>料金</td> </tr> <tr> <td>山村広場</td> <td>1日</td> <td>2,100円(町内居住者は無料)</td> </tr> <tr> <td>山村広場照明施設</td> <td>1時間</td> <td>1,730円</td> </tr> <tr> <td>ふれあいひろば</td> <td>1時間</td> <td>525円(町内居住者は無料)</td> </tr> <tr> <td>ふれあいひろば照明施設</td> <td>1時間</td> <td>230円</td> </tr> </table>				区分	摘要	料金	山村広場	1日	2,100円(町内居住者は無料)	山村広場照明施設	1時間	1,730円	ふれあいひろば	1時間	525円(町内居住者は無料)	ふれあいひろば照明施設	1時間	230円	対	応	策
区分	摘要	料金																			
山村広場	1日	2,100円(町内居住者は無料)																			
山村広場照明施設	1時間	1,730円																			
ふれあいひろば	1時間	525円(町内居住者は無料)																			
ふれあいひろば照明施設	1時間	230円																			
<p>大瀬田舎の店</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>単位</td> <td>利用料金の範囲</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,000円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>加工室(1) 加工室(2) 加工室(3)</td> <td>1室の一時利用 (1回の利用3時間) 延長1時間につき</td> <td>3,000円の範囲内 500円の範囲内</td> </tr> </table>				区分	単位	利用料金の範囲	研修室	1時間につき	1,000円の範囲内	加工室(1) 加工室(2) 加工室(3)	1室の一時利用 (1回の利用3時間) 延長1時間につき	3,000円の範囲内 500円の範囲内	調 整 案								
区分	単位	利用料金の範囲																			
研修室	1時間につき	1,000円の範囲内																			
加工室(1) 加工室(2) 加工室(3)	1室の一時利用 (1回の利用3時間) 延長1時間につき	3,000円の範囲内 500円の範囲内																			
<p>根拠法令等</p>				<p>1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他()</p>																	
<p>鹿野町わかもの定住センター設置条例、鹿野町わかもの定住センター管理運営規則、鹿野町山村広場等設置条例、鹿野町高齢者・女性等生きがい発揮促進施設設置及び管理運営に関する条例</p>				<p>根拠法令等</p>																	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	
事業名		協議事項	使用料・手数料等の取扱い		
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
市有林野 (1) 柴草採取地(1年、1反あたり) 1等地…………… 50円以上200円以内 2等地…………… 40円以上150円以内 3等地…………… 30円以上100円以内 (2) 貸付地(1年、1反あたり) 人工造林地…………… 50円以上200円以内 天然造林地…………… 50円以上200円以内 (3) 部分林分収率(市) 50/100		市有林野 (1) 柴草採取地(1年、10aあたり) 1等地…………… 80円以上200円以内 2等地…………… 50円以上150円以内 3等地…………… 30円以上100円以内 (2) 開墾地(1年、10aあたり) 100円以上600円以内		町有林野(1年、0.1ヘクタールあたり) 柴草採取地…………… 100円以上500円以内	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市有林野条例		新南陽市市有林野条例		熊毛町林野条例	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	使用料												
事業名	漁業集落排水			協議事項	使用料・手数料の取扱い												
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード													
現 況																	
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町													
<p>徳山市漁業集落排水施設</p> <p>(1) 処理区域 13ha</p> <p>(2) 処理人口 750人</p> <p>(3) 処理施設の概要</p> <p>施設の名称 給・大島地区漁業集落排水施設</p> <p>位置 徳山市大字給島、大字大島地内</p> <p>処理方法 公共下水道に接続</p> <p>(4) 使用料(1箇月につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10立方メートルまで</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,000円</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">140円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 50立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">160円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 使用料の額は、基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>2 共用給水装置又は水道から受水し、2世帯以上で水道水を使用する場合の排除した汚水量は、各世帯の排除量を均等とみなし、各世帯ごとに使用料の額を計算することができる。</p>		基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)		10立方メートルまで	1,000円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	140円	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	160円	50立方メートルを超えるもの	180円	該当なし		該当なし	
基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)															
10立方メートルまで	1,000円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	140円														
		20立方メートルを超え 50立方メートルまで	160円														
		50立方メートルを超えるもの	180円														
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等													
徳山市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例 徳山市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	使用料
事業名	漁業集落排水			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題	
該当なし				・問題なし (公共下水道に接続され処理されていることから、使用料も公共下水道と同一となっている)	
				対応策	
				調整案	
				1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 その他()	
根拠法令等		根拠法令等			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	使用料																																																																					
事業名	漁港施設	分科会名	農林水産	協議事項	使用料、手数料の取扱い																																																																					
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																																																																						
現 況																																																																										
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町																																																																						
徳山市漁港管理条例、徳山市漁港管理条例施行規則		新南陽市漁港管理条例、新南陽市漁港管理条例施行規則		該当なし																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用料</td> <td rowspan="2">岸壁、物揚場、棧橋</td> <td>漁船等</td> <td>総トン数1ト1日につき</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>漁船等以外のもの</td> <td>船長又は長さ1m1日につき</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">野積場、漁具干場、その他の公共施設</td> <td>1㎡1日につき</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">泊地</td> <td>漁船等</td> <td>総トン数1ト1日につき</td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td>漁船等以外のもの</td> <td>船長又は長さ1m1日につき</td> <td>12円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">占用料</td> <td rowspan="2">野積場、漁具干場、その他の公共用地</td> <td>漁業者が漁業を営むために利用する場合</td> <td>1㎡1月につき</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1㎡1月につき</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路敷</td> <td colspan="2">徳山市道路占用料徴収条例の占用料の額</td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	金額	使用料	岸壁、物揚場、棧橋	漁船等	総トン数1ト1日につき	5円	漁船等以外のもの	船長又は長さ1m1日につき	15円	野積場、漁具干場、その他の公共施設		1㎡1日につき	2円	泊地	漁船等	総トン数1ト1日につき	4円	漁船等以外のもの	船長又は長さ1m1日につき	12円	占用料	野積場、漁具干場、その他の公共用地	漁業者が漁業を営むために利用する場合	1㎡1月につき	15円	その他の場合	1㎡1月につき	45円	道路敷		徳山市道路占用料徴収条例の占用料の額		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">使用料</td> <td rowspan="6">岸壁、物揚場、棧橋等の繫留施設</td> <td rowspan="3">短期利用</td> <td>5ト未満</td> <td>1日につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>5ト以上20ト未満</td> <td>1日につき</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>20ト以上</td> <td>1日につき</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長期利用</td> <td>5ト未満</td> <td>1年につき</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>5ト以上20ト未満</td> <td>1年につき</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>20ト以上</td> <td>1年につき</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">占用料</td> <td rowspan="2">漁港施設の敷地(護岸、野積場堤防敷等を含む)</td> <td>漁業者等が漁業に 関し占用する場合</td> <td>1㎡あたり1 箇月につき</td> <td>土地の価格の8/1000に 相当する額の範囲内で 市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1㎡あたり1 箇月につき</td> <td>土地の価格の60/1000 に相当する額の範囲内 で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	金額	使用料	岸壁、物揚場、棧橋等の繫留施設	短期利用	5ト未満	1日につき	10円	5ト以上20ト未満	1日につき	20円	20ト以上	1日につき	30円	長期利用	5ト未満	1年につき	400円	5ト以上20ト未満	1年につき	510円	20ト以上	1年につき	710円	占用料	漁港施設の敷地(護岸、野積場堤防敷等を含む)	漁業者等が漁業に 関し占用する場合	1㎡あたり1 箇月につき	土地の価格の8/1000に 相当する額の範囲内で 市長が定める額	その他の場合	1㎡あたり1 箇月につき	土地の価格の60/1000 に相当する額の範囲内 で市長が定める額		
区分		単位	金額																																																																							
使用料	岸壁、物揚場、棧橋	漁船等	総トン数1ト1日につき	5円																																																																						
		漁船等以外のもの	船長又は長さ1m1日につき	15円																																																																						
	野積場、漁具干場、その他の公共施設		1㎡1日につき	2円																																																																						
	泊地	漁船等	総トン数1ト1日につき	4円																																																																						
漁船等以外のもの		船長又は長さ1m1日につき	12円																																																																							
占用料	野積場、漁具干場、その他の公共用地	漁業者が漁業を営むために利用する場合	1㎡1月につき	15円																																																																						
		その他の場合	1㎡1月につき	45円																																																																						
	道路敷		徳山市道路占用料徴収条例の占用料の額																																																																							
区分		単位	金額																																																																							
使用料	岸壁、物揚場、棧橋等の繫留施設	短期利用	5ト未満	1日につき	10円																																																																					
			5ト以上20ト未満	1日につき	20円																																																																					
			20ト以上	1日につき	30円																																																																					
		長期利用	5ト未満	1年につき	400円																																																																					
			5ト以上20ト未満	1年につき	510円																																																																					
			20ト以上	1年につき	710円																																																																					
占用料	漁港施設の敷地(護岸、野積場堤防敷等を含む)	漁業者等が漁業に 関し占用する場合	1㎡あたり1 箇月につき	土地の価格の8/1000に 相当する額の範囲内で 市長が定める額																																																																						
		その他の場合	1㎡あたり1 箇月につき	土地の価格の60/1000 に相当する額の範囲内 で市長が定める額																																																																						
備考 1 「漁船等」とは、漁船、貨物船及び工用船舶をいう。 2 面積の1㎡未満、船長1m未満及び総トン数1トン未満の端数は、小数点以下第1位までとし、同第2位以下は切り捨てる。 3 1月を単位とする占用において、その期間が1月に満たない場合の料金は、1月相当料金とする。 4 1日を単位とする使用において、その期間が1日に満たない場合の料金は、1日相当料金とする。 5 消費税法第6条の規定により、非課税とされるものを除くものにあつては算定した額に100分の105を乗じて得た額とする		備考 1 円未満の端数は切り捨てる。 2 岸壁、物揚場、棧橋等の使用料の額は、長期利用の場合の金額により算定した額と短期利用の場合の額により算定した額とのいずれか低い額による。 3 漁船以外の船舟に係る岸壁、物揚場、棧橋等の使用料の額は、表に定める金額の2倍に相当する金額により算定する。 4 漁業者等とは、漁業者、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 5 土地の価格は、接続地若しくは付近地の、占有許可申請の日現在における、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充課税台帳に登録されている価格による。 6 1箇月未満の期間にあつては1箇月とみなす。 7 漁港施設の敷地(護岸、野積場堤防敷地等を含む)の1月未満の占用に係る占用料については、上記により算出した金額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。																																																																								
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																																																						
徳山市漁港管理条例、徳山市漁港管理条例施行規則		新南陽市漁港管理条例、新南陽市漁港管理条例施行規則																																																																								

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	使用料
事業名	漁港施設			協議事項	使用料、手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況				分析	
鹿野町				問題点	
該当なし				<p>・徳山市は水産庁の「漁港における漁船以外の船舶の利用について」(平成6年9月21日水産庁長官通達)により、平成9年からプレジャーボートの漁港利用に対応した料金改正を実施しているが、新南陽市は実施していない。</p>	
				対応策	
				<p>・新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新南陽市の利用調整事業(長田)が完成した時点で、プレジャーボート対策の使用料の設定を含め随時調整する。</p>	
				調整案	
				<ol style="list-style-type: none"> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ・新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 	
根拠法令等		根拠法令等		その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	卸売市場	小項目																																							
事業名				協議事項	使用料・手数料の取扱い																																						
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																																							
現況				分	析																																						
1 徳山市地方卸売市場				問	題																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者使用料</td> <td>卸売金額の3/1,000</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>月額190円/m²</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者店舗(青果部)使用料</td> <td>月額510円/m²</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者店舗(花き部)使用料</td> <td>月額1,190円/m²</td> </tr> <tr> <td>関連業者店舗(生鮮食料品等)使用料</td> <td>月額1,190円/m²</td> </tr> <tr> <td>関連業者店舗(飲食営業)使用料</td> <td>月額1,500円/m²</td> </tr> <tr> <td>関連業者店舗(その他の営業)使用料</td> <td>月額520円/m²</td> </tr> <tr> <td>倉庫使用料</td> <td>月額440円/m²</td> </tr> <tr> <td>バナナ加工所使用料</td> <td>月額1,920円/m²</td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	卸売業者使用料	卸売金額の3/1,000	卸売業者売場使用料	月額190円/m ²	仲卸業者店舗(青果部)使用料	月額510円/m ²	仲卸業者店舗(花き部)使用料	月額1,190円/m ²	関連業者店舗(生鮮食料品等)使用料	月額1,190円/m ²	関連業者店舗(飲食営業)使用料	月額1,500円/m ²	関連業者店舗(その他の営業)使用料	月額520円/m ²	倉庫使用料	月額440円/m ²	バナナ加工所使用料	月額1,920円/m ²	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷蔵庫使用料</td> <td>月額1,040円/m²</td> </tr> <tr> <td>買荷保管積込所使用料</td> <td>月額140円/m²</td> </tr> <tr> <td>売買参加者詰所使用料</td> <td>月額730円/m²</td> </tr> <tr> <td>事務室使用料</td> <td>月額780円/m²</td> </tr> <tr> <td>会議室使用料</td> <td>1回20円/m²(4時間以内)</td> </tr> <tr> <td>駐車場使用料</td> <td>月額40円/m²</td> </tr> <tr> <td>グラウンド使用料</td> <td>1回4,750円/日</td> </tr> <tr> <td>空地使用料</td> <td>月額30円/m²</td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	冷蔵庫使用料	月額1,040円/m ²	買荷保管積込所使用料	月額140円/m ²	売買参加者詰所使用料	月額730円/m ²	事務室使用料	月額780円/m ²	会議室使用料	1回20円/m ² (4時間以内)	駐車場使用料	月額40円/m ²	グラウンド使用料	1回4,750円/日	空地使用料	月額30円/m ²	・なし	
種類	金額																																										
卸売業者使用料	卸売金額の3/1,000																																										
卸売業者売場使用料	月額190円/m ²																																										
仲卸業者店舗(青果部)使用料	月額510円/m ²																																										
仲卸業者店舗(花き部)使用料	月額1,190円/m ²																																										
関連業者店舗(生鮮食料品等)使用料	月額1,190円/m ²																																										
関連業者店舗(飲食営業)使用料	月額1,500円/m ²																																										
関連業者店舗(その他の営業)使用料	月額520円/m ²																																										
倉庫使用料	月額440円/m ²																																										
バナナ加工所使用料	月額1,920円/m ²																																										
種類	金額																																										
冷蔵庫使用料	月額1,040円/m ²																																										
買荷保管積込所使用料	月額140円/m ²																																										
売買参加者詰所使用料	月額730円/m ²																																										
事務室使用料	月額780円/m ²																																										
会議室使用料	1回20円/m ² (4時間以内)																																										
駐車場使用料	月額40円/m ²																																										
グラウンド使用料	1回4,750円/日																																										
空地使用料	月額30円/m ²																																										
2 徳山市地方卸売市場水産物市場																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者使用料</td> <td>卸売金額の3/1,000</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>月額220円/m²</td> </tr> <tr> <td>買荷保管積込所使用料</td> <td>月額480円/m²</td> </tr> <tr> <td>事務室使用料</td> <td>月額950円/m²</td> </tr> <tr> <td>精算所使用料</td> <td>月額770円/m²</td> </tr> <tr> <td>買受人詰所使用料</td> <td>月額960円/m²</td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	卸売業者使用料	卸売金額の3/1,000	卸売業者売場使用料	月額220円/m ²	買荷保管積込所使用料	月額480円/m ²	事務室使用料	月額950円/m ²	精算所使用料	月額770円/m ²	買受人詰所使用料	月額960円/m ²	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉庫使用料</td> <td>月額490円/m²</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫使用料</td> <td>月額1,570円/m²</td> </tr> <tr> <td>大会議室使用料</td> <td>1回1,580円(4時間以内)</td> </tr> <tr> <td>小会議室使用料</td> <td>1回440円(4時間以内)</td> </tr> <tr> <td>活魚槽使用料</td> <td>月額530円/m²</td> </tr> <tr> <td>製氷施設使用料</td> <td>月額3,970円/m²</td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	倉庫使用料	月額490円/m ²	冷蔵庫使用料	月額1,570円/m ²	大会議室使用料	1回1,580円(4時間以内)	小会議室使用料	1回440円(4時間以内)	活魚槽使用料	月額530円/m ²	製氷施設使用料	月額3,970円/m ²	対 応 策											
種類	金額																																										
卸売業者使用料	卸売金額の3/1,000																																										
卸売業者売場使用料	月額220円/m ²																																										
買荷保管積込所使用料	月額480円/m ²																																										
事務室使用料	月額950円/m ²																																										
精算所使用料	月額770円/m ²																																										
買受人詰所使用料	月額960円/m ²																																										
種類	金額																																										
倉庫使用料	月額490円/m ²																																										
冷蔵庫使用料	月額1,570円/m ²																																										
大会議室使用料	1回1,580円(4時間以内)																																										
小会議室使用料	1回440円(4時間以内)																																										
活魚槽使用料	月額530円/m ²																																										
製氷施設使用料	月額3,970円/m ²																																										
				調 整 案																																							
				・ 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. () の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()																																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設														
事業名	動物園	協議事項	使用料・手数料の取扱い																
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード															
現況				分析	点														
1 施設の名称 徳山市立動物園 2 入園料・使用料(2条関係)				問題点 ・なし															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td colspan="2">個人</td> <td colspan="2">団体</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>小人(小中学生)</td> <td>30人以上200人未満</td> <td>200人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400円</td> <td>100円</td> <td>2割引</td> <td>3割引</td> </tr> </table>				入園料	個人		団体		大人	小人(小中学生)	30人以上200人未満	200人以上		400円	100円	2割引	3割引		
入園料	個人		団体																
	大人	小人(小中学生)	30人以上200人未満	200人以上															
	400円	100円	2割引	3割引															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設使用料</td> <td>使用区分</td> <td>種別</td> <td colspan="2">料金</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>遊機具(電動によるもの)</td> <td colspan="2">1人1回につき100円以下で市長が定める額</td> </tr> </table>				施設使用料	使用区分	種別	料金		付属設備	遊機具(電動によるもの)	1人1回につき100円以下で市長が定める額								
施設使用料	使用区分	種別	料金																
	付属設備	遊機具(電動によるもの)	1人1回につき100円以下で市長が定める額																
<table border="1"> <tr> <td>使用区分</td> <td colspan="3">使用料</td> </tr> <tr> <td>土地の使用(営利を目的とする遊戯施設)</td> <td>1平方メートル1日につき</td> <td colspan="2">5円</td> </tr> </table>				使用区分	使用料			土地の使用(営利を目的とする遊戯施設)	1平方メートル1日につき	5円		対応策							
使用区分	使用料																		
土地の使用(営利を目的とする遊戯施設)	1平方メートル1日につき	5円																	
備考 1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして使用料を計算する。 2 年間売上げが900万円を超えた場合は、売上金の11パーセントの額の使用料を加算する。 3 土地の使用許可期間が1月未満であるときは、算定した額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を土地の使用料とする。																			
3 入園料の減免 (1) 徳山市の区域内に居住し、住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録をしている者で、別に市長の発行する市民優待入園券を所持する者並びに小学校、中学校、その他これ等に準ずる学校若しくは福祉施設の児童生徒として確認できる者 (2) 教育上の目的で小学校、中学校、幼稚園、保育所その他これ等に準ずる学校若しくは福祉施設の児童、生徒等を引率して入園する教職員 (3) 市長が別に発行する優待入園券を所持する者 (4) 用務のため市長の許可を受けて入園する者 (5) その他市長において必要と認める者				調整案															
				・ 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 . () の例により調整する。 3 . 新たに制度等を創設する。 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6 . 廃止の方向で検討する。															
根拠法令等 徳山市立動物園条例、徳山市立動物園条例施行規則				その他 ()															

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設																																																																								
事業名	国民宿舎			協議事項	使用料・手数料の取扱い																																																																								
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード																																																																									
現 況																																																																													
徳 山 市			新 南 陽 市																																																																										
<p>1 施設の名称 徳山市国民宿舎 湯野荘(徳山市大字湯野 4346 2)</p> <p>2 使用料 宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用者</th> <th rowspan="2">宿泊料</th> <th colspan="2">食 事 料</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>朝 食</th> <th>夕 食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>3,500</td> <td>800</td> <td>2,000</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,800</td> <td>800</td> <td>2,000</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>・幼児(3歳以上の未就学者)については、独立して寝具を使用した場合に限り、小学校児童の宿泊料の5割に相当する額を宿泊料として徴収する。 ・客室へ配膳を行った場合は、その配膳した食事料の10%を加算する。 ・宿泊時間は、午後4時から翌朝午前10時までとし、この時間以外の時間については、休憩料(一般使用の場合)を適用する。ただし、翌朝午前10時後の時間については、超過時間として超過料金を加算する ・中学校生徒は、大人とする。</p> <p>休憩料 一般使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="2">休憩料</th> </tr> <tr> <th>3時間以内</th> <th>3時間を超える1時間ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6畳</td> <td>3</td> <td>1,430</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>10畳</td> <td>5</td> <td>2,400</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一般使用とは、広間専用使用以外の使用をいう。 ・冷房及び暖房装置使用期間は、1人について、大人150円、小学校児童70円を加算する。 ・30人以上の団体で使用する場合は、この表に定める額の10%を減額する。 ・部屋の定員は、6畳3人、10畳は5人とし(小学校児童は1人を0.5人として計算し、幼児は定員に算入しない。)定員を超過して使用した場合、1人について、大人200円、小学校児童100円を加算する。</p>			使用者	宿泊料	食 事 料		合 計	朝 食	夕 食	大人	3,500	800	2,000	6,300	小学生	2,800	800	2,000	5,600	幼児	実費				区分	定員	休憩料		3時間以内	3時間を超える1時間ごとに	6畳	3	1,430	360	10畳	5	2,400	600	<p>休憩料(つづき) 広間専用使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">休憩料</th> <th rowspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>3時間以内</th> <th>6時間以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20畳</td> <td>3,360</td> <td>5,040</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>25畳</td> <td>4,200</td> <td>5,880</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>大</td> <td>7,200</td> <td rowspan="2">6時間を 超える1 時間ごと に</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>4,800</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">50畳</td> <td>10人~20人</td> <td>3,360</td> <td rowspan="4">6時間を 超える1 時間ごと に</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>21人~30人</td> <td>4,200</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>31人~45人</td> <td>6,000</td> <td>1,440</td> </tr> <tr> <td>46人以上</td> <td>8,400</td> <td>2,040</td> </tr> </tbody> </table> <p>・広間専用使用とは、10人以上の団体に広間の全部を貸し切って使用させることをいう。 ・冷房及び暖房装置使用期間は、この表に定める額の30%に相当する額を加算する。</p> <p>飲食料その他 ・入湯料 宿泊、休憩によらず、風呂を使用したときは、大人440円、小学校児童200円、幼児100円(ただし、回数券は11枚つづりとし、大人4,400円、小学校児童2,000円、幼児1,000円)とする。 ・入湯税 入湯客1人1日について150円とする。</p> <p>表に定める額に105/100を乗じて得た額</p>			区分	休憩料		超過料金	3時間以内	6時間以内	20畳	3,360	5,040	840	25畳	4,200	5,880	960	会議室	大	7,200	6時間を 超える1 時間ごと に	720	中	4,800	480	50畳	10人~20人	3,360	6時間を 超える1 時間ごと に	840	21人~30人	4,200	960	31人~45人	6,000	1,440	46人以上	8,400	2,040
使用者	宿泊料	食 事 料			合 計																																																																								
		朝 食	夕 食																																																																										
大人	3,500	800	2,000	6,300																																																																									
小学生	2,800	800	2,000	5,600																																																																									
幼児	実費																																																																												
区分	定員	休憩料																																																																											
		3時間以内	3時間を超える1時間ごとに																																																																										
6畳	3	1,430	360																																																																										
10畳	5	2,400	600																																																																										
区分	休憩料		超過料金																																																																										
	3時間以内	6時間以内																																																																											
20畳	3,360	5,040	840																																																																										
25畳	4,200	5,880	960																																																																										
会議室	大	7,200	6時間を 超える1 時間ごと に	720																																																																									
	中	4,800		480																																																																									
50畳	10人~20人	3,360	6時間を 超える1 時間ごと に	840																																																																									
	21人~30人	4,200		960																																																																									
	31人~45人	6,000		1,440																																																																									
	46人以上	8,400		2,040																																																																									
根 拠 法 令 等			根 拠 法 令 等																																																																										
徳山市国民宿舎条例 徳山市国民宿舎条例施行規則																																																																													

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設
事業名	国民宿舎			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分	析
熊毛町		鹿野町		問	題
該当なし		該当なし		・なし	
				対 応 策	
				調 整 案	
				1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. () の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 その他()	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設																																
事業名	市町営温泉源			協議事項	使用料・手数料の取扱い																																
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード																																	
現 況																																					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町																																	
<p>市有温泉源 (泉源) 徳山市有第1、3泉源(徳山市大字湯野4186-1) 徳山市有第2泉源(徳山市大字湯野4263-1) 徳山市有第5泉源(徳山市大字湯野4334-1)</p> <p>(配湯先) 内湯施設のある旅館、保養所等のうちから市長が配湯許可を与えたもの</p> <p>(泉源使用料) 泉源1個につき、月額1,600円に100分の105を乗じて得た額 (10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(その他) 配湯料金は、湯野温泉事業協同組合による管理</p>		<p>該当なし</p>		<p>町有温泉源及び使用料</p> <p>熊毛町営温泉第一泉源(熊毛町大字小松原字延長2585番1地先)</p> <p>熊毛町営温泉第二泉源(熊毛町大字小松原字播磨1620番地4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分湯供給量 (立方メートル)</th> <th>使用料 (1立方メートルあたり)</th> <th>超過使用料 (1立方メートルあたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同浴場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>療養浴場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内湯</td> <td>5</td> <td>40円</td> <td>44円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記金額に100分の105を乗じて得た額</p> <p>熊毛町営温泉楠泉源(熊毛町大字小松原字楠2969番2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分湯供給量 (立方メートル)</th> <th>使用料 (1立方メートルあたり)</th> <th>超過使用料 (1立方メートルあたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同浴場</td> <td>33</td> <td>28円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>療養浴場</td> <td>5</td> <td>28円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>内湯</td> <td>5</td> <td>56円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記金額に100分の105を乗じて得た額</p>		区分	分湯供給量 (立方メートル)	使用料 (1立方メートルあたり)	超過使用料 (1立方メートルあたり)	共同浴場				療養浴場				内湯	5	40円	44円	区分	分湯供給量 (立方メートル)	使用料 (1立方メートルあたり)	超過使用料 (1立方メートルあたり)	共同浴場	33	28円	30円	療養浴場	5	28円	30円	内湯	5	56円	60円
区分	分湯供給量 (立方メートル)	使用料 (1立方メートルあたり)	超過使用料 (1立方メートルあたり)																																		
共同浴場																																					
療養浴場																																					
内湯	5	40円	44円																																		
区分	分湯供給量 (立方メートル)	使用料 (1立方メートルあたり)	超過使用料 (1立方メートルあたり)																																		
共同浴場	33	28円	30円																																		
療養浴場	5	28円	30円																																		
内湯	5	56円	60円																																		
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																	
徳山市温泉使用条例				熊毛町営温泉条例																																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設
事業名	市町営温泉源			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分析点	
鹿野町					
該当なし				<p>・徳山市は泉源1個についての月額使用料であるが、熊毛町は分湯供給量による使用料である。</p>	
				対応策	
				<p>・相手方との協定もあることから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	
				調整案	
				<p>1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. () の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ・新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根拠法令等				その他()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設																										
事業名	キャンプ場	分科会名	商工観光	協議事項	使用料・手数料の取扱い																										
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード																											
現 況																															
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町																											
該当なし		<p>新南陽市高瀬キャンプ場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設・備品名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>1泊(宿泊)</th> <th>1回(日帰り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テントサイト</td> <td>1区画</td> <td>520</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>テント(5人用)</td> <td>1張</td> <td></td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>キャンピングセット</td> <td>1組</td> <td></td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>飯 盒</td> <td>1個</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>毛 布</td> <td>1枚</td> <td></td> <td>420</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ・ 宿泊を伴うキャンプでの使用時間は、使用開始日の午後3時から翌日の2時までとする。 ・ 日帰りでのキャンプの使用時間は、宿泊を伴うキャンプがない場合に限り午前9時から午後5時までを基準とする。 ・ 小中学生以下の者が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(使用料の減免) ・ 使用料を免除することができる場合は、市及び教育委員会と共催して使用するとき。 ・ 市内の体育協会及び地域スポーツ振興協会の会員のみで使用する場 合については、テントサイト1区画の使用料から100円を減じた額 ・ 教育委員会が特に必要と認める場合</p>		施設・備品名	単位	使用料(円)		1泊(宿泊)	1回(日帰り)	テントサイト	1区画	520	260	テント(5人用)	1張		1,050	キャンピングセット	1組		520	飯 盒	1個		100	毛 布	1枚		420	該当なし	
施設・備品名	単位	使用料(円)																													
		1泊(宿泊)	1回(日帰り)																												
テントサイト	1区画	520	260																												
テント(5人用)	1張		1,050																												
キャンピングセット	1組		520																												
飯 盒	1個		100																												
毛 布	1枚		420																												
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																											
		新南陽市高瀬キャンプ場管理運営要綱 新南陽市高瀬キャンプ場管理運営要領																													

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設																																																							
事業名	キャンプ場			協議事項	使用料・手数料の取扱い																																																							
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード																																																								
現況				分	析																																																							
鹿野町				問	題																																																							
<p>鹿野町長野山緑地等利用施設 (平成14年4月1日~)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロ ッ ジ</td> <td>1泊1人</td> <td>1,470</td> <td>ただし、小学生の場合735円とする。炊事棟使用料を含む。</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1泊</td> <td>3,150</td> <td>バンガロー1棟 ただし、昼間のみ使用する場合、1,575円とする。炊事棟使用料を含む。</td> </tr> <tr> <td>貸しテント</td> <td>1泊</td> <td>1,575</td> <td>テント1張</td> </tr> <tr> <td>キャンプ場</td> <td>1泊1人</td> <td>210</td> <td>テント持込の場合は、1張につき525円加算</td> </tr> <tr> <td>ログハウス</td> <td>2時間</td> <td>420</td> <td>午前8時~午後8時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">レクリエーションルーム</td> <td>1時間</td> <td>1,050</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暖房機1台1時間</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワーハウス</td> <td>1分</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暖房器具</td> <td>1泊</td> <td>420</td> <td>アンカ1個</td> </tr> <tr> <td>炊事器具</td> <td>1回</td> <td>210</td> <td>炊事器具1組</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>1泊</td> <td>210</td> <td>毛布1枚</td> </tr> <tr> <td>炊事棟</td> <td>1日1人</td> <td>315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バーベキューハウス</td> <td>1回1人</td> <td>100</td> <td>ただし、小学生未満の場合無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>・町長が特別な理由があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。 ・上記のうち1泊とは、午後1時から翌日正午までとする。</p>				施設の名称	使用料(円)			ロ ッ ジ	1泊1人	1,470	ただし、小学生の場合735円とする。炊事棟使用料を含む。	バンガロー	1泊	3,150	バンガロー1棟 ただし、昼間のみ使用する場合、1,575円とする。炊事棟使用料を含む。	貸しテント	1泊	1,575	テント1張	キャンプ場	1泊1人	210	テント持込の場合は、1張につき525円加算	ログハウス	2時間	420	午前8時~午後8時	レクリエーションルーム	1時間	1,050		暖房機1台1時間	200		シャワーハウス	1分	100		暖房器具	1泊	420	アンカ1個	炊事器具	1回	210	炊事器具1組	毛布	1泊	210	毛布1枚	炊事棟	1日1人	315		バーベキューハウス	1回1人	100	ただし、小学生未満の場合無料		
施設の名称	使用料(円)																																																											
ロ ッ ジ	1泊1人	1,470	ただし、小学生の場合735円とする。炊事棟使用料を含む。																																																									
バンガロー	1泊	3,150	バンガロー1棟 ただし、昼間のみ使用する場合、1,575円とする。炊事棟使用料を含む。																																																									
貸しテント	1泊	1,575	テント1張																																																									
キャンプ場	1泊1人	210	テント持込の場合は、1張につき525円加算																																																									
ログハウス	2時間	420	午前8時~午後8時																																																									
レクリエーションルーム	1時間	1,050																																																										
	暖房機1台1時間	200																																																										
シャワーハウス	1分	100																																																										
暖房器具	1泊	420	アンカ1個																																																									
炊事器具	1回	210	炊事器具1組																																																									
毛布	1泊	210	毛布1枚																																																									
炊事棟	1日1人	315																																																										
バーベキューハウス	1回1人	100	ただし、小学生未満の場合無料																																																									
<p>鹿野町オートキャンプ場(せせらぎパーク)利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サイト</td> <td>1箇所1泊</td> <td>8,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>午後1時~翌日正午</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1箇所一時利用</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>延長料金1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>別に定める</td> <td>実費を基準として町長が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	単位	利用料金の範囲	利用料金	サイト	1箇所1泊	8,000円	5,000円	午後1時~翌日正午			1箇所一時利用	3,000円	1,500円			延長料金1時間につき	300円	備品	別に定める	実費を基準として町長が定める額																																				
施設の名称	単位	利用料金の範囲	利用料金																																																									
サイト	1箇所1泊	8,000円	5,000円																																																									
	午後1時~翌日正午																																																											
	1箇所一時利用	3,000円	1,500円																																																									
		延長料金1時間につき	300円																																																									
備品	別に定める	実費を基準として町長が定める額																																																										
根拠法令等				対 応 策																																																								
鹿野町長野山緑地等利用施設設置条例、鹿野町長野山緑地等利用施設管理運営規則、鹿野町オートキャンプ場設置及び管理運営に関する条例、鹿野町オートキャンプ場運営規則				<p>・鹿野町オートキャンプ場(せせらぎパーク)は、(株)鹿野高原開発(第3セクター)へ管理委託し「利用料金」としているが、他の施設は「使用料」としている。</p> <p>・運営形態を含め新市に移行後随時調整する。</p>																																																								
				調 整 案																																																								
				<p>1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ・新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。</p>																																																								
				その他()																																																								

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設										
事業名	温泉関連施設			協議事項	使用料・手数料の取扱い										
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード											
現 況															
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町											
該当なし		該当なし		<p>熊毛町営温泉プール使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>普通券 1人1日 100円 回数券 1人10日 800円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒、小学校児童及び幼児</td> <td>普通券 1人1日 50円 回数券 1人10日 400円</td> </tr> <tr> <td>占用団体</td> <td>1団体1時間当たり 1,000円 ただし、1時間未満は1時間とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料の減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の学校または社会教育団体等が主催する水泳競技会または水泳研究会に占有するときは、使用料の2分の1以内を減免することができる。 ・占有時間が午後3時間に満たないときは、使用料の3分の1以内を減免することができる。 ・同一団体の減免回数は、使用期間内に3回以内とする。 <p>熊毛町営温泉プール手数料</p> <table border="1"> <tr> <td>貴重品の保管料</td> <td>1件1日につき10円</td> </tr> </table>		区分	使用料	大人	普通券 1人1日 100円 回数券 1人10日 800円	中学校生徒、小学校児童及び幼児	普通券 1人1日 50円 回数券 1人10日 400円	占用団体	1団体1時間当たり 1,000円 ただし、1時間未満は1時間とする	貴重品の保管料	1件1日につき10円
区分	使用料														
大人	普通券 1人1日 100円 回数券 1人10日 800円														
中学校生徒、小学校児童及び幼児	普通券 1人1日 50円 回数券 1人10日 400円														
占用団体	1団体1時間当たり 1,000円 ただし、1時間未満は1時間とする														
貴重品の保管料	1件1日につき10円														
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等											
				熊毛町営温泉プール条例											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設
事業名	温泉関連施設			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
該当なし				<p>・地震による被害のため、昨年度から使用を休止している。</p>	
				対	応
				調	整
				<p>1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ・新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根拠法令等		根拠法令等		その他()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	道路占用料
事業名	道路占用料			協議事項	
専門部会名		分科会名		コード	

現況

* 徳山市、新南陽市は下記の道路占用料

専用物件	単位	占用料 円	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1,000	
	第二種電柱	1,600	
	第三種電柱	2,200	
	第一種電話柱	1本につき1年 930	
	第二種電話柱	1,500	
	第三種電話柱	2,100	
	その他柱類	72	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 10	
	地下電線その他地下に設ける線類	5	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 700	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年 480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,400	
	郵便差出箱	600	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年 4,400	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年 1,400		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480	
	外径が1メートル以上のもの	950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路	2,900	
	地下に設ける通路	1,500	
その他のもの	1,400		

専用物件	単位	占用料 円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日 44	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月 440	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 4,400
	標識	1本につき1年 1,100	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 44
		その他のもの	1本につき1月 440
	幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 44
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月 440	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 4,400	
	その他のもの	2,200	
令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占有面積1平方メートルにつき1月 440	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		140	
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.009を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.009を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額 Aに0.018を乗じて得た額
		階数が2のもの	
		階数が3のもの	
		階数が4以上のもの	
その他のもの			
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	
		階数が2のもの	
		階数が3のもの	
		階数が4以上のもの	
その他のもの			

- 備考
- 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
 - 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうちから3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
 - 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
 - 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
 - Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
 - 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
 - 占料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間等が1年未満であるとき、又はその期間等に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間等が1月未満であるとき、又はその期間等に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	道路占用料
事業名	道路占用料			協議事項	
専門部会名		分科会名		コード	

現 況

* 熊毛町、鹿野町道路占用料

占用物件		単位	占用料		
			熊毛町	鹿野町	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	580円	540円	
	電話柱(電柱であるものを除く)		220円	200円	
	街燈(電柱又は電話柱であるものを除く。)		210円	170円	
	その他柱類		975円	750円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	620円	510円	
	郵便差出箱		250円		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,950円	1,500円	
	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	430円	400円	
その他のもの	長さ1メートルにつき1年	43円	40円		
	占用面積1平方メートルにつき1年	620円	510円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第36条に規定するもの	外径が0.2メートル未満のもの	43円	40円	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	86円	80円	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	220円	200円	
		外径が1メートル以上のもの	430円	400円	
	その他のもの	外径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	62円	51円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120円	100円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		310円	250円
		外径が1メートル以上のもの		620円	510円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			430円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			620円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空又は地下に設ける通路及び地下室等	占用面積1平方メートルにつき1年	975円		
	その他のもの		620円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	20円		
	その他のもの		195円		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	195円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,950円	
	標識		1本につき1年	500円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円	
		その他のもの	1本につき1月	195円	
	パーキングメーター		1本につき1年	160円	
	幕(令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	195円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,950円		
	その他のもの		975円		
令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	195円		

熊毛町

- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の「その他のもの」の項中「長さ1メートルにつき1年」の項に定める占用料の額は線類について、「占用面積1平方メートルにつき1年」の項に定める占用料の額は線類以外のものについて適用するものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占用料の額が年額又は月額で定められている占用物件にかかる占用期間が1年未満又は1月未満の場合は、1年未満のものについては月割りとし、1月未満のものについては1月として計算するものとする。
- 占用料に円未満の端数が生じた場合は、円未満の端数は切り捨てるものとする。

鹿野町

- 表示面積は表示部分の面積をいうものとする。
- 「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の「その他のもの」の項中「長さ1メートルにつき1年」の項の定める占用料の額は線類について「占用面積1平方メートルにつき1年」の項に定める占用料の額は線類以外のものについて適用するものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	交通安全	小項目																															
事業名	駐車場の管理	分科会名	交通安全	協議事項																															
専門部会名	住民部会			コード																															
現			況																																
徳山市			新南陽市																																
<p>(設置場所) 徳山市営駅前駐車場 (徳山市御幸通2丁目20番地地先) 徳山市営代々木公園地下駐車場 (徳山市代々木通2丁目24番地)</p> <p>(供用時間) 供用時間は、午前0時～午後12時までとする。 ただし、徳山市営駅前駐車場は、午前0時～午前7時30分まで及び午後10時～午後12時まで、 徳山市営代々木公園地下駐車場は、午前0時～午前7時30分まで及び午後8時～午後12時まで、閉門する。 (市長が管理上必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。)</p> <p>(使用料の額) 別表</p> <p>使用料を超える回数駐車券及び共通駐車サ・ピス券を使用する場合には、これを当該駐車にかかる使用料として取り扱う。</p> <p>(使用料の徴収) 使用料は、駐車場の利用を終わったとき利用者から徴収する。 定期駐車券及び回数駐車券による場合は、交付する時に徴収する。 共通駐車サ・ピス券による場合は、別に市長が定める。</p> <p>(使用料の免除) 次の一つに該当する場合において使用料を免除する。 道路交法第39条第1項に定める緊急自動車 国又は地方公共団体の職員が防疫活動、その他緊急を要する公務の場合 その他市長が定める自動車</p> <p>(使用料の還付) 既納の使用料は、還付しない。但しやむをえない理由があるとき一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(利用条件) 市長は、特定の場所を指定し、又は、特定のものを優先して利用させてはならない。</p> <p>(駐車拒否) 車を拒否することができるもの ・構造上駐車させることができない自動車の場合 ・駐車場の施設及び人体に危機を及ぼす自動車の場合 ・駐車場の施設その他の物件をき損するおそれのあるとき ・駐車場の管理上支障があると認めるとき</p> <p>(禁止行為) 次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ・他の自動車の駐車を妨げること ・施設や物件他の自動車等を汚染又はき損する行為をすること ・火気を使用したり、騒音を発したり、汚物等を捨てること ・市長の許可を得ないで飲食物や物品を販売し、又は陳列すること ・その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること</p> <p>(譲渡の禁止) 定期駐車券を他人に譲渡してはならない</p> <p>(休止) 駐車場の整備その他管理上必要があるときは、一部、全部の供用を休止することができる。</p> <p>(損害賠償) 施設その他の物件を故意又は過失によりき損又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(管理の委託) 駐車場の管理を公共団体(的団体)に委託できる。 委託の範囲：駐車業務一般・施設の保守・操作、修繕に関すること。</p> <p>(過料) 不正な手段で使用料を免れた場合その額の5倍に相当する過料を科する。 禁止行為に対しては、50,000円以下の過料を科する。</p>			<p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通駐車 (共通駐車サ・ピス券による駐車を含む)</td> <td>開門時間内</td> <td>徳山市営駅前駐車場 1台1回1時間以内 200円 1時間を超える30分ごと 100円加算 徳山市営代々木公園地下駐車場 1台1回1時間以内 200円 1時間を超える30分ごと 50円加算 両駐車場の時間の加算部分に30分未満の端数がある場合30分として取り扱う</td> </tr> <tr> <td>夜間泊 午後8時～翌日午前8時</td> <td>徳山市営駅前駐車場 1台1回につき 1,050円 徳山市営代々木公園地下駐車場 1台1回につき 840円</td> </tr> <tr> <td>回数駐車券による駐車</td> <td>普通駐車と同じ</td> <td>普通駐車料の1割引の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期駐車券による駐車</td> <td>全日</td> <td>1台1ヶ月につき 13,650円</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>1台1ヶ月につき 7,350円</td> </tr> <tr> <td>午前7時30分～午後6時</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">但し、全日及び昼間については、徳山市営代々木公園地下駐車場のみとする</td> <td>夜間</td> <td>1台1ヶ月につき 6,300円</td> </tr> <tr> <td>午後6時～翌日午前8時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			使用区分	使用時間	使用料	普通駐車 (共通駐車サ・ピス券による駐車を含む)	開門時間内	徳山市営駅前駐車場 1台1回1時間以内 200円 1時間を超える30分ごと 100円加算 徳山市営代々木公園地下駐車場 1台1回1時間以内 200円 1時間を超える30分ごと 50円加算 両駐車場の時間の加算部分に30分未満の端数がある場合30分として取り扱う	夜間泊 午後8時～翌日午前8時	徳山市営駅前駐車場 1台1回につき 1,050円 徳山市営代々木公園地下駐車場 1台1回につき 840円	回数駐車券による駐車	普通駐車と同じ	普通駐車料の1割引の額	定期駐車券による駐車	全日	1台1ヶ月につき 13,650円	昼間	1台1ヶ月につき 7,350円	午前7時30分～午後6時		但し、全日及び昼間については、徳山市営代々木公園地下駐車場のみとする	夜間	1台1ヶ月につき 6,300円	午後6時～翌日午前8時		<p>設置場所) 新南陽駅前広場駐車場 (新南陽市清水一丁目1400番)</p> <p>(供用時間) 供用時間は終日とする。</p> <p>(駐車料金) 別表</p> <p>(納入方法) パ・キングメ・タ・の表示金額を当該投入口に納付</p> <p>(料金の免除) 以下の場合は免除 ・緊急自動車(道路交法第39条1項) ・防疫活動その他緊急公務の場合 ・その他市長の定めるもの</p> <p>(料金の還付) 徳山市に同じ (利用条件) 徳山市に同じ (駐車拒否) 徳山市に同じ (禁止行為) 徳山市に同じ (休止) 徳山市に同じ (損害賠償) 徳山市に同じ</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>1台1回1時間以内 100円 1時間を超えるごとに100円加算 但し、最初の60分以内は無料</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1台1回3時間以内 100円 3時間を超えるごとに100円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【新南陽市駅前広場駐車場管理要綱】</p>			昼間	1台1回1時間以内 100円 1時間を超えるごとに100円加算 但し、最初の60分以内は無料	夜間	1台1回3時間以内 100円 3時間を超えるごとに100円加算
使用区分	使用時間	使用料																																	
普通駐車 (共通駐車サ・ピス券による駐車を含む)	開門時間内	徳山市営駅前駐車場 1台1回1時間以内 200円 1時間を超える30分ごと 100円加算 徳山市営代々木公園地下駐車場 1台1回1時間以内 200円 1時間を超える30分ごと 50円加算 両駐車場の時間の加算部分に30分未満の端数がある場合30分として取り扱う																																	
	夜間泊 午後8時～翌日午前8時	徳山市営駅前駐車場 1台1回につき 1,050円 徳山市営代々木公園地下駐車場 1台1回につき 840円																																	
回数駐車券による駐車	普通駐車と同じ	普通駐車料の1割引の額																																	
定期駐車券による駐車	全日	1台1ヶ月につき 13,650円																																	
	昼間	1台1ヶ月につき 7,350円																																	
	午前7時30分～午後6時																																		
但し、全日及び昼間については、徳山市営代々木公園地下駐車場のみとする	夜間	1台1ヶ月につき 6,300円																																	
	午後6時～翌日午前8時																																		
昼間	1台1回1時間以内 100円 1時間を超えるごとに100円加算 但し、最初の60分以内は無料																																		
夜間	1台1回3時間以内 100円 3時間を超えるごとに100円加算																																		
根拠法令等			根拠法令等																																
<p>徳山市営路外駐車場条例 徳山市営路外駐車場条例施行規則</p>																																			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	公営住宅の状況	小項目	市町営住宅の状況																																																																		
事業名	市町営住宅の使用料			協議事項																																																																			
専門部会名		分科会名		コード																																																																			
現			況																																																																				
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																			
<p>【徳山市営住宅条例】 【徳山市市営住宅条例施行規則】</p> <p>(入居資格) (1) 現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること (2) 現に住宅に困っていることが明らかなこと (3) 法で定められた収入基準に該当すること 申込者及び親族(婚約者を含む)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額を控除した額を12で割った額が、 一般世帯については、基準額が200,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、基準額が268,000円以下 改良住宅については、一般世帯が137,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、178,000円以下であることが必要です。 (4) 入居を希望する親族の中に市町村税の滞納者がいないこと。</p> <p>(家賃計算式) (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12 = 月収(認定月額)</p> <p>例えば、下記の家族が市営住宅に入居申込みをした場合</p> <table border="1"> <tr> <th>構成</th> <th>父(40才)</th> <th>母(38才)</th> <th>長男(10才)</th> <th>長女(8才)</th> </tr> <tr> <td>年間所得</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>認定月額 350万円(+) - 114万円(控除額38万円×3人) = 236万円(控除後総所得金額) 236万円 ÷ 12月 = 196,667円(入居申込み資格有り)</p> <p>例えば、この家族が市営住宅に申込みした場合には下記の家賃になります。</p> <table border="1"> <tr> <th>建設年度</th> <th>間取り</th> <th>専用面積</th> <th>家賃</th> </tr> <tr> <td>S45</td> <td>2DK</td> <td>37.53㎡</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>H1</td> <td>3DK</td> <td>59.26㎡</td> <td>36,000円</td> </tr> </table> <p>*家賃については、入居者の収入、団地の立地条件、住宅の規模などに基づき毎年その世帯の家賃が決まります。</p> <p>(敷金の納入) 敷金は入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を、入居手続と同時に納入</p> <p>(納入方法) (1) 個人納付.....納付書を持参して、金融機関窓口で自主納付 (2) 口座振替.....銀行預金口座から毎月、自動払込み</p>		構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)	年間所得	200万円	150万円			建設年度	間取り	専用面積	家賃	S45	2DK	37.53㎡	16,000円	H1	3DK	59.26㎡	36,000円	<p>【新南陽市営住宅条例】 【新南陽市市営住宅施行規則】</p> <p>(入居資格) (1) 現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること (2) 現に住宅に困っていることが明らかなこと (3) 法で定められた収入基準に該当すること 申込者及び親族(婚約者を含む)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額を控除した額を12で割った額が、 一般世帯については、基準額が200,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、基準額が268,000円以下 改良住宅については、一般世帯が137,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、178,000円以下であることが必要です。</p> <p>(家賃計算式) (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12 = 月収(認定月額)</p> <p>例えば、下記の家族が市営住宅に入居申込みをした場合</p> <table border="1"> <tr> <th>構成</th> <th>父(40才)</th> <th>母(38才)</th> <th>長男(10才)</th> <th>長女(8才)</th> </tr> <tr> <td>年間所得</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>認定月額 350万円(+) - 114万円(控除額38万円×3人) = 236万円(控除後総所得金額) 236万円 ÷ 12月 = 196,667円(入居申込み資格有り)</p> <p>例えば、この家族が市営住宅に申込みした場合には下記の家賃になります。</p> <table border="1"> <tr> <th>建設年度</th> <th>間取り</th> <th>専用面積</th> <th>家賃</th> </tr> <tr> <td>S45</td> <td>2DK</td> <td>37.20㎡</td> <td>12,200円</td> </tr> <tr> <td>H1</td> <td>3DK</td> <td>57.40㎡</td> <td>28,100円</td> </tr> </table> <p>*家賃については、入居者の収入、団地の立地条件、住宅の規模などに基づき毎年その世帯の家賃が決まります。</p> <p>(敷金の納入) 敷金は入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を、入居手続と同時に納入</p> <p>(納入方法) (1) 個人納付.....納付書を持参して、金融機関窓口で自主納付 (2) 口座振替.....銀行預金口座から毎月、自動払込み</p>		構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)	年間所得	200万円	150万円			建設年度	間取り	専用面積	家賃	S45	2DK	37.20㎡	12,200円	H1	3DK	57.40㎡	28,100円	<p>【熊毛町営住宅条例】 【熊毛町市営住宅条例施行規則】</p> <p>(入居資格) (1) 現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること (2) 現に住宅に困っていることが明らかなこと (3) 法で定められた収入基準に収入基準に該当すること 申込者及び親族(婚約者を含む)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額を控除した額を12で割った額が、 一般世帯については、基準額が200,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、基準額が268,000円以下 改良住宅については、一般世帯が137,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、178,000円以下であることが必要です。</p> <p>(家賃計算式) (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12 = 月収(認定月額)</p> <p>例えば、下記の家族が市営住宅に入居申込みをした場合</p> <table border="1"> <tr> <th>構成</th> <th>父(40才)</th> <th>母(38才)</th> <th>長男(10才)</th> <th>長女(8才)</th> </tr> <tr> <td>年間所得</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>認定月額 350万円(+) - 114万円(控除額38万円×3人) = 236万円(控除後総所得金額) 236万円 ÷ 12月 = 196,667円(入居申込み資格有り)</p> <p>例えば、この家族が市営住宅に申込みした場合には下記の家賃になります。</p> <table border="1"> <tr> <th>建設年度</th> <th>間取り</th> <th>専用面積</th> <th>家賃</th> </tr> <tr> <td>S42</td> <td>2DK</td> <td>34.02㎡</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>S62</td> <td>3DK</td> <td>68.96㎡</td> <td>32,600円</td> </tr> </table> <p>*家賃については、入居者の収入、団地の立地条件、住宅の規模などに基づき毎年その世帯の家賃が決まります。</p> <p>(敷金の納入) 敷金は入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を、入居手続と同時に納入</p> <p>(納入方法) (1) 個人納付.....納付書を持参して、金融機関窓口で自主納付</p>		構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)	年間所得	200万円	150万円			建設年度	間取り	専用面積	家賃	S42	2DK	34.02㎡	6,300円	S62	3DK	68.96㎡	32,600円
構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)																																																																			
年間所得	200万円	150万円																																																																					
建設年度	間取り	専用面積	家賃																																																																				
S45	2DK	37.53㎡	16,000円																																																																				
H1	3DK	59.26㎡	36,000円																																																																				
構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)																																																																			
年間所得	200万円	150万円																																																																					
建設年度	間取り	専用面積	家賃																																																																				
S45	2DK	37.20㎡	12,200円																																																																				
H1	3DK	57.40㎡	28,100円																																																																				
構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)																																																																			
年間所得	200万円	150万円																																																																					
建設年度	間取り	専用面積	家賃																																																																				
S42	2DK	34.02㎡	6,300円																																																																				
S62	3DK	68.96㎡	32,600円																																																																				

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	公営住宅の状況	小項目	市町営住宅の状況																						
事業名	市町営住宅の使用料			協議事項																							
専門部会名		分科会名		コード																							
現況				分析																							
鹿野町				問題点																							
<p>【鹿野町営住宅条例】 【鹿野町営住宅施行規則】</p> <p>(入居資格) (1) 現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること (2) 現に住宅に困っていることが明らかなこと (3) 法で定められた収入基準に該当すること 申込者及び親族(婚約者を含む)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額を控除した額を12で割った額が、 一般世帯については、基準額が200,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、基準額が268,000円以下 改良住宅については、一般世帯が137,000円以下 高齢者・障害者等の世帯については、178,000円以下であることが必要です。</p> <p>(家賃計算式) $(入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) \div 12 = 月収(認定月額)$</p> <p>例えば、下記の家族が市営住宅に入居申込みをした場合</p> <table border="1"> <tr> <td>構成</td> <td>父(40才)</td> <td>母(38才)</td> <td>長男(10才)</td> <td>長女(8才)</td> </tr> <tr> <td>年間所得</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>認定月額 $350万円(+) - 114万円(控除額38万円 \times 3人) = 236万円(控除後総所得金額)$ $236万円 \div 12月 = 196,667円(入居申込み資格有り)$</p> <p>例えば、この家族が市営住宅に申込みした場合には下記の家賃になります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建設年度</td> <td>間取り</td> <td>専用面積</td> <td>家賃</td> </tr> <tr> <td>S43</td> <td>2DK</td> <td>31.00m²</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>H1</td> <td>3DK</td> <td>69.97m²</td> <td>24,700円</td> </tr> </table> <p>*家賃については、入居者の収入、団地の立地条件、住宅の規模などに基づき毎年その世帯の家賃が決まります。</p> <p>(敷金の納入) 敷金は入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を、入居手続と同時に納入</p> <p>(納入方法) (1) 個人納付.....納付書を持参して、金融機関窓口で自主納付 (2) 口座振替.....銀行預金口座から毎月、自動払込み</p>				構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)	年間所得	200万円	150万円			建設年度	間取り	専用面積	家賃	S43	2DK	31.00m ²	6,000円	H1	3DK	69.97m ²	24,700円	<p>1. 家賃の一元化をしようとする、各市町において現行家賃と相当の差が生じる。 (1) 市町村立地係数の一元化をすると、特に熊毛町、鹿野町において現行家賃より約21%増加する。 (月額1,200円~6,900円アップ) 原因としては、市町村立地係数は一番大きい市の係数になる見込みのため。利便性係数の扱いが各市町において差があるため家賃に差が生じる。</p> <p>対応策</p> <p>1. 新家賃に移行する案 A案 現行家賃の期間を設け、以後期間を定め傾斜家賃で擦り付けする。 B案 最初から傾斜家賃で擦り付けする。</p> <p>2. 対応策として2案考えられるが、急激な使用者への負担増によることからA案で対応すべきではないかと考えられる。</p> <p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他()</p>	
構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)																							
年間所得	200万円	150万円																									
建設年度	間取り	専用面積	家賃																								
S43	2DK	31.00m ²	6,000円																								
H1	3DK	69.97m ²	24,700円																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	公営住宅の状況			小項目	市町営住宅の状況																																																																																
事業名	特定公共賃貸住宅使用料					協議事項																																																																																	
専門部会名	建設	分科会名	土木建築			コード																																																																																	
現況						分析																																																																																	
<p>特定公共賃貸住宅 中堅所得者層を中心に増大している居住環境が良好な賃貸住宅に対するニーズに応えるため、地方公共団体が建設し供給する賃貸住宅です。</p>						問題点																																																																																	
<p>徳山市特定公共賃貸住宅 平成11年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>名称</th> <th>構造</th> <th>1戸当り床面積</th> <th>戸数</th> <th>1戸当り家賃(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>夜市住宅 (3LDK)</td> <td>耐火構造 3階建</td> <td>77.63㎡</td> <td>6</td> <td>93,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家賃</th> <th>所得区分</th> <th>入居者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">93,000円</td> <td>200,000円以上 322,000円以下</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>322,000円を超え 445,000円以下</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>445,000円を超え 601,000円以下</td> <td>83,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>新南陽市特定公共賃貸住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>名称</th> <th>構造</th> <th>1戸当り床面積</th> <th>戸数</th> <th>1戸当り家賃(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>西柵(4棟) (3LDK)</td> <td>耐火構造 3階建</td> <td>92.10㎡</td> <td>12</td> <td>88,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家賃</th> <th>所得区分</th> <th>入居者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">88,000円</td> <td>200,000円以上 322,000円以下</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>322,000円を超え 445,000円以下</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>445,000円を超え 601,000円以下</td> <td>83,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>鹿野町特定公共賃貸住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>名称</th> <th>構造</th> <th>1戸当り床面積</th> <th>戸数</th> <th>1戸当り家賃(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>大谷団地 A・B・C棟</td> <td>木造 3LDK</td> <td>86.94㎡</td> <td>6</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>大谷団地 D・E棟</td> <td>木造 2LDK</td> <td>59.4㎡</td> <td>4</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* D棟2戸は単身用として供給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th colspan="2">入居者負担額</th> </tr> <tr> <th>A・B・C棟</th> <th>D・E棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200,000円を超え 322,000円以下</td> <td>37,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>322,000円を超え 445,000円以下</td> <td>39,000円</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>445,000円を超え 601,000円以下</td> <td>41,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*単身用は、収入基準を178,000円とする。</p>						建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)	平成8年度	夜市住宅 (3LDK)	耐火構造 3階建	77.63㎡	6	93,000円	家賃	所得区分	入居者負担額	93,000円	200,000円以上 322,000円以下	65,000円	322,000円を超え 445,000円以下	74,000円	445,000円を超え 601,000円以下	83,000円			建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)	平成8年度	西柵(4棟) (3LDK)	耐火構造 3階建	92.10㎡	12	88,000円	家賃	所得区分	入居者負担額	88,000円	200,000円以上 322,000円以下	65,000円	322,000円を超え 445,000円以下	74,000円	445,000円を超え 601,000円以下	83,000円			建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)	平成8年度	大谷団地 A・B・C棟	木造 3LDK	86.94㎡	6	49,000円	平成10年度	大谷団地 D・E棟	木造 2LDK	59.4㎡	4	40,000円	所得区分	入居者負担額		A・B・C棟	D・E棟	200,000円を超え 322,000円以下	37,000円	30,000円	322,000円を超え 445,000円以下	39,000円	32,000円	445,000円を超え 601,000円以下	41,000円	36,000円	<p>不動産鑑定士による市場家賃の設定なので、問題点は特になし。</p>	
建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)																																																																																		
平成8年度	夜市住宅 (3LDK)	耐火構造 3階建	77.63㎡	6	93,000円																																																																																		
家賃	所得区分	入居者負担額																																																																																					
93,000円	200,000円以上 322,000円以下	65,000円																																																																																					
	322,000円を超え 445,000円以下	74,000円																																																																																					
	445,000円を超え 601,000円以下	83,000円																																																																																					
建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)																																																																																		
平成8年度	西柵(4棟) (3LDK)	耐火構造 3階建	92.10㎡	12	88,000円																																																																																		
家賃	所得区分	入居者負担額																																																																																					
88,000円	200,000円以上 322,000円以下	65,000円																																																																																					
	322,000円を超え 445,000円以下	74,000円																																																																																					
	445,000円を超え 601,000円以下	83,000円																																																																																					
建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)																																																																																		
平成8年度	大谷団地 A・B・C棟	木造 3LDK	86.94㎡	6	49,000円																																																																																		
平成10年度	大谷団地 D・E棟	木造 2LDK	59.4㎡	4	40,000円																																																																																		
所得区分	入居者負担額																																																																																						
	A・B・C棟	D・E棟																																																																																					
200,000円を超え 322,000円以下	37,000円	30,000円																																																																																					
322,000円を超え 445,000円以下	39,000円	32,000円																																																																																					
445,000円を超え 601,000円以下	41,000円	36,000円																																																																																					
対応策						<p>徳山市・新南陽市・鹿野町とも不動産鑑定士により家賃を設定しており市場家賃であるので、調整案としては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>																																																																																	
調整案						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>																																																																																	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	河川の状況	小項目	河川占用料
事業名	河川占用料			協議事項	
専門部会名		分科会名		コード	

現況

徳山市

【徳山市準用河川管理条例】

流水占用料等

名称	区分	金額
流水占用料		許可水量毎秒1リットルにつき 年額 5,600円
土石採取料	砂利又は砂れき	1立方メートルにつき 110円
	砂	1立方メートルにつき 90円
	くり石又は玉石	1立方メートルにつき 110円
	土砂	1立方メートルにつき 80円
	転石	30センチメートル立方以下のもの 1個につき 50円
		30センチメートル立方を超え 45センチメートル立方以下のもの 1個につき 80円
		45センチメートル立方を超えるもの 1個につき 110円
	埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立てのために採取する土砂 1立方メートルにつき 25円	
河川産出物採取料	竹木、あし、かや埋もれ木、ささ等	市長が時価を考慮して定める額

備考

- 採取する量が1立方メートル未満であるときは又は採取する量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。
- 流水の占用の期間が1年に満たない場合における当該年度の流水占用料の額は、月割りをもって計算した額とする。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 流水占用料、土石採取料及び河川産出物採取料の額は、上記により算出した額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

土地占用料

名称	占用物件の区別	単位	占用料(円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10
	地下電線その他地下に設ける線類		5
地下埋設物	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480
	外径が1メートル以上のもの		950
広告塔		1基につき1年	4,400
看板(そで看板を含む。)		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
広告板			4,400
簡易軌条		長さ1メートルにつき1年	960
囲い込み、板囲い、足場又は工所用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	440
露店その他これに類するもの			1,200
その他のもの		1年につき占用地の接続地又は付近地の価格(占用の許可の申請書提出の日において地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号に規定する土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充台帳に記載されている価格をいう。)の100分の9に相当する額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 長さが、1メートル未満であるとき又は当該長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 表示面積又は占用面積が1平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 土地の占用の期間が1年に満たない場合における当該年度の土地の占用料の額は、月割りをもって計算した額とする。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 土地の占用の期間が1月未満である場合における占用料の金額は、日割りをもって算出した額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

新南陽市

【新南陽市普通河川等管理条例】

占用料(使用料)

河川敷 堤塘敷 公有水面	<ol style="list-style-type: none"> 1 占用地の接続地、又は附近地の1平方メートル当りの価格の100分の9に相当する額 2 占用の期間が1年に満たない場合の占用料の額は、前項の額を12で除した額に、占有を開始した日の属する月から占有を終了した日の属する月迄の月数を乗じて得た額とする。 3 占有期間が1月未満のものに係る占用料の額は、上記により算出した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
--------------------	--

河川生産物採取料

区分	単位	金額
砂利又は砂れき	1立方メートルにつき	50円
砂		30円
土砂		20円
くり石又は玉石	1個につき	50円
転石	30センチメートル立方以下のもの	15円
	30センチメートル立方を超え45センチメートル立方以下のもの	25円
	45センチメートル立方を超えるもの	35円
埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立てのために採取する土砂	1立方メートルにつき	2円
竹木雑草等		市長が時価を考慮して定める額

備考

- 1 1件の料金額が50円未満の場合は50円に切り上げる。
- 採取料の額は、上記により算出した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	河川占用料
事業名	河川占用料			協議事項	
専門部会名		分科会名		コード	
現況				分 析	
熊毛町・鹿野町			問 題 点		
なし			1. 条例等に係る河川等管理の範囲が異なっている (1) 徳山市.....準用河川に限定 (2) 新南陽市.....川の形態をしたもの(準用河川の指定はない)及び公共用水路全てで、ため池、池沼を含む。 2. 熊毛町、鹿野町は条例等が制定されていない。		
			1. 河川管理条例については、国から法定外公共物(赤線、青線)が譲与されることと併せ検討する。		
			調 整 案		
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. (徳山市)の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 その他()					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	下水道使用料																														
事業名	下水道使用料			協議事項																															
専門部会名		分科会名		コード																															
現			況																																
徳山市		新南陽市		熊毛町																															
<p>下水道使用料金表(1ヶ月当り)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">従量料金</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき</td> <td>180円</td> </tr> </table>		基本料金	10立方メートルまで	1,000円	従量料金	10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき	140円	20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき	160円	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	180円	<p>下水道使用料金表(1ヶ月当り)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき</td> <td>185円</td> </tr> </table>		基本料金	10立方メートルまで	950円	超過料金	10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき	130円	20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき	155円	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	185円	<p>下水道使用料金表(1ヶ月当り)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき</td> <td>145円</td> </tr> </table>		基本料金	10立方メートルまで	1,250円	超過料金	10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき	135円	20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき	140円	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	145円
基本料金	10立方メートルまで	1,000円																																	
従量料金	10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき	140円																																	
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき	160円																																	
	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	180円																																	
基本料金	10立方メートルまで	950円																																	
超過料金	10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき	130円																																	
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき	155円																																	
	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	185円																																	
基本料金	10立方メートルまで	1,250円																																	
超過料金	10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき	135円																																	
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき	140円																																	
	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	145円																																	
<p>計算例</p> <p>1ヶ月に30m³ご使用の場合</p> <p>基本料金.....1,000円</p> <p>11m³~20m³まで.....(140円×10m³).....1,400円</p> <p>21m³~30m³まで.....(160円×10m³).....1,600円</p> <p style="text-align: right;">4,000円</p> <p>4,000円×1.05 合計 4,200円</p>		<p>計算例</p> <p>1ヶ月に30m³ご使用の場合</p> <p>基本料金.....950円</p> <p>11m³~20m³まで.....(130円×10m³).....1,300円</p> <p>21m³~30m³まで.....(155円×10m³).....1,550円</p> <p style="text-align: right;">3,800円</p> <p>3,800円×1.05 合計 3,990円</p>		<p>計算例</p> <p>1ヶ月に30m³ご使用の場合</p> <p>基本料金.....1,250円</p> <p>11m³~20m³まで(135円×10m³).....1,350円</p> <p>21m³~30m³まで(140円×10m³).....1,400円</p> <p style="text-align: right;">4,000円</p> <p>4,000円×1.05 合計 4,200円</p>																															
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																															
【徳山市下水道条例】 【徳山市下水道条例施行規則】		【新南陽市下水道条例】 【新南陽市下水道条例施行規則】		【熊毛町下水道条例】 【熊毛町下水道条例施行規則】																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	下水道の状況	小項目	水洗化の促進																						
事業名	小規模下水道事業			協議事項																							
専門部会名	建設	分科会名	下水道	コード																							
現 況				分 析																							
<p>【熊毛町小規模下水道】</p> <p>(設置) 特定された区域の汚水を処理して公共水域に放流するため、本町に小規模下水道を設置する。 (名称、位置及び処理区域)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる処理施設の位置</th> <th>処 理 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊 毛 町 鶴 い こ い の 里 小 規 模 下 水 道</td> <td>熊毛町大字八代828番地の14</td> <td>熊毛町大字八代字檜ヶ本の一部 上河内の一部、下河内の一部、 郷の一部、宮本の一部、西森添 の一部、森添の一部、南道金の 一部、下郷の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(排水設備の設置) 小規模下水道の利用者は、排水設備を設置しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収) 小規模下水道の使用料は、町長が利用者から規則で定める日に納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法により徴収する。</p> <p>(使用料の算定方法) 使用料の額は、毎使用期において利用者が排除した汚水の量に応じ、下記の表に定めるところにより、算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">使 用 料 (2 箇 月 に つ き)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">20m³まで</td> <td rowspan="3">2,500円</td> <td>20m³を超え40m³まで</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>40m³を超え100m³まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超えるもの</td> <td>145円</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。 (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし二以上の利用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの利用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、規則に定めるところにより町長が認定する。</p> <p>(使用料の減免) 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は使用料を減免することができる。</p>				名 称	主たる処理施設の位置	処 理 区 域	熊 毛 町 鶴 い こ い の 里 小 規 模 下 水 道	熊毛町大字八代828番地の14	熊毛町大字八代字檜ヶ本の一部 上河内の一部、下河内の一部、 郷の一部、宮本の一部、西森添 の一部、森添の一部、南道金の 一部、下郷の一部	使 用 料 (2 箇 月 に つ き)				基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)		20m ³ まで	2,500円	20m ³ を超え40m ³ まで	135円	40m ³ を超え100m ³ まで	140円	100m ³ を超えるもの	145円	<p>問 題 点</p> <p>下水道使用料と同一のため、特に問題点はなし</p>	
名 称	主たる処理施設の位置	処 理 区 域																									
熊 毛 町 鶴 い こ い の 里 小 規 模 下 水 道	熊毛町大字八代828番地の14	熊毛町大字八代字檜ヶ本の一部 上河内の一部、下河内の一部、 郷の一部、宮本の一部、西森添 の一部、森添の一部、南道金の 一部、下郷の一部																									
使 用 料 (2 箇 月 に つ き)																											
基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)																									
20m ³ まで	2,500円	20m ³ を超え40m ³ まで	135円																								
		40m ³ を超え100m ³ まで	140円																								
		100m ³ を超えるもの	145円																								
				対 応 策																							
				<p>下水道使用料と同一のため、新市の下水道使用料に統一する。</p>																							
				調 整 案																							
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>																							
根 拠 法 令 等																											
<p>【熊毛町小規模下水道条例】 【熊毛町小規模下水道事業に関する規則】</p>																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	都市公園使用料
事業名	施設使用料(軽食施設)			協議事項	
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	
現 況				問 題 点	
<p>永源山公園 永源山公園施設(軽飲食店)の管理 1月につき、当該施設の価格の1,000分の20を超えない額の範囲内で市長が定める額 備考 1 施設の価格とは、地方税法(昭和25年法律第226号)を準用して算定した固定資産評価相当価格をいう。 2 施設の使用期間が1箇月に満たないときの、その月の使用料の額は、日割計算の方法によって算定する。</p> <p>熊毛町、鹿野町には、同様な施設はない。</p>				<p>1 新南陽市永源山公園の使用料の金額が明確に定められていない。</p>	
				対 応 策	
				<p>1 施設の実情を踏まえ、現行の使用料とする。 2 永源山公園については、金額を明示することを検討する。</p>	
				調 整 案	
				<p>() 1 . 現行のまま新市に引継ぐ。 () 2 . () の例により調整する。 () 3 . 新たに制度等を創設する。 () 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画		中項目	公園・緑化の状況		小項目	都市公園使用料				
事業名	行為の許可(使用料)					協議事項					
専門部会名	建設部会		分科会名	都市計画分科会		コード					
現況						問題点					
都市公園使用料(行為の許可)						<p>1 使用形態が多様化してきており、次のように区分した使用料を考える必要がある。</p> <p>1) 公園の専用使用料</p> <p>2) 設備、備品の使用料</p> <p>3) 光熱水費の使用料</p>					
徳山市		新南陽市		熊毛町							
行為	単位	金額	行為	単位	金額				行為	単位	金額
物品の販売、募金その他これに類する行為をすること	1平方メートル1日につき	66円	行商、募金、その他これらに類する行為をすること	1平方メートル1日につき	10円				行商、募金、その他これらに類する行為をすること	1平方メートル1日につき	10円
営業を目的とする写真の撮影(写真機1台につき)	常時	1月につき660円	常時営業として写真撮影を行うとき	撮影機1台1月につき	510円				業として行う写真の撮影	常時	1日につき300円
	臨時	1日につき110円								臨時	1日につき30円
			臨時に会費を徴して写真コンテスト撮影会を行うとき	撮影機1台1日につき	50円						
営業を目的とする映画の撮影	1時間につき	220円	業として映画の撮影を行うとき	撮影機1台1時間につき	100円						
興業	1平方メートル1日につき	11円	興業を行ったとき(仮設工作物を設けて行うものを除く。)	1平方メートル1日につき	10円				興行	1平方メートル1日につき	3円
競技会、展示会その他それらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること	1平方メートル1日につき	7円	競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し(仮設工作物を設けて行うものを除く。)	1平方メートル1日につき	5円				競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのために公園を独占して利用すること。	1平方メートル1日につき	3円
前各号のほか、規則で定める行為をすること	1平方メートル1日につき	7円									
			備考								
			<p>1 面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルとして計算するものとする。</p> <p>2 日額で定める使用料については、1日未満のものは1日として計算するものとする。</p> <p>3 時間で定める使用料については、1時間未満のものは1時間として計算するものとする。</p> <p>4 第4条第1項各号に掲げる行為をする者が併せて附属機器の拡声装置を利用する場合は、この表に掲げる使用料の金額に1時間につき510円を加算する。</p>								
鹿野町は、都市公園なし						対応策					
						<p>1 行為の許可に基づく使用料の徴収実績は、徳山市がほとんどであることから、徳山市の例により調整する。</p> <p>2 新市に移行後、施設の使用料、設備・備品の使用料、光熱水費の使用料に分けることについて検討する。</p>					
調整案											
						<p>() 1. 現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>() 2. (徳山市) の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	都市公園使用料																																																																																																				
事業名	公園占用料			協議事項																																																																																																					
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード																																																																																																					
現 況				問 題 点																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">【徳山市】</th> </tr> <tr> <th>占用物件名</th> <th></th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1種電柱</td><td></td><td>1本</td><td>1年</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td></td><td>1本</td><td>1年</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td></td><td>1本</td><td>1年</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td></td><td>1本</td><td>1年</td><td>930</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td></td><td>1本</td><td>1年</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td></td><td>1本</td><td>1年</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td></td><td>1平方メートル</td><td>1年</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td></td><td>1メートル</td><td>1年</td><td>10</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td></td><td>1メートル</td><td>1年</td><td>5</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これらに類するもの</td><td></td><td>1個</td><td>1年</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>鉄塔その他これらに類するもの</td><td></td><td>1平方メートル</td><td>1年</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>法第7条第2号に掲げるもの</td><td></td><td>1メートル</td><td>1年</td><td>190</td></tr> <tr><td>法第7条第4号に掲げるもの</td><td>公衆電話所</td><td>1個</td><td>1年</td><td>1,400</td></tr> <tr><td></td><td>郵便差出箱</td><td>1個</td><td>1年</td><td>600</td></tr> <tr><td>法第7条第6号に掲げるもの</td><td></td><td>1平方メートル</td><td>1日</td><td>44</td></tr> <tr><td>令第12条第7号又は第8号に掲げるもの</td><td></td><td>1平方メートル</td><td>1月</td><td>440</td></tr> <tr><td>令第12条第9号に掲げるもの</td><td></td><td>1平方メートル</td><td>1月</td><td>140</td></tr> <tr><td>パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局</td><td></td><td>1基</td><td>1年</td><td>495</td></tr> </tbody> </table>				【徳山市】					占用物件名		単位	期間	金額	第1種電柱		1本	1年	1,000	第2種電柱		1本	1年	1,600	第3種電柱		1本	1年	2,200	第1種電話柱		1本	1年	930	第2種電話柱		1本	1年	1,500	第3種電話柱		1本	1年	2,100	その他のもの		1平方メートル	1年	1,400	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	1年	10	地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	1年	5	変圧塔その他これらに類するもの		1個	1年	1,400	鉄塔その他これらに類するもの		1平方メートル	1年	1,400	法第7条第2号に掲げるもの		1メートル	1年	190	法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	1個	1年	1,400		郵便差出箱	1個	1年	600	法第7条第6号に掲げるもの		1平方メートル	1日	44	令第12条第7号又は第8号に掲げるもの		1平方メートル	1月	440	令第12条第9号に掲げるもの		1平方メートル	1月	140	パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局		1基	1年	495	<p>1 徳山市は公園の占用料を定め、新南陽市・熊毛町は道路占用料を準用して対応している。</p>	
【徳山市】																																																																																																									
占用物件名		単位	期間	金額																																																																																																					
第1種電柱		1本	1年	1,000																																																																																																					
第2種電柱		1本	1年	1,600																																																																																																					
第3種電柱		1本	1年	2,200																																																																																																					
第1種電話柱		1本	1年	930																																																																																																					
第2種電話柱		1本	1年	1,500																																																																																																					
第3種電話柱		1本	1年	2,100																																																																																																					
その他のもの		1平方メートル	1年	1,400																																																																																																					
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	1年	10																																																																																																					
地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	1年	5																																																																																																					
変圧塔その他これらに類するもの		1個	1年	1,400																																																																																																					
鉄塔その他これらに類するもの		1平方メートル	1年	1,400																																																																																																					
法第7条第2号に掲げるもの		1メートル	1年	190																																																																																																					
法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	1個	1年	1,400																																																																																																					
	郵便差出箱	1個	1年	600																																																																																																					
法第7条第6号に掲げるもの		1平方メートル	1日	44																																																																																																					
令第12条第7号又は第8号に掲げるもの		1平方メートル	1月	440																																																																																																					
令第12条第9号に掲げるもの		1平方メートル	1月	140																																																																																																					
パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局		1基	1年	495																																																																																																					
				対 応 策																																																																																																					
<p>・新南陽市・熊毛町は、道路占用料を準用 ・鹿野町は、都市公園なし</p>				<p>1 公園においては、道路にない占用形態もあることから、公園の占用料を定めている徳山市の例により調整する。</p> <p>2 減免の取扱を明確にする必要がある。</p>																																																																																																					
				調 整 案																																																																																																					
				<p>() 1 . 現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>() 2 . (徳山市) の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>																																																																																																					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況
事業名	授業料・入園料	協議事項			
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>入園料(1回) 4,500円 保育料(1ヶ月) 5,900円 入園料は入園後5日以内に保育料と合わせて納入するものとする 以後の保育料は毎月5日までに納入しなければならない 特別の理由があるときは、納入期限を延長することができる 納入した保育料は、如何なる理由があっても返還しない その期の保育料を徴収しない場合 休園が1学期以上にわたるとき 休業が1学期以上にわたるとき 伝染病のため出席停止が1学期以上にわたるとき</p> <p>入園料及び保育料の免除等 (1)本市に居住し、徳山市立幼稚園に在籍する幼児(「幼児」)が次の各号の一に該当する者であるときは、その者に係る入園料及び保育料は免除する。 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属するとき。 当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税されない世帯に属するとき。 (2)当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、それらの所得割課税額の合計額とする。)が5,000円以下となる世帯に属する幼児の入園料及び保育料は、その3分の2相当額を減額し、当該所得割課税額が10,000円以下となる世帯に属する幼児の入園料及び保育料は、その2分の1相当額を減額する。 (3)前2項の規定により入園料及び保育料を免除し、又は減額する場合の減免額を決定する場合、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算するものとする。</p>		<p>入園料(1回) 4,000円 授業料(1ヶ月) 5,700円 授業料は毎月10日までに納入しなければならない 入園料は入園後5日以内に納入しなければならない 納入した授業料等は、返還しない。ただし、特別な事由があると認めるときはその全部又は一部を返還することができる。</p> <p>入園料及び授業料の減免 [世帯区分] 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税されない世帯 [減免額] ・授業料等の額(年額20,000円を限度とする。ただし、年度途中の転入者及び転出者については、月割計算の方法により算出した額を限度とする。)</p>		<p>【町立幼稚園授業料徴収条例】 授業料(1か月) 14,000円 免除：生活保護法の規定により保護を受けている世帯にあつては免除 保育料は、当月分を毎月10日までに納入。</p> <p>【町立幼稚園授業料の免除等に関する規則】 授業料免除申請書の提出</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
<p>【幼稚園入園料及び保育料徴収条例】 7005 【 " 徴収条例施行規則】 7007</p>		<p>【幼稚園条例】 6533 【市立幼稚園授業料及び入園料減免に関する規則】 6550</p>		<p>【町立幼稚園授業料徴収条例】 1509・58 【町立幼稚園授業料の免除等に関する規則】 1509・59</p>	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況
事業名	授業料・入園料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>【町立幼稚園保育料徴収条例】 保育料(1か月) 5,000円 保育料は、毎月5日までに納入。 保育料を徴収しない場合 休園が1学期以上にわたるとき 休業が1学期以上にわたるとき 伝染病のため出席停止が1学期以上にわたるとき</p> <p>【町立幼稚園保育料の減免等に関する規則】 世帯の所得の状況に対する保育料の減免額 (1)生活保護法の規定により保護を受けている世帯は保育料を免除する。 (2)当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯は、年額36,000円を限度とする。 (3)当該年度に納付すべき町民税の所得割課税の額が5,000円以下となる世帯は年額36,000円の3分の2の額を限度とする。 (4)当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が5,000円をこえ10,000円以下となる世帯は年額9,000円。</p>				<p>・熊毛町以外は、国の交付税基準にそった料金設定となっているが、熊毛町は設立時の民間幼稚園との関係から独自の料金設定となっている。 ・入園料については、徳山市と新南陽市のみ徴収している。</p>	
				対 応 策	
				<p>・基本的には、保育料(授業料)は、熊毛町も含めて交付税基準どおり実施している徳山市に合わせる。 ・減免については、各市町で多少の違いがあるので、今後調整する。 ・入園料については、2市のみであり、また受け入れに伴う経費も僅かであることから、全体の歩調をあわせるため廃止の方向で検討する。</p>	
				調 整 案	
根 拠 法 令 等					
<p>【町立幼稚園保育料徴収条例】4818 【町立幼稚園保育料の減免等に関する規則】4830</p>				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 授業料(保育料)については徳山市の例により調整する。 ただし、入園料については、廃止の方向で検討する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	教員住宅の貸付			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード	

現

況

徳山市

新南陽市

目的 学校に勤務する職員に貸付けるものとする。
 教員住宅の設置せられている学校に勤務しないようになったときは、その日から15日以内に家屋の明渡しをしなければならない。
 教員住宅の賃貸料を別表のとおり定め、貸付許可のあつた月分から借受廃止届を提出した月分まで毎月その月分を徴収する。
 賃貸料は、月の途中から貸付を開始する場合又は貸付を廃止する場合、その月分については日割をもって計算する。

【学校職員宿舎】

宿舎名	棟数	所在地	使用料
和田宿舎	4	大字埜字天王	6,000
	8	大字埜字四ツ辻203番地2	6,000
中畷宿舎	4	中畷7番1号(1K室)	6,500
	16	" (2DK室)	8,800

(使用料：月額/円)

【貸付料】

名称	位 置	建設年 度	住宅番号	戸数	貸付料 (月額円)
大島地区学校教員住宅	大字大島627番地の4	29	4号	1	4,300
向道地区学校教員住宅	大字大向1643番地の13	27	6号	1	4,200
	大字大道理1334番地の1	51	7号	1	9,200
大津島地区学校教員住宅	大字大津島629番地	33	8号	1	1,300
	大字大津島614番地	36	9号	1	2,500
	"	37	10号	1	2,100
	大字大津島187番地の1	45	11号	1	7,400
	大字大津島187番地の1	53	12号	1	6,100
	大字大津島1964番地の1	61	13号	1	6,500
	大字大津島187番地の2	44	14号	1	4,000
	"	44	15号	1	4,000
	大字大津島187番地の2	45	16号	1	7,500
	大字大津島187番地の1	46	17号	1	4,000
	"	46	18号	1	4,000
	"	46	19号	1	4,000
	大字大津島1964番地の1	61	20号	1	6,500
	"	61	21号	1	6,500
	"	61	22号	1	6,500
	都濃地区学校教員住宅	"	45	23号	1
"		53	24号	1	11,600
大字須万2495番地の2		27	25号	1	3,200
大字須万2605番地		27	26号	1	3,100
大字須万2605番地の3		27	27号	1	2,700
"		27	28号	1	2,700
大字須万2443番地の2		49	29号	1	4,900
"		49	30号	1	4,900
"		49	31号	1	4,900
大字須万2443番地の15		49	32号	1	9,200
大字中須南2583番地	27	34号	1	3,400	
大字長穂1693番地の2	27	35号	1	4,100	
大字長穂715番地	27	36号	1	3,300	
大字長穂808番地	27	37号	1	4,500	

根拠法令等

根拠法令等

【教員住宅貸付規則】 6761

【職員宿舎管理規則】 625

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																
事業名	教員住宅の貸付	分科会名	学校教育	協議事項																																	
専門部会名	教育部会			コード																																	
現況			分析点																																		
熊毛町		鹿野町																																			
なし		<p>目的：学校に勤務する職員に貸付けるものとする。 入居者の資格 ・鹿野町立学校に勤務する教職員及びその家族 ・その他教育委員会が特に認めたもの 使用期間が1月に満たないときにおける使用料の額は、日割計算の方法により算出した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>戸数</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下市教職員住宅</td> <td>大字鹿野上3166番ノ3</td> <td>2</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>渋川〃</td> <td>大字鹿野上1018番ノ1</td> <td>1</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>仁保津〃</td> <td>大字巢山1490番</td> <td>1</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>大潮〃</td> <td>大字大潮1488番ノ2</td> <td>1</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>東〃</td> <td>大字鹿野上3426番ノ1</td> <td>10</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>大地庵〃</td> <td>大字鹿野上2911番</td> <td>10</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>宮ノ沖〃</td> <td>大字鹿野上2911番</td> <td>2</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>小・中学校教職員住宅料補助あり(別記)</p>		名称	位置	戸数	使用料(月額)	下市教職員住宅	大字鹿野上3166番ノ3	2	3,300	渋川〃	大字鹿野上1018番ノ1	1	800	仁保津〃	大字巢山1490番	1	1,000	大潮〃	大字大潮1488番ノ2	1	7,400	東〃	大字鹿野上3426番ノ1	10	4,600	大地庵〃	大字鹿野上2911番	10	4,600	宮ノ沖〃	大字鹿野上2911番	2	15,000	<p>・徳山市、新南陽市、鹿野町は教員住宅を設置している。 ・熊毛町は教員住宅がない。 ・各市町の貸付料に共通項はない。 ・徳山市は離島及び準へき地以外の教員住宅は廃止の方向。</p>	
名称	位置	戸数	使用料(月額)																																		
下市教職員住宅	大字鹿野上3166番ノ3	2	3,300																																		
渋川〃	大字鹿野上1018番ノ1	1	800																																		
仁保津〃	大字巢山1490番	1	1,000																																		
大潮〃	大字大潮1488番ノ2	1	7,400																																		
東〃	大字鹿野上3426番ノ1	10	4,600																																		
大地庵〃	大字鹿野上2911番	10	4,600																																		
宮ノ沖〃	大字鹿野上2911番	2	15,000																																		
				<p>対 応 策</p> <p>・施設の建築年度、規模、内容が違い、現実に住宅が実在しているため、調整が困難である。 ・離島、へき地及び準へき地は教職員住宅を充実する方向で調整する。</p>																																	
				<p>調 整 案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p>																																	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																			
		<p>【教職員住宅条例】 【教職員住宅規則】</p>		<p>() その他()</p>																																	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	学校開放			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード	

現況

徳山市	新南陽市																																																																																						
<p>【学校施設使用条例】 使用：学校教育，社会教育を目的とする使用、その他公共のための使用 使用料 講堂 1回につき 5,250円 教室 1回につき 2,100円 運動場 1回につき 520円</p> <p>【学校施設使用条例施行規則】 使用時間 平日 午後6時から午後10時まで 学校の休業日 午前6時から午後10時まで</p> <p>使用料の減免 (1)全額免除 市が使用するとき。 徳山市学校施設のスポーツ開放に関する規則の規定に基づき使用するとき。 社会教育団体が社会教育活動に使用するとき。 公共的団体が公益上使用するとき。 市が使用者と共同で使用するとき。 (2)5割減額 市が後援して使用するとき。 (3)入場料又はこれに類するものを徴収して使用するとき、使用料は減免しないものとする。</p>	<p>【学校施設使用条例】 使用：市立の幼稚園、小学校及び中学校の施設を、スポーツ開放、社会教育等、その他公共のために使用する。 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>固定照明設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小学校及び中学校の屋内運動場</td> <td>施設全面使用</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>2分の1以下</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>器具</td> <td>1面</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用</td> <td>3時間以内</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小学校及び中学校の屋外運動場</td> <td>施設全面</td> <td>1時間</td> <td>420円</td> <td>1,680円</td> </tr> <tr> <td>器具</td> <td>1回</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用</td> <td>3時間以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園の運動場</td> <td>全面</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園、小学校及び中学校の教室</td> <td>1室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の減免 使用者が当該学校施設を公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認めるときは、使用料の額を減免し、又は使用料の徴収を免除することができる。</p> <p>【教育施設の使用に関する規則】 教育施設とは、学校の建物公民館その他の附属物件及び土地をいう。 使用の禁止 教育上支障があると認められるとき 学校施設をき損するおそれがあると認められるとき 専ら私的営利を目的として使用するものと認められるとき その他教育委員会及び校長においてさしつかえがあると認めるとき 教育施設使用のため特別に必要な費用は、使用者に於てその実費を負担しなければならない。</p>	施設名	使用区分	単位	使用料	固定照明設備使用料	小学校及び中学校の屋内運動場	施設全面使用	1時間	210円	160円	2分の1以下	1時間	100円	80円	器具	1面	210円		使用	3時間以内	100円		小学校及び中学校の屋外運動場	施設全面	1時間	420円	1,680円	器具	1回	100円		使用	3時間以内			幼稚園の運動場	全面	1時間	210円		幼稚園、小学校及び中学校の教室	1室	1時間	210円		<p>【市立学校の校庭等の開放事業に関する規則】 趣旨：少年の健全な育成を目指し、少年の遊びや集団活動を促進するため、学校教育上支障のない限り、学校の校庭等を解放する。 開放する校庭等：範囲及び日時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>開放施設</th> <th>開放日</th> <th>開放時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">富田東小学校</td> <td rowspan="3">校庭</td> <td>日曜、祝日、長期休業日</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>16:00～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">富田西小学校</td> <td rowspan="3">校庭</td> <td>日曜、祝日、長期休業日</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>16:00～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福川小学校</td> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td>日曜、祝日、長期休業日</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>16:00～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福川南小学校</td> <td rowspan="2">屋内運動場</td> <td>日曜、祝日、長期休業日</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和田小学校</td> <td rowspan="2">プール</td> <td>日曜、祝日、長期休業日</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>夏期休業日</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者の範囲：開放された校庭等の利用者 学齢児童及び学齢生徒 開放事業の種目：野外活動及びその他スポーツとする。 事業の運営及び実施期間中の利用施設設備の管理は、教育委員会が行う。</p>	学校名	開放施設	開放日	開放時間	富田東小学校	校庭	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00	土曜	13:00～17:00	平日	16:00～17:00	富田西小学校	校庭	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00	土曜	13:00～17:00	平日	16:00～17:00	福川小学校	屋内運動場	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00	土曜	13:00～17:00	平日	16:00～17:00	福川南小学校	屋内運動場	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00	土曜	13:00～17:00	和田小学校	プール	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00	夏期休業日	9:00～17:00
施設名	使用区分	単位	使用料	固定照明設備使用料																																																																																			
小学校及び中学校の屋内運動場	施設全面使用	1時間	210円	160円																																																																																			
	2分の1以下	1時間	100円	80円																																																																																			
	器具	1面	210円																																																																																				
	使用	3時間以内	100円																																																																																				
小学校及び中学校の屋外運動場	施設全面	1時間	420円	1,680円																																																																																			
	器具	1回	100円																																																																																				
	使用	3時間以内																																																																																					
幼稚園の運動場	全面	1時間	210円																																																																																				
幼稚園、小学校及び中学校の教室	1室	1時間	210円																																																																																				
学校名	開放施設	開放日	開放時間																																																																																				
富田東小学校	校庭	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00																																																																																				
		土曜	13:00～17:00																																																																																				
		平日	16:00～17:00																																																																																				
富田西小学校	校庭	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00																																																																																				
		土曜	13:00～17:00																																																																																				
		平日	16:00～17:00																																																																																				
福川小学校	屋内運動場	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00																																																																																				
		土曜	13:00～17:00																																																																																				
		平日	16:00～17:00																																																																																				
福川南小学校	屋内運動場	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00																																																																																				
		土曜	13:00～17:00																																																																																				
和田小学校	プール	日曜、祝日、長期休業日	9:00～17:00																																																																																				
		夏期休業日	9:00～17:00																																																																																				
根拠法令等	根拠法令等																																																																																						

<p>【学校施設使用条例】 6795・51 【学校施設使用条例施行規則】 6797</p>	<p>【学校施設使用料条例】 6591 【教育施設の使用に関する規則】 6560 【市立学校の校庭等の開放事業に関する規則】 6580</p>
---	---

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																														
事業名	学校開放			協議事項																																															
専門部会名	教育部会		分科会名	学校教育																																															
現況				分析																																															
熊毛町		鹿野町		問題点																																															
<p>【学校施設使用条例】 使用：学校教育及び社会教育その他公共の目的使用 学校の施設の使用料 (1)講堂 1日 昼間 1,050円 夜間 1,560円 (2)一般校舎 1日 昼間 510円 夜間 830円 (3)運動場 1日 昼間 510円 夜間 830円 減免：必要があると認めるときは使用料を減免することができる。</p>		<p>【学校施設設備使用条例】 使用：学校教育及び社会教育その他公共の目的使用 使用不可 (1)営利を目的として事業を行なう場合 (2)遊芸を目的として使用する場合 (3)選挙管理委員会が認めない選挙運動又はこれに類似する行為を行う場合 (4)著しく教育環境を乱す事業を行う場合 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">屋内運動場</td> <td rowspan="4">1回につき</td> <td>525</td> <td>午前9時から 午後1時30分まで</td> </tr> <tr> <td>525</td> <td>午後1時30分から 午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>785</td> <td>午後6時から 午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>785</td> <td>午後8時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教室</td> <td rowspan="2">1室につき</td> <td>525</td> <td>午前9時から 午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>785</td> <td>午後6時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td rowspan="2">1回につき</td> <td>1,155</td> <td>午前9時から 午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>1,155</td> <td>午後6時から 午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>【学校施設設備使用料の減免に関する規則】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>使用料(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">教育委員会 が減免の必要を認める もの</td> <td rowspan="4">屋内運動場</td> <td>420</td> <td>午前9時から 午後1時30分まで</td> </tr> <tr> <td>420</td> <td>午後1時30分から 午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>525</td> <td>午後6時から 午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>525</td> <td>午後8時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教室</td> <td rowspan="2">1室につき</td> <td>420</td> <td>午前9時から 午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>525</td> <td>午後6時から 午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>		名称	単位	使用料(円)	備考	屋内運動場	1回につき	525	午前9時から 午後1時30分まで	525	午後1時30分から 午後6時まで	785	午後6時から 午後8時まで	785	午後8時から 午後10時まで	教室	1室につき	525	午前9時から 午後6時まで	785	午後6時から 午後10時まで	運動場	1回につき	1,155	午前9時から 午後6時まで	1,155	午後6時から 午後10時まで	区分	名称	使用料(円)	備考	教育委員会 が減免の必要を認める もの	屋内運動場	420	午前9時から 午後1時30分まで	420	午後1時30分から 午後6時まで	525	午後6時から 午後8時まで	525	午後8時から 午後10時まで	教室	1室につき	420	午前9時から 午後6時まで	525	午後6時から 午後10時まで	<p>・徳山市、熊毛町、鹿野町は、学校教育及び社会教育を目的とした使用条例となっている。 ・新南陽市はスポーツ開放を加味した条例となっている。 スポーツ開放は各市町とも無料となっており、鹿野町以外はスポット的な利用はできない状況にある。(曜日によって、行事が組まれているため) ・使用料に開きがある。(使用料を徴収する例は少ない・・・減免対象が多数) ・各市町で使用時間帯が違う。</p>	
名称	単位	使用料(円)	備考																																																
屋内運動場	1回につき	525	午前9時から 午後1時30分まで																																																
		525	午後1時30分から 午後6時まで																																																
		785	午後6時から 午後8時まで																																																
		785	午後8時から 午後10時まで																																																
教室	1室につき	525	午前9時から 午後6時まで																																																
		785	午後6時から 午後10時まで																																																
運動場	1回につき	1,155	午前9時から 午後6時まで																																																
		1,155	午後6時から 午後10時まで																																																
区分	名称	使用料(円)	備考																																																
教育委員会 が減免の必要を認める もの	屋内運動場	420	午前9時から 午後1時30分まで																																																
		420	午後1時30分から 午後6時まで																																																
		525	午後6時から 午後8時まで																																																
		525	午後8時から 午後10時まで																																																
	教室	1室につき	420	午前9時から 午後6時まで																																															
			525	午後6時から 午後10時まで																																															
				対応策																																															
				<p>・使用時間帯を調整する。 ・減免対象を整理する。</p>																																															
				調整案																																															
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p>																																															
根拠法令等		根拠法令等																																																	
【学校施設使用条例】1503・3		【学校施設設備使用条例】4777 【学校施設設備使用料の減免に関する規則】4781		() その他()																																															

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習
事業名	公民館の使用料	分科会名	社会教育	協議事項	
専門部会名	教育部会			コード	

現

況

徳山市

新南陽市

熊毛町

(単位：円)

区分	自午前8時	自午前8時	自正午	自午後5時	
	至午後5時	至正午	至午後5時	至午後10時	
各公民館	大会議室	1,300	520	780	780
	小会議室	250	100	150	150

【中央公民館】 (単位：円)

区分	午前	午後	夜間	全日	摘要
	自午前9時 至正午	自正午 至午後5時	自午後5時 至午後10時	自午前9時 至午後10時	
第1集会室	540	910	1,450	2,900	入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料に2を乗じて得た額とする。なお、集会室のステージを使用する場合は、910円を加算した額とする。
第2集会室	360	540	910	1,810	
第3集会室	540	910	1,450	2,900	
会議室(大)	910	1,450	2,380	4,740	
会議室(小)	360	540	910	1,810	
和室(2,3階)	360	540	910	1,810	
和室(1階)	180	270	450	900	
調理実習室	1,090	1,650	2,740	5,480	
その他実習室	540	910	1,450	2,900	
食堂	1ヶ月につき 26010円				

備考
1. ガスを使用する場合の使用料は、ガス料金の実費を加算した額とする。
2. 食堂及び配膳室の水道、ガス、電気及び電話料金は使用者の実費負担とする。

【和田公民館】 (単位：円)

区分	午前	午後	夜間	全日	摘要
	自午前9時 至正午	自正午 至午後5時	自午後5時 至午後10時	自午前9時 至午後10時	
会議室	910	1,450	2,380	4,740	中央公民館と同じ
会議室	540	910	1,450	2,900	
会議室	360	540	910	1,810	
和室	180	270	450	900	
調理実習室	610	940	1,570	3,120	

備考
1. ガスを使用する場合の使用料は、ガス料金の実費を加算した額とする。

【福川公民館】 = ふれあいセンター = (単位：円)

区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
	楽屋	A(洋室)	400	600	800	900
B(洋室)		300	400	500	600	800
C(洋室)		300	400	500	600	800
D(洋室)		300	400	500	600	800
リハーサル室	800	1,100	1,400	1,700	2,200	3,000
大会議室	2,800	3,900	5,000	6,200	7,800	10,600
中会議室	1,600	2,200	2,900	3,500	4,500	6,000
小会議室	700	1,000	1,300	1,500	2,000	2,700
調理実習室	1,000	1,400	1,800	2,200	2,800	3,800
和室	500	700	900	1,100	1,400	1,900
子供ハウス	500	700	900	1,100	1,400	1,900

【使用料】

館名	区分	単位	金額	
			昼間	夜間
中央公民館	大会議室	1時間につき	780円	1,050円
	講座室	"	390円	510円
	視聴覚室	"	390円	510円
	小会議室	"	260円	310円
	調理実習室	"	450円	590円
高水公民館	大会議室	"	390円	510円
	講座室	"	260円	310円
	小会議室	"	110円	130円
	団体室	"	110円	130円
大河内公民館	調理実習室	"	300円	390円
	大会議室	"	390円	510円
	講座室	"	260円	310円
	小会議室	"	210円	250円
	調理実習室	"	300円	390円

1. 昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
2. 使用時間で1時間未満の端数があるとき又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は、1時間として計算する。
3. 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間を含むものとする。
4. 冷暖房、映写等特別の電力を使用する場合の使用料の金額は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した額とする。

根拠法令等

根拠法令等

根拠法令等

【徳山市公民館使用条例】 7113

【新南陽市公民館条例】 6712

【公民館条例】 1525
【公民館条例施行規則】 1529

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習																																																																							
事業名	公民館の使用料	協議事項																																																																										
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																																								
現況			分析																																																																									
鹿野町			問題点																																																																									
<p>【鹿野町公民館】 (単位：円)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="3">使用料</th> <th rowspan="2">収容人数〔人〕</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>講堂</td><td>3,465</td><td>5,250</td><td>8,085</td><td>350</td></tr> <tr><td>新館大会議室</td><td>3,150</td><td>3,150</td><td>3,885</td><td>120</td></tr> <tr><td>新館中会議室</td><td>1,835</td><td>1,835</td><td>2,205</td><td>70</td></tr> <tr><td>新館小会議室</td><td>600</td><td>600</td><td>720</td><td>23</td></tr> <tr><td>第1会議室</td><td>945</td><td>945</td><td>1,155</td><td>50</td></tr> <tr><td>第2会議室</td><td>945</td><td>945</td><td>1,155</td><td>30</td></tr> <tr><td>和室10畳</td><td>945</td><td>945</td><td>1,155</td><td>15</td></tr> <tr><td>和室8畳</td><td>945</td><td>945</td><td>1,155</td><td>10</td></tr> <tr><td>和室6畳</td><td>680</td><td>680</td><td>840</td><td>8</td></tr> <tr><td>和室4.5畳</td><td>525</td><td>525</td><td>630</td><td>6</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>945</td><td>945</td><td>1,155</td><td>20</td></tr> <tr><td>講習室</td><td>630</td><td>630</td><td>945</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>2 冷暖房使用料 使用料の3割に相当する額を加算する。</p> <p>3 設備、備品の使用料 3,150円を限度として教育委員会が別に定める。</p>			室名	使用料			収容人数〔人〕	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	講堂	3,465	5,250	8,085	350	新館大会議室	3,150	3,150	3,885	120	新館中会議室	1,835	1,835	2,205	70	新館小会議室	600	600	720	23	第1会議室	945	945	1,155	50	第2会議室	945	945	1,155	30	和室10畳	945	945	1,155	15	和室8畳	945	945	1,155	10	和室6畳	680	680	840	8	和室4.5畳	525	525	630	6	調理室	945	945	1,155	20	講習室	630	630	945	20	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳山市 中央公民館は、市民館として別途使用料を定めている。 地区公民館は、シンプルな決め方をしている。 使用料は年間4～5万円 休館日：なし ・新南陽市 平成10年度に使用料を改正。 平成12年度から配膳室・結婚式場は老朽化のため廃止。 陶芸窯の料金を徴収。 年間使用料は、40～50万円。 使用料の徴収について申し込みごとに検討する状況である。 休館日：国民の祝日、年末年始、月曜日(福川公民館) ・熊毛町 使用料を時間単位で定めている。 規定はあるが、冷暖房費・特別の電力費は徴収していない。 営利・宗教には一切貸し館をしていない。 使用料は年間2～3万円 休館日：なし ・鹿野町 備品は屋外用の備品について使用料を徴収。 休館日：土曜、日曜、休日、年末年始 使用料は10万円程度 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の調整 ・開館時間・休館日の調整 ・営業等使用許可の取り扱い ・減免規定の調整 ・冷暖房・備品使用料の調整 ・社会教育団体の取り扱い 			<p>当面、各施設の状況が違うため現行の使用料とする。 ただし、新市に移行後、使用料について見直す必要がある。</p> <p>下記について調整する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間・休館日 ・営業等の使用許可及び使用料 ・減免規定 ・冷暖房・備品の使用料の徴収 ・社会教育団体の取り扱い 		
室名	使用料			収容人数〔人〕																																																																								
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																																									
講堂	3,465	5,250	8,085	350																																																																								
新館大会議室	3,150	3,150	3,885	120																																																																								
新館中会議室	1,835	1,835	2,205	70																																																																								
新館小会議室	600	600	720	23																																																																								
第1会議室	945	945	1,155	50																																																																								
第2会議室	945	945	1,155	30																																																																								
和室10畳	945	945	1,155	15																																																																								
和室8畳	945	945	1,155	10																																																																								
和室6畳	680	680	840	8																																																																								
和室4.5畳	525	525	630	6																																																																								
調理室	945	945	1,155	20																																																																								
講習室	630	630	945	20																																																																								
根拠法令等			調整案																																																																									
【公民館使用条例】4977			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他()</p>																																																																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																														
事業名	三丘徳修館の使用料			協議事項																															
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																															
現況				分析																															
三丘徳修館の使用料				問題点																															
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座室1</td> <td>1時間につき</td> <td>110円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>講座室2</td> <td>"</td> <td>110円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>"</td> <td>100円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>"</td> <td>160円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>"</td> <td>420円</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>"</td> <td>330円</td> <td>390円</td> </tr> </tbody> </table>				使用区分	単位	金額		昼間	夜間	講座室1	1時間につき	110円	130円	講座室2	"	110円	130円	研修室1	"	100円	120円	研修室2	"	160円	190円	ホール	"	420円	510円	調理実習室	"	330円	390円	<p>公民館類似施設 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館との調整。 ・位置づけ（コミュニティ施設、社会教育施設）の調整。 ・職員体制の調整。 ・減免規定の調整。 ・使用料の調整。 	
使用区分	単位	金額																																	
		昼間	夜間																																
講座室1	1時間につき	110円	130円																																
講座室2	"	110円	130円																																
研修室1	"	100円	120円																																
研修室2	"	160円	190円																																
ホール	"	420円	510円																																
調理実習室	"	330円	390円																																
<p>1 昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。</p> <p>2 使用時間で1時間未満の端数があるとき又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は1時間として計算する。</p> <p>3 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間を含むものとする。</p> <p>4 町に住所を有しない者又は町に所在しない団体が使用する場合は、前記の使用料の金額の100分の20に相当する額を当該使用料の金額に加算した金額とする。</p> <p>5 冷暖房、映写等特別の電力を使用する場合は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した金額とする。</p>				対応策																															
<p>使用料の減免</p> <p>町内の学校、幼稚園及び保育園並びに町内の社会教育団体及び社会福祉団体が使用する場合：免除</p> <p>その他、公益のために使用する場合で、町長が特別の理由があると認めるとき：町長が定める率</p>				<p>新市に移行後、速やかに調整する必要がある。</p> <p>公民館との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可基準を明確にし、減免規定を調整する必要がある。 ・割り増し等の調整。 ・冷暖房費の調整。 ・使用料の調整。（時間料金） 																															
根拠法令等				調整案																															
<p>【三丘徳修館の設置及び管理等に関する条例】1531・8</p> <p>【三丘徳修館の管理運営に関する規則】1531・12</p>				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他()</p>																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習																										
事業名	高水ふれあいセンターの使用料			協議事項																											
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																											
現 況				分 析																											
<p>【本館】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>270円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td></td> <td>70円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td>"</td> <td>50円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>サークル室</td> <td>"</td> <td>50円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>カラオケ設備</td> <td>"</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 1 昼間とは午前9時から午後6時まで 夜間とは午後6時から午後10時まで サークル室の使用時間は、使用1回につき3時間以内 2 使用時間で1時間未満の端数があるとき又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は1時間として計算する。 3 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間に含むものとする。</p>				使用区分	単 位	金 額		昼間	夜間	会議室	1時間につき	270円	320円	娯楽室		70円	80円	講座室	"	50円	60円	サークル室	"	50円	60円	カラオケ設備	"	200円		<p style="text-align: center;">問 題 点</p> <p>公民館類似施設 課題 ・公民館との調整。 ・位置づけ（コミュニティ施設、社会教育施設）の調整。 ・職員体制の調整。 ・減免規定の調整。 ・使用料の調整。</p>	
使用区分	単 位	金 額																													
		昼間	夜間																												
会議室	1時間につき	270円	320円																												
娯楽室		70円	80円																												
講座室	"	50円	60円																												
サークル室	"	50円	60円																												
カラオケ設備	"	200円																													
<p>【入浴館】(平成14年4月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">入浴施設</td> <td rowspan="3">1人1日につき</td> <td>大人</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1人1日の12回分の回数券</td> <td>大人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 大人とは12才以上をいう。 2 中人とは6才以上12才未満をいう。 3 小人とは6才未満をいう。 4 回数券を紛失した場合若しくは著しく破損した場合は無効とする。</p>				区 分	単 位	金 額		入浴施設	1人1日につき	大人	300円	中人	100円	小人	50円	1人1日の12回分の回数券	大人	3,000円	中人	1,000円	小人	500円	<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>新市に移行後、速やかに調整する必要がある。 公民館との調整 ・使用許可基準を明確にし、減免規定を調整する必要がある。 ・使用料の調整（時間料金） 新市移行までに施設の位置づけを明確にし、所管課等を調整しておく必要がある。</p>								
区 分	単 位	金 額																													
入浴施設	1人1日につき	大人	300円																												
		中人	100円																												
		小人	50円																												
	1人1日の12回分の回数券	大人	3,000円																												
		中人	1,000円																												
		小人	500円																												
根 拠 法 令 等				調 整 案																											
<p>【高水ふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例】1569・19 【高水ふれあいセンターの設置及び管理等に関する規則】1569・23</p>				<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 . () の例により調整する。 () 3 . 新たに制度等を創設する。 () 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 . 廃止の方向で検討する。 () その他 ()</p>																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習																																						
事業名	勝間ふれあいセンターの使用料			協議事項																																							
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																							
現況				分析																																							
<p>〔使用料〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室 1</td> <td>1時間につき</td> <td>250円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小会議室 2</td> <td>"</td> <td>250円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小会議室 3</td> <td>"</td> <td>260円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>大会議室 1</td> <td>"</td> <td>900円</td> <td>1060円</td> </tr> <tr> <td>大会議室 2</td> <td>"</td> <td>450円</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>講座室 1</td> <td>"</td> <td>110円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>講座室 2</td> <td>"</td> <td>70円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>"</td> <td>360円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>				使用区分	単位	金額		昼間	夜間	小会議室 1	1時間につき	250円	300円	小会議室 2	"	250円	300円	小会議室 3	"	260円	310円	大会議室 1	"	900円	1060円	大会議室 2	"	450円	530円	講座室 1	"	110円	130円	講座室 2	"	70円	80円	調理実習室	"	360円	430円	<p>使用料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の学校、幼稚園及び保育園並びに町内の社会教育団体及び社会福祉団体が使用する場合：免除 ・その他、公益のために使用する場合で、町長が特別の理由があると認めるとき：町長が定める率 	
使用区分	単位	金額																																									
		昼間	夜間																																								
小会議室 1	1時間につき	250円	300円																																								
小会議室 2	"	250円	300円																																								
小会議室 3	"	260円	310円																																								
大会議室 1	"	900円	1060円																																								
大会議室 2	"	450円	530円																																								
講座室 1	"	110円	130円																																								
講座室 2	"	70円	80円																																								
調理実習室	"	360円	430円																																								
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昼間とは午前9時から午後6時まで 夜間とは午後6時から午後10時までをいう 2 使用時間で1時間未満の端数があるとき又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は1時間として計算する 3 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間を含むものとする 4 町に住所を有しない者又は町に所在しない団体が使用する場合の使用料の金額は 前記の使用料の金額の100分の20に相当する額を当該使用料の金額に加算した金額とする 5 冷暖房、映写等特別の電力を使用する場合は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した金額とする 				<p>公民館類似施設 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館との調整。 ・位置づけ（コミュニティ施設、社会教育施設）の調整。 ・職員体制の調整。 ・減免規定の調整。 ・使用料の調整。 																																							
				対 応 策																																							
				<p>新市に移行後、速やかに調整する必要がある。</p> <p>公民館との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可基準を明確にし、減免規定を調整する必要がある。 ・割り増し等の調整。 ・冷暖房費の調整。 ・使用料の調整。（時間料金） 																																							
				調 整 案																																							
				<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . () の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>																																							
根 拠 法 令 等																																											
<p>【勝間ふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例】 1569・13</p> <p>【勝間ふれあいセンターの管理運営に関する規則】 1569・17</p>																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習																																																						
事業名	鶴いこいの里使用料			協議事項																																																							
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																							
現況				分 析																																																							
<p>【交流センター（宿泊除く）、須野河内分館】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">館名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">交流センター</td> <td>視聴覚室</td> <td>1時間につき</td> <td>550円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td>190円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td></td> <td>160円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td></td> <td>430円</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>宿泊室1</td> <td></td> <td>70円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>宿泊室2～ 宿泊室5</td> <td></td> <td>50円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>1人1回につき</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">須野河内分館</td> <td>屋内運動場</td> <td>1時間につき</td> <td>850円</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td></td> <td>260円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>130円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理実習室</td> <td></td> <td>190円</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：昼間とは午前9時から午後6時まで 夜間とは午後6時から午後10時まで</p>				館名	区分	単位	金額		昼間	夜間	交流センター	視聴覚室	1時間につき	550円	650円	研修室		190円	230円	講座室		160円	190円	調理室		430円	510円	宿泊室1		70円	80円	宿泊室2～ 宿泊室5		50円	60円	浴室	1人1回につき	100円	100円	須野河内分館	屋内運動場	1時間につき	850円	850円	講堂		260円	310円	和室		130円	160円		調理実習室		190円	250円	<p>〔使用料〕 使用時間で1時間未満の端数があるとき又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は、1時間として計算する。 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間を含むものとする。 町内に住所を有しない者又は町内に所在しない団体が使用する場合の使用料の額は、前記の使用料の額の100分の20に相当する額を当該使用料の額に加算した額とする。 冷暖房等特別の電力を使用する場合は、その実費に相当する額を前記の使用料の額に加算した額とする。</p> <p>使用料の減免（浴室、宿泊使用、テニスコート、夜間照明施設を除く） 鶴の保護活動のため使用する場合：免除 町内の学校、幼稚園及び保育園並びに町内の社会教育団体、社会体育団体及び社会福祉団体が使用する場合：免除 その他、公益のために使用する場合で、町長が特別の理由があると認めるとき：町長が定める額</p>	
館名	区分	単位	金額																																																								
			昼間	夜間																																																							
交流センター	視聴覚室	1時間につき	550円	650円																																																							
	研修室		190円	230円																																																							
	講座室		160円	190円																																																							
	調理室		430円	510円																																																							
	宿泊室1		70円	80円																																																							
	宿泊室2～ 宿泊室5		50円	60円																																																							
	浴室	1人1回につき	100円	100円																																																							
須野河内分館	屋内運動場	1時間につき	850円	850円																																																							
	講堂		260円	310円																																																							
	和室		130円	160円																																																							
	調理実習室		190円	250円																																																							
<p>【交流センター（宿泊）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室1～5</td> <td>1人1日につき</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td>"</td> <td>1,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：宿泊の金額には、光熱水費、冷暖房費及び浴室の使用料を含み、寝具代及び食事代は含まない。</p>				区分	単位	金額	宿泊室1～5	1人1日につき	1,010円	講座室	"	1,010円	対 応 策																																														
区分	単位	金額																																																									
宿泊室1～5	1人1日につき	1,010円																																																									
講座室	"	1,010円																																																									
<p>【運動広場、野鶴監視所（行為の許可）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品の販売、宣伝その他これに類する行為をすること</td> <td>1平方メートル 1日について</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>募金その他これに類する行為をすること</td> <td>"</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td>"</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>競技会、集会、展示会その他これに類する催しのために運動広場、野鶴監視所を独占して利用すること</td> <td>"</td> <td>3円</td> </tr> </tbody> </table>				行為	単位	使用料の額	物品の販売、宣伝その他これに類する行為をすること	1平方メートル 1日について	10円	募金その他これに類する行為をすること	"	10円	興行	"	3円	競技会、集会、展示会その他これに類する催しのために運動広場、野鶴監視所を独占して利用すること	"	3円	調 整 案																																								
行為	単位	使用料の額																																																									
物品の販売、宣伝その他これに類する行為をすること	1平方メートル 1日について	10円																																																									
募金その他これに類する行為をすること	"	10円																																																									
興行	"	3円																																																									
競技会、集会、展示会その他これに類する催しのために運動広場、野鶴監視所を独占して利用すること	"	3円																																																									
<p>【運動広場（使用許可）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td>2時間まで</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>2時間を超える1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面1時間について</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明施設</td> <td>"</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	使用料の額	運動場	2時間まで	410円	2時間を超える1時間につき	100円	テニスコート	1面1時間について	200円	夜間照明施設	"	250円	<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>																																									
区分	単位	使用料の額																																																									
運動場	2時間まで	410円																																																									
	2時間を超える1時間につき	100円																																																									
テニスコート	1面1時間について	200円																																																									
夜間照明施設	"	250円																																																									
<p>【水泳プール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人1回入場につき</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>小人1回入場につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>占用団体</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	使用料の額	個人	大人1回入場につき	30円	小人1回入場につき	10円	占用団体	1時間につき	300円																																													
区分	単位	使用料の額																																																									
個人	大人1回入場につき	30円																																																									
	小人1回入場につき	10円																																																									
占用団体	1時間につき	300円																																																									
根 拠 法 令 等																																																											
<p>【鶴いこいの里設置条例】1563 【鶴いこいの里設置管理運営規則】1569・3</p>																																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	青少年																	
事業名	集団研修施設の使用料			協議事項																		
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																		
現 況			分 析																			
徳 山 市			鹿 野 町																			
大田原自然の家使用料			【鹿野町青年の家】 使用料 ・青少年団体の使用については、原則として使用料は免除する。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>宿泊する場合 (1泊1人につき)</th> <th>宿泊しない場 合(1人につ き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">青少年</td> <td>市内の小・ 中学生</td> <td>100円</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市外の小・ 中学生</td> <td>150円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>210円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>310円</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>青少年とは、満25歳以下の者をいう。</p> <p>使用料の減免 全額免除 ・市及び教育委員会が主催し、使用するとき。 ・市内の小学校、中学校が教育過程の一環として使用するとき。 ・身体障害者手帳所有者並びに社会福祉施設の児童、生徒等の団体が使用する とき。 5割減額 ・社会教育団体が社会教育活動に使用するとき。 ・官公庁が使用するとき。</p>			区 分	宿泊する場合 (1泊1人につき)	宿泊しない場 合(1人につ き)	青少年	市内の小・ 中学生	100円	無料	市外の小・ 中学生	150円	50円	その他	210円	100円	その他の者	310円	210円		<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳山市～大田原自然の家 ふるさと振興財団に委託。 年間延べ1万人程度利用。 使用料を徴収。 減免規定がある。 鹿野町～青年の家 使用できる社会教育団体が限定されており、使用料は徴収し ていない。 		
区 分	宿泊する場合 (1泊1人につき)	宿泊しない場 合(1人につ き)																				
青少年	市内の小・ 中学生	100円	無料																			
	市外の小・ 中学生	150円	50円																			
	その他	210円	100円																			
その他の者	310円	210円																				
			対 応 策																			
			各施設の目的が異なるため、現行のまま新市に引き継ぐことが可能。																			
			調 整 案																			
			<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ()の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> その他()																			
根 拠 法 令 等			根 拠 法 令 等																			
【大田原自然の家条例】 【大田原自然の家条例施行規則】																						

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	文化会館の使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現 況

徳 山 市

【徳山市文化会館使用料】

単位：円

区 分	基本使用料の額						
	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	
	9時から 12時まで	13時から17 時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
大ホール	平日	32,110	57,590	73,900	82,060	118,760	140,670
	土・日曜・休日	41,790	72,880	93,780	102,960	148,830	176,860
リハール室		2,750	4,890	6,210	6,830	9,880	12,430
練習室 1		1,730	2,950	3,970	4,170	6,210	7,840
練習室 2		1,120	1,730	2,340	2,540	3,560	4,990
楽屋 1		1,120	1,730	2,340	2,540	3,560	4,990
楽屋 2		1,120	1,730	2,340	2,540	3,560	4,990
楽屋 3		1,120	1,730	2,340	2,540	3,560	4,990
楽屋 4		1,730	2,950	3,970	4,170	6,210	7,840
楽屋 5		1,730	2,950	3,970	4,170	6,210	7,840
講師控室		1,120	1,730	2,340	2,540	3,560	4,990
展示室 1		1,730	2,950	3,970	4,170	6,210	7,840
展示室 2		2,750	4,890	6,210	6,830	9,880	12,430
展示室 3		2,750	4,890	6,210	6,830	9,880	12,430
和室		1,120	1,730	2,340	2,540	3,560	4,990

・附属設備及び備品使用料

区 分	単 位	使 用 料
舞台関係設備及び備品	1式、1台、1本、1双、1枚又は1脚	1回につき25,000円の範囲内で市長が定める。
舞台照明関係設備及び備品	1式、1台、1列、1本又はKW	1回につき10,000円の範囲内で市長が定める。
音響関係設備及び備品	1式、1台、1本又は1波	1回につき10,000円の範囲内で市長が定める。
その他の関係設備及び備品	1式、1台、1枚、1脚、1回又はKW	1回につき25,000円の範囲内で市長が定める。

・食堂使用料

区 分	使 用 料
食 堂	月額 126,000円
備考	1 ちゅう房及び附属設備を含む。 2 電気、ガス、水道及び下水道使用料は実費負担とし、その他の金額は毎月市長が徴収する。

使用者が入場料等を徴収する場合又は営利の目的で使用する場合には、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。ただし、楽屋1~5までと、講師控室については基本使用料の額とする。

- (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額が1,000円未満のとき 50%
- (2) 入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満のとき 80%
- (3) 入場料等の最高額が2,000円以上3,000円未満のとき 100%
- (4) 入場料等の最高額が3,000円以上のとき 120%
- (5) 入場料等を徴収しないが営利を目的とするとき 120%

徳山市、下松市、光市、新南陽市、鹿野町、熊毛町、大和町及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、当該使用区分に係る使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間につき当該使用区分(昼間の場合は「午後」午後・夜間又は全日の場合は「夜間」)に係る基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。この場合、1時間未満は1時間とみなす。

冷暖房を使用するときは、当該使用区分に係る基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

根 拠 法 令 等

【文化会館条例】 7163

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																																																																																																																																																																																																																							
事業名	文化会館の使用料			協議事項																																																																																																																																																																																																																								
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																																																																																																																																																																																								
現 況				分 析																																																																																																																																																																																																																								
新 南 陽 市				問 題 点																																																																																																																																																																																																																								
新南陽市ふれあいセンター施設使用料 (単位:円)				<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的で使用する場合の割増し使用料の調整。 ・市外利用者の割り増し使用料の調整。 ・使用時間を経過して使用する場合の割増し使用料の調整。 ・日曜日の割増し使用料の調整。 ・使用料の減免基準の調整。 ・使用料の収入の取り扱い。 ・使用料等の見直し。 ・冷暖房費の調整。 																																																																																																																																																																																																																								
<p>【社会文化ホール使用料】 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>自午前9時 至正午</th> <th>自正午至 午後5時</th> <th>自午後5時 至午後10時</th> <th>自午前9時 至午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料その他これに類する料金を徴収する場合</td> <td>4,800</td> <td>13,300</td> <td>17,600</td> <td>35,700</td> </tr> <tr> <td>入場料その他これに類する料金を徴収しませんが、商業的な宣伝、慰安、娯楽等に使用する場合</td> <td>3,000</td> <td>8,200</td> <td>10,700</td> <td>21,900</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1,000</td> <td>2,800</td> <td>3,600</td> <td>7,400</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	午前	午後	夜間	全日	自午前9時 至正午	自正午至 午後5時	自午後5時 至午後10時	自午前9時 至午後10時	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	4,800	13,300	17,600	35,700	入場料その他これに類する料金を徴収しませんが、商業的な宣伝、慰安、娯楽等に使用する場合	3,000	8,200	10,700	21,900	その他の場合	1,000	2,800	3,600	7,400																																																																																																																																																																																															
区 分	午前	午後	夜間				全日																																																																																																																																																																																																																					
	自午前9時 至正午	自正午至 午後5時	自午後5時 至午後10時			自午前9時 至午後10時																																																																																																																																																																																																																						
入場料その他これに類する料金を徴収する場合	4,800	13,300	17,600			35,700																																																																																																																																																																																																																						
入場料その他これに類する料金を徴収しませんが、商業的な宣伝、慰安、娯楽等に使用する場合	3,000	8,200	10,700			21,900																																																																																																																																																																																																																						
その他の場合	1,000	2,800	3,600			7,400																																																																																																																																																																																																																						
<p>次の各号に掲げる場合の使用料は、ホールの使用時間に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>(1) 映写機を使用する場合</p> <table border="1"> <tr> <td>全日</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,250円</td> </tr> </table> <p>(2) ピアノを使用する場合(全日を除く)</p> <table border="1"> <tr> <td>全日</td> <td>2,000円</td> </tr> </table> <p>冷暖房装置を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に1時間につき1,000円を加算した額とする。使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間とみなす。午後10時を超えて使用する場合の使用料は、この表に定める午後5時から午後10時までの使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>展示即売の場合は、使用区分の1を適用する。</p> <p>日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用区分1又は2により使用する場合は、この表に定める使用料の2割の額を加算した額とする。</p>						全日	4,500円	その他	2,250円	全日	2,000円																																																																																																																																																																																																																	
全日	4,500円																																																																																																																																																																																																																											
その他	2,250円																																																																																																																																																																																																																											
全日	2,000円																																																																																																																																																																																																																											
<p>付 属 設 備 等 別 に 教 育 委 員 会 が 定 め る 額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>9時から 12時まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>18時から 22時まで</th> <th>9時から 17時まで</th> <th>13時から 22時まで</th> <th>9時から 22時まで</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ ー ル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 日</td> <td>17,500</td> <td>24,500</td> <td>31,500</td> <td>38,500</td> <td>49,000</td> <td>66,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>21,800</td> <td>30,600</td> <td>39,300</td> <td>48,000</td> <td>61,200</td> <td>83,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 曜 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア リーナ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 日</td> <td>10,000</td> <td>14,000</td> <td>18,000</td> <td>22,000</td> <td>28,000</td> <td>38,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>12,500</td> <td>17,500</td> <td>22,500</td> <td>27,500</td> <td>35,000</td> <td>47,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 曜 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">一般開放(コート1面又は卓球台1台)</td> <td colspan="2">1時間につき</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>楽 屋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A(洋室)</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>900</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B(洋室)</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C(和室)</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D(洋室)</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> <td>2,200</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大 会 議 室</td> <td>2,800</td> <td>3,900</td> <td>5,000</td> <td>6,200</td> <td>7,800</td> <td>10,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 会 議 室</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td>2,900</td> <td>3,500</td> <td>4,500</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 会 議 室</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調 理 実 習 室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td>2,800</td> <td>3,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和 室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子 供 ハ ウ ス</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展 示 室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2,500</td> <td>3,500</td> <td>4,500</td> <td>5,500</td> <td>7,000</td> <td>9,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>900</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武 道 館</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> <td>3,600</td> <td>4,400</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					使 用 料							9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで		ホ ー ル								平 日	17,500	24,500	31,500	38,500	49,000	66,500		土 曜 日	21,800	30,600	39,300	48,000	61,200	83,100		日 曜 日								ア リーナ								平 日	10,000	14,000	18,000	22,000	28,000	38,000		土 曜 日	12,500	17,500	22,500	27,500	35,000	47,500		日 曜 日								一般開放(コート1面又は卓球台1台)				1時間につき		100		楽 屋								A(洋室)	400	600	800	900	1,300	1,600		B(洋室)	300	400	500	600	800	1,000		C(和室)	300	400	500	600	800	1,000		D(洋室)	300	400	500	600	800	1,000		リハーサル室	800	1,100	1,400	1,700	2,200	3,000		大 会 議 室	2,800	3,900	5,000	6,200	7,800	10,600		中 会 議 室	1,600	2,200	2,900	3,500	4,500	6,000		小 会 議 室	700	1,000	1,300	1,500	2,000	2,700		調 理 実 習 室	1,000	1,400	1,800	2,200	2,800	3,800		和 室	500	700	900	1,100	1,400	1,900		子 供 ハ ウ ス	500	700	900	1,100	1,400	1,900		展 示 室								1	2,500	3,500	4,500	5,500	7,000	9,500		2	900	1,300	1,600	2,000	2,500	3,400		武 道 館	2,000	2,800	3,600	4,400	5,600	7,600			
	使 用 料																																																																																																																																																																																																																											
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで																																																																																																																																																																																																																						
ホ ー ル																																																																																																																																																																																																																												
平 日	17,500	24,500	31,500	38,500	49,000	66,500																																																																																																																																																																																																																						
土 曜 日	21,800	30,600	39,300	48,000	61,200	83,100																																																																																																																																																																																																																						
日 曜 日																																																																																																																																																																																																																												
ア リーナ																																																																																																																																																																																																																												
平 日	10,000	14,000	18,000	22,000	28,000	38,000																																																																																																																																																																																																																						
土 曜 日	12,500	17,500	22,500	27,500	35,000	47,500																																																																																																																																																																																																																						
日 曜 日																																																																																																																																																																																																																												
一般開放(コート1面又は卓球台1台)				1時間につき		100																																																																																																																																																																																																																						
楽 屋																																																																																																																																																																																																																												
A(洋室)	400	600	800	900	1,300	1,600																																																																																																																																																																																																																						
B(洋室)	300	400	500	600	800	1,000																																																																																																																																																																																																																						
C(和室)	300	400	500	600	800	1,000																																																																																																																																																																																																																						
D(洋室)	300	400	500	600	800	1,000																																																																																																																																																																																																																						
リハーサル室	800	1,100	1,400	1,700	2,200	3,000																																																																																																																																																																																																																						
大 会 議 室	2,800	3,900	5,000	6,200	7,800	10,600																																																																																																																																																																																																																						
中 会 議 室	1,600	2,200	2,900	3,500	4,500	6,000																																																																																																																																																																																																																						
小 会 議 室	700	1,000	1,300	1,500	2,000	2,700																																																																																																																																																																																																																						
調 理 実 習 室	1,000	1,400	1,800	2,200	2,800	3,800																																																																																																																																																																																																																						
和 室	500	700	900	1,100	1,400	1,900																																																																																																																																																																																																																						
子 供 ハ ウ ス	500	700	900	1,100	1,400	1,900																																																																																																																																																																																																																						
展 示 室																																																																																																																																																																																																																												
1	2,500	3,500	4,500	5,500	7,000	9,500																																																																																																																																																																																																																						
2	900	1,300	1,600	2,000	2,500	3,400																																																																																																																																																																																																																						
武 道 館	2,000	2,800	3,600	4,400	5,600	7,600																																																																																																																																																																																																																						
<p>備 考</p> <p>1 次の各号に掲げる場合の使用料は、この表に定める使用料に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、ホール又はアリーナを使用する場合における楽屋及びリハーサル室の使用料は、この表に定める使用料の額とする。</p> <p>(1) 営利(営業、宣伝等を含む。以下同じ。)を目的とし、入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収し、又は物品販売を行うとき。100分の300</p> <p>(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しないとき。100分の200</p> <p>(3) 営利を目的としないが、入場料等を徴収し、又は物品販売を行うとき。100分の120</p> <p>2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、超過する時間1時間につきこの表に定める使用料又は備考1に定める使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 アリーナを使用する場合において、音響、照明等を使用するときの使用料は、ホールの使用料を適用する。</p> <p>4 練習のため舞台のみ使用する場合の使用料は、リハーサル室の使用料を適用する。</p> <p>5 ホール又はアリーナの冷暖房装置を使用する場合の使用料は、1時間につき、5,000円を、武道館の冷暖房装置を使用する場合の使用料は、1時間につき500円を加算した額とする。</p> <p>6 アリーナを一般に開放する場合、中学生以下の使用料は無料とする。</p>																																																																																																																																																																																																																												
根 拠 法 令 等				対 応 策																																																																																																																																																																																																																								
【社会文化ホール条例】6771				<p>使用料は、規模形態が異なるため、現行のままとする。ただし、減免及び割増し使用料については取り扱い基準を新市移行前に調整する。</p> <p>使用料について、新市に移行後見直しが必要。</p> <p>使用料収入等の取り扱いについて、文化振興財団への委託を含めて検討する必要がある。</p> <p>冷暖房費を調整する必要がある。</p> <p>(使用料に割合で上乗せ・金額設定の2通りがある。)</p>																																																																																																																																																																																																																								
調 整 案																																																																																																																																																																																																																												
				<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . () の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>																																																																																																																																																																																																																								

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	文化会館の設備等使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現 況

徳山市

品名	回数	単位	使用料(円)	品名	回数	単位	使用料(円)
オーケストラピット	1	式	5,600	ライトタワー	1	台	610
舞台迫り	1	式	1,630	フロントサイドスポットライト	1	式	2,240
所作台	1	式	12,230	コンダクタースポットライト	1	台	500
平台	1	式	200	トーマンタルスポットライト	1	式	1,320
足類	1	枚	100	キセノンピンスポットライト	1	台	2,030
けこみ	1	式	1,010	スポットライト	1	台	200
羽目板	1	式	1,630	ホリゾンライト	1	式	5,090
山台用長布団	1	枚	100	ボーダーライト	1	列	1,220
毛せん	1	枚	200	スタンド、ハンガー類	1	本	50
屏風	1	双	1,630	効果器具類	1	台	1,010
大太鼓	1	式	710	拡声装置	1	式	2,240
上敷	1	枚	100	ワイヤレスマイク装置	1	波	1,010
スクリーン	1	枚	1,010	3点つりマイク装置	1	式	1,120
幕類	1	枚	1,010	エレベーターマイク装置	1	式	1,010
バトン	1	本	100	マイクロホン	1	本	610
振り落としバトン	1	本	500	マイクスタンド	1	本	50
地絨	1	枚	1,220	記録再生装置	1	台	1,220
並座布団	1	枚	50	移動スピーカー	1	台	810
指揮者台	1	台	300	移動ミキサー	1	式	1,220
指揮者用譜面	1	台	100	効果器具類	1	台	1,010
奏者用譜面台	1	台	50	ピアノ(スタインウェイ)	1	台	11,210
譜面灯	1	台	50	ピアノ(ヤマハフルコン)	1	台	5,600
姿見	1	台	200	ピアノ(ヤマノセミコン)	1	台	2,750
演台	1	台	610	ピアノ(アップライト)	1	台	1,630
司会者台	1	台	300	映写装置	1	台	2,240
ドライアイスマシン	1	台	1,520	リハーサル室拡声装置	1	式	1,630
スモークマシン	1	台	2,240	ワイヤレスマイクセット	1	台	610
雪かご装置	1	台	200	オーバーヘッドプロジェクター	1	台	610
音響反射板	1	式	5,600	オーバ-ヘッドプロジェクター用スクリーン	1	台	400
能舞台	1	式	12,230	展示パネル	1	枚	300
国旗、市旗、県旗	1	枚	100	移動展示パネル	1	枚	50
ステージマット	1	式	2,540	長机	1	脚	50
補助椅子	1	脚	100	椅子	1	脚	30
舞台用机	1	脚	100	たたみ	1	枚	30
舞台用椅子	1	脚	50	楽屋ボイラー	1	式	2,030
フットライト	1	列	610	レーザーポインター	1	台	500
サスペンションフライダクト	1	列	610	照明持込器具	1	1kwにつき	100
シーリングスポットライト	1	列	2,440	音響持込器具	1		100
				その他持込器具	1		100

新南陽市(ふれあいセンター)

区分	品名	単位	使用料(円)	区分	品名	単位	使用料(円)		
舞台関係設備及び備品	音響反射板	1式	3,000	その他の設備及び備品	16mm 映画機	1台	2,000		
	金びょうぶ	1双	1,000		スライド映写機	1台	600		
	仮設舞台	1台	500		グランドピアノ	1台	3,000		
	平足類	1枚	150		アップライトピアノ	1台	1,500		
	演者台	1台	300		エレキトーン	1台	500		
	司会者台	1台	150		オーバ-ヘッドプロジェクター	1台	600		
	指揮者台	1台	100		ビデオプロジェクター	1台	600		
	指揮者用譜面台	1台	50		ビデオプロジェクター(3管式)	1台	1,000		
	国旗・県旗・市旗	1枚	100		レーザーポインター	1本	100		
	吊り物バトン	1列	50		展示パネル	1枚	100		
	幕類	1式	1,500		展示用スポットライト	1台	50		
	スクリーン	1張	1,000		フロアカーペット	1式	10,000		
	ボーダーライト	1列	600		調理実習室ガス代	-	100		
	シーリングスポットライト	1列	1,000		照明持込器具	1kW	100		
	サスペンションフライダクト	1列	100		音響持込器具	1kW	100		
照明関係設備及び備品	スポットライト	1台	150	その他持込器具	1kW	100			
	フットスポットライト	1台	100	備考 付属設備及び備品の使用料は、9時から12時まで(午前)、13時から17時まで(午後)、18時から22時まで(夜間)のそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。					
	フロントサイドスポットライト	1式	1,000						
	アップライトスポットライト	1列	1,500						
	ローア-ホリゾンライト	1式	1,500						
	キセノンピンスポットライト	1台	1,000						
	キセノンピンスポットライト	1台	500						
	照明効果器具類	1台	600						
	スタンド・ハンガー類・バンドア	1台	50						
	拡声装置	1式	2,000						
	移動ミキサー	1式	600						
	移動スピーカー	1本	300						
	マイクロフォン	1本	200						
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	500						
	ワイヤレスマイクロフォン(P S - C 55)	1本	1,500						
音響関係設備及び備品	マルチケーブル・コネクター-BOX	1式	200						
	マイクスタンド	1本	50						
	記録・再生装置	1台	300						
	音響効果器具類	1台	200						

1. 付属設備及び備品の使用料は、9時から12時まで(午前)、13時から17時まで(午後)、18時から22時まで(夜間)のそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。

2. この表の使用料には、特別に必要な人件費は含まない。

ドライアイスマシン:ドライアイズ別途
 雪かご装置:紙ふき別途
 ピアノ:調律料は含まない

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	文化会館の設備等使用料	分科会名	社会教育	協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
問題点		対応策		調整案	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの設備がそれぞれ細かく使用料が規定されている。 ・使用時間区分の調整。(午前・午後・夜間) 		<p>使用料は、設備・機器ごとに定められているため、現行のままとする。ただし、新市移行後、同種同性能の機器については調整が必要。</p> <p>使用時間区分の設定等、新市移行後、設備・機器使用料について見直しが必要。</p>		<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . () の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	市民館の使用料	協議事項			
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現

況

【市民館使用料】

使用区分	会場種別	午前8時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10 時まで	午前8時から 午後10 時まで
1.入場料又はこれに類するものを徴収する場合	大ホール	8,400円	33,600円	42,000円	84,000円
	小ホール	2,100円	8,400円	10,500円	21,000円
	大会議室	1,680円	2,620円	3,360円	7,660円
	小会議室	680円	1,050円	1,680円	3,360円
	講義室	1,930円	3,050円	3,970円	8,950円
2.入場料又はこれに類するものを徴収しないが、商業的な宣伝、慰安会等に使用する場合	大ホール	5,250円	21,000円	26,250円	52,500円
	小ホール	1,360円	5,250円	6,300円	12,910円
	大会議室	1,150円	1,680円	2,310円	5,140円
	小会議室	360円	360円	520円	1,240円
	講義室	1,320円	1,930円	2,650円	5,900円
3.その他の場合	大ホール	2,620円	6,820円	8,400円	17,840円
	小ホール	940円	1,570円	2,100円	4,610円
	大会議室	840円	840円	1,360円	3,040円
	小会議室	260円	260円	420円	940円
	講義室	910円	1,010円	1,520円	3,440円
備考	(1)官公庁若しくは公益を目的とする団体において使用する場合は、使用区分に応じ前各項に定める額の半額とする。				
	(2)徳山市及び新南陽市居住者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2割相当額を別に徴収する。				
	(3)暖房装置使用期間又は冷房装置を使用する場合は、この表に定める額の2割相当額を別に徴収する。				
	(4)この表に定める使用時間を超えて使用する場合は所定の使用時間に対する使用料の合算額とする				
	(5)午後10時を超えて使用する場合には、この表に定める夜間使用料額の2割相当額を別に徴収する。				
	(6)日曜日又は休日に使用区分の1及び2中大ホール、小ホールを使用する場合は、この表に定める当該使用料の2割相当額を別に徴収する。				
	(7)展示即売の場合は使用区分1のそれぞれの項を適用する。				
	(8)使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。				

【器具使用料】

	器具名	単位	使用料
舞台設備	所作台	一式	1,360円
	山台	一式	1,050円
	金びょうぶ	一双	520円
音響設備	上敷ござ	1枚	50円
	拡声装置	一式	520円
	コンテナマイク	1本	420円
	ベロシテックマイク	1本	310円
	ダイナミックマイク	1本	210円
	エレベーターマイク	1本	260円
	レコードプレーヤー	1台	210円
	テープレコーダー	1台	210円
	ワイヤレス装置(電池別)	一式	520円
	照明器具	ポーターライト	1列
フットライト		1列	210円
アッパーホリゾンライト		1列	520円
シーリングスポットライト		一式	520円
フロントスポットライト		一式	420円
ローアホリゾンライト		一式	1,570円
コンセント		1口	50円
照明器具持込み		1台	50円
クセノンピンスポット		1台	1,050円
サスペンションフライダクト		一式	520円
その他	効果用マシン	1台	310円
	ストリップライト	一式	100円
	移動式ステージスポットライト	1台	150円
	ミラーボール	1個	100円
	アークスポット	1台	260円
	グランドピアノ	1台	3,360円
	アップライトピアノ	1台	520円
映写機	一式	2,100円	
浴室	一式	310円	

器具使用料は、午前8時から正午まで(午前)、正午から午後5時まで(午後)、午後5時から午後10時まで(夜間)のそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。ただし、小ホールを使用する場合は器具使用料については、この表にかかわらず映写機を全日使用するとき2,100円、その他の場合1,050円とし、映写機以外の器具使用料はこれを徴収しない。

市民館(食堂)使用料	
食堂	1月 89,250円
備考:電気・ガス・水道及び下水道使用料は、実費負担とし、その金額は毎月市長が徴収する。	

根拠法令等

- 【市民館(労働会館)条例】 7201
- 【市民館使用条例】 7202
- 【市民館使用条例施行規則】 7213

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	市民館の使用料	分科会名	社会教育	協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
問題点		対応策		調整案	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化会館の使用の取り扱いとの調整。 ・営利目的で使用する場合の割増し使用料の調整。 ・市外利用者の割増し使用料の調整。 ・使用時間を経過して使用する場合の割増し使用料の調整。 ・日曜日及び休日の割増し使用料の調整。 ・使用料の減免基準の調整。 ・使用料の収入の取り扱い。 ・使用料等の見直し。 ・冷暖房費の調整。 		<p>徳山市市民館しかないため、現行のまま新市に引き継ぐことは可能である。</p> <p>減免及び割増し使用料については、取り扱い基準を文化会館等も含めて新市移行前に調整しておく必要がある。</p> <p>使用料については、新市に移行後見直しが必要。</p> <p>使用料収入等の取り扱いについて、文化振興財団への委託を含めて検討する必要がある。</p> <p>冷暖房費を調整する必要がある。 (使用料に割合を上乗せ、金額設定の2通りがある。)</p> <p>文化会館等と使用料について調整する必要がある。</p>		<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . () の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																																															
事業名	美術博物館の観覧料・使用料			協議事項																																																
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																
現況				分析																																																
徳山市美術博物館				新南陽市郷土美術資料館使用料																																																
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">常設展観覧料 (1人回につき)</th> <th rowspan="2">企画展観覧料 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (20人以上)</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> <td>160円</td> <td rowspan="4">2,000円の範囲内で 市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>大学生・高校生</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td rowspan="2">50円</td> <td rowspan="2">40円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> </tr> </table>				区分	常設展観覧料 (1人回につき)		企画展観覧料 (1人1回につき)	個人	団体 (20人以上)	一般	200円	160円	2,000円の範囲内で 市長が定める額	大学生・高校生	100円	80円	中学生	50円	40円	小学生	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">美術品等の観覧</td> <td rowspan="4">普通展示</td> <td>高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)及び大学の学生〔1人につき〕</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>その他の者(学齢に達しない者並びに学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学生生徒(専修学校及び各種学校の生徒にあつては、19歳未満の者に限る。)及び学生以外の者をいう。)[1人につき]</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)又は大学の学生の団体〔20人以上1人につき〕</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>その他の者の団体〔20人以上1人につき〕</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td>(普通展示において使用料の必要のない者を除く。)[1人につき]</td> <td>2,040円の範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施設の利用</td> <td>展示室(小)</td> <td>1日につき</td> <td>10,200円</td> </tr> <tr> <td>展示室(中)</td> <td>1日につき</td> <td>20,400円</td> </tr> <tr> <td>展示室(大)</td> <td>1日につき</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>ワークルーム</td> <td>1日につき</td> <td>1,020円</td> </tr> </table>		種別	区分	単位	使用料	美術品等の観覧	普通展示	高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)及び大学の学生〔1人につき〕	100円	その他の者(学齢に達しない者並びに学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学生生徒(専修学校及び各種学校の生徒にあつては、19歳未満の者に限る。)及び学生以外の者をいう。)[1人につき]	200円	高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)又は大学の学生の団体〔20人以上1人につき〕	80円	その他の者の団体〔20人以上1人につき〕	160円	特別展示	(普通展示において使用料の必要のない者を除く。)[1人につき]	2,040円の範囲内で市長が定める額	施設の利用	展示室(小)	1日につき	10,200円	展示室(中)	1日につき	20,400円	展示室(大)	1日につき	51,000円	ワークルーム	1日につき	1,020円
区分	常設展観覧料 (1人回につき)		企画展観覧料 (1人1回につき)																																																	
	個人	団体 (20人以上)																																																		
一般	200円	160円	2,000円の範囲内で 市長が定める額																																																	
大学生・高校生	100円	80円																																																		
中学生	50円	40円																																																		
小学生																																																				
種別	区分	単位	使用料																																																	
美術品等の観覧	普通展示	高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)及び大学の学生〔1人につき〕	100円																																																	
		その他の者(学齢に達しない者並びに学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学生生徒(専修学校及び各種学校の生徒にあつては、19歳未満の者に限る。)及び学生以外の者をいう。)[1人につき]	200円																																																	
		高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)又は大学の学生の団体〔20人以上1人につき〕	80円																																																	
		その他の者の団体〔20人以上1人につき〕	160円																																																	
	特別展示	(普通展示において使用料の必要のない者を除く。)[1人につき]	2,040円の範囲内で市長が定める額																																																	
施設の利用	展示室(小)	1日につき	10,200円																																																	
	展示室(中)	1日につき	20,400円																																																	
	展示室(大)	1日につき	51,000円																																																	
	ワークルーム	1日につき	1,020円																																																	
<p>徳山市美術博物館特別観覧料</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>特別観覧料(1点1日につき)</th> </tr> <tr> <td>熟覧</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>模写, 模造等</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">撮影</td> <td>モノクローム</td> <td>学術研究を目的とする場合 150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">カラー</td> <td>出版等の収入が伴う場合 1,010円</td> </tr> <tr> <td>学術研究を目的とする場合 300円</td> </tr> <tr> <td>出版等の収入が伴う場合 2,030円</td> </tr> </table>				区分	特別観覧料(1点1日につき)	熟覧	200円	模写, 模造等	500円	撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合 150円	カラー	出版等の収入が伴う場合 1,010円	学術研究を目的とする場合 300円	出版等の収入が伴う場合 2,030円	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新南陽市 新南陽市郷土美術資料館 市の直営。 ・徳山市 徳山市美術博物館 徳山市文化振興財団に委託。 使用料収入は、徳山市に入る。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免の取り扱いの調整。 ・開館時間の調整。 ・休館日の調整。 																																			
区分	特別観覧料(1点1日につき)																																																			
熟覧	200円																																																			
模写, 模造等	500円																																																			
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合 150円																																																		
	カラー	出版等の収入が伴う場合 1,010円																																																		
		学術研究を目的とする場合 300円																																																		
		出版等の収入が伴う場合 2,030円																																																		
<p>徳山市美術博物館使用料</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td>午前9時30分から正午まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午前9時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>展示室1</td> <td>2,540円</td> <td>4,070円</td> <td>7,640円</td> </tr> <tr> <td>展示室2</td> <td>2,540円</td> <td>4,070円</td> <td>7,640円</td> </tr> </table>				区分	午前	午後	全日	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで	展示室1	2,540円	4,070円	7,640円	展示室2	2,540円	4,070円	7,640円	<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>施設の規模、展示内容等が違うため使用料及び観覧料は、調整の必要はないと考えられる。</p> <p>使用及び観覧料の減免規定を新市移行と同時に統一する必要がある。 新南陽市は、県に合わせて19才未満の観覧料を無料にしている。</p>																																	
区分	午前	午後	全日																																																	
	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで																																																	
展示室1	2,540円	4,070円	7,640円																																																	
展示室2	2,540円	4,070円	7,640円																																																	
<p>備考</p> <p>使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間につき1時間基本使用料(1,010円)に20%を乗じて得た額を加算する。この場合、1時間未満は1時間とみなし、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>				調 整 案																																																
<p>【美術博物館条例】 7231</p> <p>【美術博物館条例施行規則】 7231の51</p>				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他()</p>																																																
根拠法令等																																																				
<p>【郷土美術資料館条例】 6779・3</p> <p>【郷土美術資料館条例施行規則】 6779・6</p>																																																				

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化														
事業名	回天記念館の入館料			協議事項															
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード															
現 況				分 析															
<p>【回天記念館条例】 入館料：入館しようとする者は、入館料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">個人</td> <td style="text-align: center;">団体 (大人の合計が30人以上のとき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">大人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">240円</td> </tr> </table> <p>備考 1 大人とは、学齢に達しない者並びに学校教育法に規程する学校、(大学を除く)専修学校又は各種学校の児童、生徒及び学生(高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒、学生にあつては、19歳未満の者に限る。)以外の者をいう。 2 上記に定める者(大人)以外については、無料とする。</p> <p>入館料の減免：市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>【回天記念館条例施行規則】 入館料の減免</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>記念館の展示品に係る遺族及び関係者で市長が認めるとき</td> <td style="text-align: right;">免除</td> </tr> <tr> <td>公務上必要と市長が認めるとき</td> <td style="text-align: right;">免除</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、及び保健福祉手帳所有者で市長が認めるとき</td> <td style="text-align: right;">免除</td> </tr> <tr> <td>前各号のほか、減免が必要と市長が認めるとき</td> <td style="text-align: right;">免除又は市長が認められた額の減</td> </tr> </table> <p>入館料減免申請書の提出</p>				個人	団体 (大人の合計が30人以上のとき)	大人	大人	300円	240円	記念館の展示品に係る遺族及び関係者で市長が認めるとき	免除	公務上必要と市長が認めるとき	免除	身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、及び保健福祉手帳所有者で市長が認めるとき	免除	前各号のほか、減免が必要と市長が認めるとき	免除又は市長が認められた額の減	<p>新南陽市、熊毛町、鹿野町なし</p>	
個人	団体 (大人の合計が30人以上のとき)																		
大人	大人																		
300円	240円																		
記念館の展示品に係る遺族及び関係者で市長が認めるとき	免除																		
公務上必要と市長が認めるとき	免除																		
身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、及び保健福祉手帳所有者で市長が認めるとき	免除																		
前各号のほか、減免が必要と市長が認めるとき	免除又は市長が認められた額の減																		
				問 題 点															
				<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免規定の調整。 ・19才未満は無料としている。 ・団体扱いとする人数の調整。 															
				対 応 策															
				<p>徳山市のみの施設であり、現行のまま新市に引き継ぎ可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、減免規定や団体の取り扱いについては、新市に引き継ぎ後、他の施設と整合性とり、速やかに調整する必要がある。 															
				調 整 案															
				<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . () の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>															
根 拠 法 令 等																			
<p>【回天記念館条例】 7233</p> <p>【回天記念館条例施行規則】 7235</p>																			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	総合スポーツセンターの使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現

況

徳山市総合スポーツセンター

(7) 専用使用料

使用区分	施設名	使用料			
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他
9時から12時まで	メインアリーナ	8,970円	45,260円	22,730円	90,720円
	多目的ホール	4,280円	21,400円	10,700円	42,810円
	弓道場	2,950円	5,910円	—	—
	カルチャールーム	1,420円	2,650円	2,650円	5,300円
	講座室 会議室	500円 300円	1,010円 610円	1,010円 610円	2,030円 1,220円
13時から17時まで	メインアリーナ	12,130円	60,450円	30,170円	120,800円
	多目的ホール	5,700円	28,540円	14,270円	57,080円
	弓道場	3,870円	7,740円	—	—
	カルチャールーム	1,730円	3,560円	3,560円	7,130円
	講座室 会議室	500円 300円	1,010円 610円	1,010円 610円	2,030円 1,220円
18時から22時まで	メインアリーナ	12,130円	60,450円	30,170円	120,800円
	多目的ホール	5,700円	28,540円	14,270円	57,080円
	弓道場	3,870円	7,740円	—	—
	カルチャールーム	1,730円	3,560円	3,560円	7,130円
	講座室 会議室	610円 400円	1,220円 810円	1,220円 810円	2,440円 1,630円
延長料(1時間当たり)	メインアリーナ	3,050円	15,080円	7,540円	30,170円
	多目的ホール	1,420円	7,130円	3,560円	14,270円
	弓道場	1,010円	1,930円	—	—
	カルチャールーム	400円	910円	910円	1,730円
	講座室 会議室	200円 100円	300円 200円	300円 200円	610円 400円

- 上記区分の2により使用する場合は、最高の入場料に(1)は50倍を、(2)は100倍を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
- 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
- 上記区分の2により使用する場で、会場の準備などのため当日以外の日を使用する場合は、上記区分1の使用料を徴収する。
- 上記使用時間を超えて使用する場合それぞれ延長料を徴収する。延長料は1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とする。

(1) 個人使用料

区分	使用料	
高校生以下	メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回100円(回数券12枚綴り 1,000円)
	健康ルーム	1人1回200円(回数券12枚綴り 2,000円)
一般	メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回200円(回数券12枚綴り 2,000円)
	健康ルーム	1人1回400円(回数券12枚綴り 4,000円)
回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。		9時から12時まで 13時から17時まで 18時から22時まで

(ウ) 附属施設及び器具使用料(専用使用の場合に徴収する。)

附属施設及び器具名	単位	使用料
冷暖房	メインアリーナ 暖房	20,960円
	メインアリーナ 冷房	22,350円
	多目的ホール 暖房	7,480円
	多目的ホール 冷房	9,750円
放送設備	カルチャールーム 冷暖	300円
	会議室 冷暖	150円
	メインアリーナ	2,030円
	多目的ホール	1,010円
スポーツ器具	移動式	500円
	バスケットボール	1,010円
	バレーボール	400円
	バドミントン	200円
	ハンドボール	500円
	卓球	200円
	庭球	1,010円
その他の設備	柔道	500円
	電光表示盤 大	2,030円
	電光表示盤 小	400円
	仮設ステージ	200円
	フロアシート	100円
	椅子	30円
	机	100円
シャワ	100人未満	3,050円
	100人以上	1人増すごとに30円を加算

(エ) 軽食喫茶室使用料

月額	62,180円	1箇月未満の端数は、1箇月とする。
備考	電気、ガス、水道及び下水道使用料は実費負担とする。	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	総合スポーツセンターの使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会			コード	
問題点		対応策		調整案	
<p>・同程度の規模の体育施設はない。</p>		<p>・メインアリーナ、サブアリーナの整備を図り、利用内容も多機能を有する体育施設であり、使用料については現行どおりとする。</p>		<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . () の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	体育施設の使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現

況

【徳山市体育施設条例】

1 専用使用料

(単位：円)

使用時間	施設名	1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合		備考
		(1)アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2)その他	(1)アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2)その他	
午後8時から 30分 から 正午まで	陸上競技場 野球場 庭球場	3,150	15,750	4,720	47,250	左記区分の2の(2)により使用する場合は、最高の入場料に100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
	水泳場	4,200	21,000	6,300	63,000	
	ソフトボール球場 サッカー場 アーチェリー場	2,100	10,500	3,150	31,500	
	補助競技場 運動広場	1,050	5,250	1,570	15,750	
正午から 午後5時 まで	陸上競技場 野球場 庭球場	4,200	21,000	6,300	63,000	会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、左記区分のそれぞれの(1)の使用料を徴収する。 左記使用時間を超えて使用する場合それぞれ延長料を徴収する。
	水泳場	6,300	31,500	8,400	84,000	
	ソフトボール球場 サッカー場 アーチェリー場	2,100	10,500	4,200	42,000	
	補助競技場 運動広場	1,050	7,870	2,100	21,000	
午後5時 から午後 10時 まで	野球場	5,250	26,250	7,870	78,750	庭球場は、7面単位に分割して使用することができる。この場合の使用料は半額とする。
	補助競技場	1,050	10,500	4,200	42,000	
延長料 (1時間 につき)	陸上競技場 野球場 庭球場 水泳場	520	2,620	1,050	10,500	野球場を職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。 補助競技場については中央1・中央2に分割してそれぞれ適用する。
	ソフトボール球場 サッカー場 アーチェリー場	310	1,570	630	6,300	
	補助競技場 運動広場	100	520	210	2,100	

2 個人使用料

区分	使用料
高校生以下	1人1回 50円 (回数券12枚綴り 500円)
その他の者	1人1回 100円 (回数券12枚綴り 1,000円)
水泳場	1人1回 150円
回数時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	屋外 8:30~12:00・12:00~17:00・17:00~日没 屋内 8:30~12:00・12:00~17:00・17:00~22:00

3 附属施設及び器具使用料(専用使用の場合徴収する。)

附属施設及び器具名	使用料
放送設備	1日1回 2,100円
大会議室	陸上競技場 1日1回 520円
小会議室	野球場・陸上競技場 1日1回 210円
スコアボード	1日1回 2,100円
補助いす	1日1脚1回 30円
陸上競技器具	1日一式(器具) 3,150円
庭球	1日1面1回(ネット・ボール) 420円
レクリエーション用具	1日一式 1,050円
キャンパテント	1張一式 210円
夜間照明	補助競技場 1競技場1時間以内 2,100円 その後30分ごとに1,050円を加算する。 地区総合運動場 1時間ごとに1,570円 ただし、照明を分割して使用する場合は、1基1時間ごとに310円とする。

4 野球場夜間照明使用料

区分	使用料(1時間につき)			
	全灯	2分の1灯	4分の1灯	6分の1灯
職業野球以外で使用する場合	43,050円	22,050円	10,500円	6,300円
職業野球で使用する場合		129,150円		

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	体育施設の使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現況

<p>【新南陽市体育施設条例】</p> <p>新南陽市体育館施設及び固定照明設備使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">使用料 (1時間につき)</th> <th colspan="2">固定照明設備使用料 (1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>A系列</th> <th>B系列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用 使用</td> <td>アマチュアスポーツ で使用</td> <td>840円</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝を 目的としない使用</td> <td>1,680円</td> <td>670円</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を目的 とする使用</td> <td>4,200円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専用 使用</td> <td>アマチュアスポーツ で使用</td> <td>1,680円</td> <td rowspan="2">670円</td> </tr> <tr> <td>アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝を 目的としない使用</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を目的 とする使用</td> <td>8,400円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般 使用</td> <td>小中学生以下 1人3時間以内</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の者 1人3時間以内</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バスケットボール テニス バレーボール</td> <td>1面(1時間につき)</td> <td>160円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>バドミントン インディアカ ソフトバレー</td> <td>1面(1時間につき)</td> <td>40円</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>1台(1時間につき)</td> <td>20円</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 専用使用とは、使用者が体育館の全部(器具庫及び売店を除く。)を貸切り使用することをいい、その他の使用を一般使用という。 2 専用使用する場合において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用するときの使用料は、この表に定める使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、固定照明設備使用料は、この表に定める使用料の額とする。 3 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。 4 使用料は、許可を受けた使用日時に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間に乗じて得た額を加算した額とする。 5 使用区分の(2)のにより使用する場合の使用料は、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)の最高額に100を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、入場料等を徴収する場合に類似するもの(例えば、直接招待券を発行する場合は、1,000円の入場料等を徴収するものとみなす。 6 既設の設備以外の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料は、電力使用料実費を加算した額とする。 7 会場の準備又は整備のため当日以外の日に使用する場合の使用料は、使用区分の(1)による使用料を適用する。</p>		使用区分	使用料 (1時間につき)	固定照明設備使用料 (1時間につき)		A系列	B系列	専用 使用	アマチュアスポーツ で使用	840円	330円	アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝を 目的としない使用	1,680円	670円	営利又は宣伝を目的 とする使用	4,200円	1,000円	専用 使用	アマチュアスポーツ で使用	1,680円	670円	アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝を 目的としない使用	4,200円	営利又は宣伝を目的 とする使用	8,400円	1,000円	一般 使用	小中学生以下 1人3時間以内	50円		その他の者 1人3時間以内	100円		バスケットボール テニス バレーボール	1面(1時間につき)	160円	160円	バドミントン インディアカ ソフトバレー	1面(1時間につき)	40円	40円	卓球	1台(1時間につき)	20円	20円	<p>新南陽市体育館付属器具使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>専用使用 (1日以内)</th> <th>一般使用 (1回3時間以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール器具</td> <td>1面</td> <td>420円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>テニス器具</td> <td>〃</td> <td>420円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>ハレーボール器具</td> <td>〃</td> <td>420円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>バドミントン器具</td> <td>〃</td> <td>210円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>インディアカ器具</td> <td>〃</td> <td>210円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>ソフトバレーボール器具</td> <td>〃</td> <td>210円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>卓球器具</td> <td>1台</td> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>柔道畳</td> <td>50畳</td> <td>520円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ニュースホーツ器具</td> <td>別に教育委員会が定める額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">その他 器具</td> <td>折畳椅子</td> <td>1脚</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>長机</td> <td>〃</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>フロアシート</td> <td>1式</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴザ</td> <td>〃</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>〃</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>〃</td> <td>2,520円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>〃</td> <td>2,520円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。 2 一般使用をする場合において、小中学生以下の者が使用する時の使用料は、この表に定める使用料の半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。 3 準備又は撤去のために使用する場合の使用料は、無料とする。</p>		使用区分	単位	専用使用 (1日以内)	一般使用 (1回3時間以内)	バスケットボール器具	1面	420円	210円	テニス器具	〃	420円	210円	ハレーボール器具	〃	420円	210円	バドミントン器具	〃	210円	100円	インディアカ器具	〃	210円	100円	ソフトバレーボール器具	〃	210円	100円	卓球器具	1台	100円	50円	柔道畳	50畳	520円	-	ニュースホーツ器具	別に教育委員会が定める額			その他 器具	折畳椅子	1脚	10円	長机	〃	10円	フロアシート	1式	12,600円	ゴザ	〃	2,100円	売店	〃	2,100円	放送設備	〃	2,520円	放送設備	〃	2,520円	<p>新南陽市市民球場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合</td> <td>高校生以下</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合</td> <td>高校生以下</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>5,250円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料 (1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>席1式</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>放送器具</td> <td>1式</td> <td>2,520円</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td>1式</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>ピッチングマシン</td> <td>1式</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>バッティングゲージ</td> <td>1台</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>防球ネット</td> <td>1式</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>1店</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。 2 スポーツ以外の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に2を乗じて得た額とする。 3 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。 4 使用料は、許可を受けた使用日時に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間に乗じて得た額を加算した額とする。</p>		使用区分	使用料 (1時間につき)	(1) 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	高校生以下	520円	その他の者	1,050円	(2) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	高校生以下	1,050円	その他の者	5,250円	使用区分	単位	使用料 (1回につき)	本部	席1式	730円	放送器具	1式	2,520円	スコアボード	1式	730円	ピッチングマシン	1式	1,050円	バッティングゲージ	1台	520円	防球ネット	1式	100円	売店	1店	2,100円
使用区分	使用料 (1時間につき)			固定照明設備使用料 (1時間につき)																																																																																																																																															
		A系列	B系列																																																																																																																																																
専用 使用	アマチュアスポーツ で使用	840円	330円																																																																																																																																																
	アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝を 目的としない使用	1,680円	670円																																																																																																																																																
	営利又は宣伝を目的 とする使用	4,200円	1,000円																																																																																																																																																
専用 使用	アマチュアスポーツ で使用	1,680円	670円																																																																																																																																																
	アマチュアスポーツ 以外の営利又は宣伝を 目的としない使用	4,200円																																																																																																																																																	
	営利又は宣伝を目的 とする使用	8,400円	1,000円																																																																																																																																																
一般 使用	小中学生以下 1人3時間以内	50円																																																																																																																																																	
	その他の者 1人3時間以内	100円																																																																																																																																																	
	バスケットボール テニス バレーボール	1面(1時間につき)	160円	160円																																																																																																																																															
	バドミントン インディアカ ソフトバレー	1面(1時間につき)	40円	40円																																																																																																																																															
	卓球	1台(1時間につき)	20円	20円																																																																																																																																															
使用区分	単位	専用使用 (1日以内)	一般使用 (1回3時間以内)																																																																																																																																																
バスケットボール器具	1面	420円	210円																																																																																																																																																
テニス器具	〃	420円	210円																																																																																																																																																
ハレーボール器具	〃	420円	210円																																																																																																																																																
バドミントン器具	〃	210円	100円																																																																																																																																																
インディアカ器具	〃	210円	100円																																																																																																																																																
ソフトバレーボール器具	〃	210円	100円																																																																																																																																																
卓球器具	1台	100円	50円																																																																																																																																																
柔道畳	50畳	520円	-																																																																																																																																																
ニュースホーツ器具	別に教育委員会が定める額																																																																																																																																																		
その他 器具	折畳椅子	1脚	10円																																																																																																																																																
	長机	〃	10円																																																																																																																																																
	フロアシート	1式	12,600円																																																																																																																																																
	ゴザ	〃	2,100円																																																																																																																																																
	売店	〃	2,100円																																																																																																																																																
	放送設備	〃	2,520円																																																																																																																																																
	放送設備	〃	2,520円																																																																																																																																																
使用区分	使用料 (1時間につき)																																																																																																																																																		
(1) 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	高校生以下	520円																																																																																																																																																	
	その他の者	1,050円																																																																																																																																																	
(2) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	高校生以下	1,050円																																																																																																																																																	
	その他の者	5,250円																																																																																																																																																	
使用区分	単位	使用料 (1回につき)																																																																																																																																																	
本部	席1式	730円																																																																																																																																																	
放送器具	1式	2,520円																																																																																																																																																	
スコアボード	1式	730円																																																																																																																																																	
ピッチングマシン	1式	1,050円																																																																																																																																																	
バッティングゲージ	1台	520円																																																																																																																																																	
防球ネット	1式	100円																																																																																																																																																	
売店	1店	2,100円																																																																																																																																																	
<p>新南陽市武道館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> <th>固定照明設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用使用</td> <td>1時間 420円</td> <td>1時間 210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般使用</td> <td>小中学生以下 1人3時間以内</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>その他の者 1人3時間以内</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 専用使用とは、使用者が武道館の全部を貸切り使用することをいい、その他の使用を一般使用という。 2 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。 3 使用料は、許可を受けた使用日時に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間に乗じて得た額を加算した額とする。 4 専用使用する場合において、スポーツ以外で営利又は宣伝以外の目的で使用する時の使用料は、この表に定める使用料に2を乗じて得た額を、営利又は宣伝を目的として使用する時の使用料は、この表に定める使用料に10を乗じて得た額とする。</p>		使用区分	使用料	固定照明設備使用料	専用使用	1時間 420円	1時間 210円	一般使用	小中学生以下 1人3時間以内	50円	その他の者 1人3時間以内	100円																																																																																																																																							
使用区分	使用料	固定照明設備使用料																																																																																																																																																	
専用使用	1時間 420円	1時間 210円																																																																																																																																																	
一般使用	小中学生以下 1人3時間以内	50円																																																																																																																																																	
	その他の者 1人3時間以内	100円																																																																																																																																																	

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	体育施設の使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現況

新南陽市市民プール使用料

使用区分	使用料
乳幼児	1人 30円
小中学生	1人 50円
その他の者	1人 100円
一般使用	
団体	50人以上 一般使用料により積算した合計額の2割引
団体	100人以上 一般使用料により積算した合計額の3割引
専用使用	
コース	1コースにつき 1時間 310円
全面	1時間 2,100円

備考
 1 専用使用とは、使用者が市民プールのコース又は全部を貸切り使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合において、全面の専用使用をするときの使用料は、この表に定める使用料に100分20を乗じて得た額を加算した額とする。
 3 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。
 4 使用料は許可を受けた使用日時前に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間を乗じて得た額を加算した額とする。
 5 専用使用する場合において、営利又は宣伝を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に10を乗じて得た額とする。

【雇用・能力開発機構委託熊毛勤労者体育センター条例】

区 分	主競技場基本使用料	主競技場電気料使用料	電灯料	電灯以外の電力使用料
団 体	300円	400円		100円
個 人			50円	20円
勤労者	雇用保険の被保険者 20円			
	その他 30円			
小 人 (中学生以下)	20円			
そ の 他	30円			

【熊毛町武道館の設置及び管理等に関する条例】

使用区分	単 位	金 額
競技場	1時間につき	710円
トレーニング室	1人1回につき	100円
シャワー	"	100円

備考
 1 使用時間で1時間未満の端数があるとき又は、その時間が1時間未満であるときは、その端数の時間又は1時間未満の時間は、1時間として計算する。
 2 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間を含むものとする。
 3 町に住所を有しない者又は町に所在しない団体が使用する場合の使用料の金額は、前記の使用料の金額の100分の20に相当する額を当該使用料の金額に加算した金額とする。
 4 映写等特別の電力を使用する場合は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した金額とする。

【熊毛町民水泳プール条例】

区 分	使 用 料	
個人	小 人	普通券 1枚につき 10円
		回数券 10枚につき 90円
	大人(高等学校生徒を含む)	普通券 1枚につき 30円
		回数券 10枚につき 270円
占 用 団 体	1団体	
	1日	2,440円
	午前中(2時間)	610円
	午後(3時間未満)	910円
	3時間以上6時間未満	1,830円

【鹿野町体育施設条例】

名 称	使用区	金 額	
		8時30分から17時までの間、1時間につき	17時から22時までの間、1時間につき
ア リ ー ナ		405円	2,140円
2階柔剣道練習場		100円	200円
1階会議室		200円	220円
2階会議室		200円	210円
ス テ ー ジ		305円	915円
放 送 室		515円	540円
ト レ ー ニ ン グ 室	1人1回	150円	
シ ャ ワ ー	1人1回	150円	
備品等の使用料	1品	3,000円	を限度として教育委員会が別に定める。

備考
 1 17時から22時までの間で、2場所以上使用する場合は、1つの場所使用料を除く他の使用料から1場所につき1時間当たり200円を控除する。
 2 使用者が主として町外居住者である場合の使用料は、当該使用料に30%を加算した額とする。
 3 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料を徴する場合の使用料は、当該使用料に200%を加算した額とする。
 ただし、主たる使用者が町外居住者である場合は、当該使用料に250%を加算した額とする。
 4 トレーニング室の利用は、原則として開館日の8時30分から22時までとし、指導者を伴わない中学生以下の使用は認めないものとする。

鹿野町プール・鹿野町庭球場

名 称	区 分	金 額
プ ー ル 使 用 料	(1)高等学校の生徒	1回 50円
	(2)一般の者	1回 100円
野 外 運 動 場 照 明 施 設 使 用 料	一般の者	1時間 1,730円
庭 球 場 使 用 料	1 面	1時間 525円
庭 球 場 照 明 施 設 使 用 料	一 般 の 者	1時間 795円

事務一元化現況・分析調書(4)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	体育施設の使用料			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
問題点		対応策		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の使用料が異なる。 ・利用者の区分についても各市町で異なる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模の相違や地域性もあり、使用料を一律に決定することは困難であるが、移行後において、利用目的に応じた全体的な調整を行うことは必要である。 ・利用区分の統一については、移行後速やかに調整する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> () 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 . () の例により調整する。 () 3 . 新たに制度等を創設する。 () 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 . 廃止の方向で検討する。 () その他() 	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	使用料(その他の運動施設)			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現況

【徳山市二葉屋開作公園庭球場】

専用使用料

使用区分	1 アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	2 その他
使用時間		
午前8時30分から正午まで	670円	3,370円
正午から午後5時まで	890円	4,490円
午後5時以降日没まで	300円	1,520円

個人使用料

区分	使用料
高校生以下	1人1回50円 (回数券12枚綴り 500円)
その他の者	1人1回100円 (回数券12枚綴り 1,000円)
回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	午前8時30分から正午まで 正午から午後5時まで 午後5時以降日没まで

【徳山市華西公園夜間照明使用】

区分	1時間ごとに	その後30分ごとに	照明を分割して使用する場合 1基1時間ごとに
使用料	1,700円	850円	430円

【新南陽市永源山公園プール】

区分	使用料	固定照明設備使用料 (1時間につき)
大人	1人1回につき 400円	
子供	1人1回につき 200円	
幼児	100円	
ロッカー	1回につき 100円	

「幼児」とは4歳児及び5歳児をいい、「子供」とは小、中学校に在学する者をいい、「大人」とは「子供」以外の者で15歳以上のものをいう。

【新南陽勤労者体育センター】

区分	使用料		固定照明設備使用料 (1時間につき)	
	被保険者等	その他の者		
専用使用	全面1時間 420円	全面1時間 520円	240円	
一般使用	1人3時間 100円	1人3時間 150円	バスケットボール 全面 240円	1面 120円
			バレーボール 全面 240円	1面 120円
			バドミントン 1面 40円	
			インディアカ 1面 40円	
			ソフトバレー 1面 40円	

【器具使用料】

器具名	一般使用 (3時間につき)	一般使用 (3時間につき)
バスケットボール	210円	420円
バレーボール		
バドミントン	100円	210円
インディアカ		
ソフトバレー		
卓球	1台 50円	1台 100円

備考

- 雇用保険法第64条第1項第3号に規定する使用の目的以外で使用する場合は、この表に定める使用料に5を乗じて得た額とする。
- 専用使用とは、使用者が体育センターの全部を貸切り使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
- 一般使用をする場合において、小中学生以下の者が使用する時の使用料は、器具使用料を含め使用料の額を半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。ただし、固定照明設備使用料は対象としない。
- 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。
- 既設の設備以外の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、電力使用料実費を加算した額とする。

【高瀬サン・スポーツランド】

施設名	単位	区分	使用料(1時間につき)		固定照明設備使用料 (1時間につき)
			平日	土・日・祝祭日	
全天候テニスコート	1面	被保険者等	420円	520円	210円
		その他の者	520円	630円	
ゲートボール場	1面	被保険者等	100円		
		その他の者	210円		
多目的グラウンド	全面	被保険者等	100円		1,680円
		その他の者	210円		

備考

- 雇用保険法第64条第1項第3号に規定する使用の目的以外で使用する場合は、この表に定める使用料に5を乗じて得た額とする。
- 固定照明設備を使用する場合は、使用料に固定照明設備使用料を加算する。
- 小中学生以下の者が使用する時の使用料は、この表に定める使用料の額を半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。ただし、固定照明設備使用料は対象としない。
- 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

【熊毛町都市公園条例】

区分	単 位	使用料の額
運 動 場	2時間まで	410円
	2時間を超える1時間につき	100円
全天候型テニスコート	1面1時間について	200円
その他のテニスコート	1面1時間について	100円
バレーコート	1面1時間について	120円
夜間照明施設	運動場 1塔1時間につき	500円
	減光した場合1塔1時間につき	250円
	テニスコート 1面1時間につき	250円
水 泳 プ ー ル	小人1回入場につき	10円
	大人1回入場につき	30円

30分未満は1時間の半額、30分以上1時間まで、1時間当たりの金額

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	使用料(その他の運動施設)			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
問題点		対応策		調整案	
<p>・施設使用の内容は、体育(運動)施設であるが、設置目的や補助金等の関係で所管が異なる。 例えば、管理は施設設置した所管課が行うが、使用料徴収は、教育委員会(体育関係課)が行っているものもある。 ・利用区分が異なる</p>		<p>・所管換えも含め、利用区分・使用料等を調整することは、必要であるが、移行後に必要に応じ調整を図ることとする。</p>		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設																						
事業名	地区体育施設の管理料			協議事項																							
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																							
				分 析 点																							
				問 題																							
<p>【徳山市地区運動場】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>運営委員会</th> <th>管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鼓南地区総合運動場</td> <td>無</td> <td rowspan="2">0円 ~</td> </tr> <tr> <td>西徳山総合グラウンド</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中須地区総合運動場</td> <td>有</td> <td rowspan="2">1,500円</td> </tr> <tr> <td>須金地区総合運動場</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>須々万・長穂地区総合運動場</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久米地区総合運動場</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川総合グラウンド</td> <td>有</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>体育施設条例第14条による</p> <p>他の2市2町は、地元が管理している施設なし。</p>				名 称	運営委員会	管理料	鼓南地区総合運動場	無	0円 ~	西徳山総合グラウンド	有	中須地区総合運動場	有	1,500円	須金地区総合運動場	有	須々万・長穂地区総合運動場	無		久米地区総合運動場	有		菊川総合グラウンド	有		<p>・徳山市にある地域の運動場の管理料で徳山市独自のものである。</p>	
名 称	運営委員会	管理料																									
鼓南地区総合運動場	無	0円 ~																									
西徳山総合グラウンド	有																										
中須地区総合運動場	有	1,500円																									
須金地区総合運動場	有																										
須々万・長穂地区総合運動場	無																										
久米地区総合運動場	有																										
菊川総合グラウンド	有																										
				対 応 策																							
				<p>・徳山市では合意がなされており、調整は不要</p>																							
				調 整 案																							
				<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . () の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>																							

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	住民窓口の状況	小項目	住民窓口
事業名	手数料の状況			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	住民	コード	

現況

2市2町住民窓口における手数料比較表

地方分権一括法による条例改正(平成12年4月1日)

種別		単位区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
戸籍・除籍に関する事 件	戸籍の謄抄本交付	1通につき	450円	450円	450円	450円
	除籍の謄抄本交付	1通につき	750円	750円	750円	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	350円	350円	350円	350円
	除籍に記載した事項に関する証明	1件につき	450円	450円	450円	450円
	戸籍法に基づく届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	1通につき	350円	350円	350円	350円
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
	戸籍法に基づく届書その他の書類の閲覧	1件につき	350円	350円	350円	350円
住民・外登に関する事 件	住民票の写し又は住民票記載事項証明及び戸籍の附票の写しの交付	1通につき	200円	200円	200円	150円
	住民基本台帳に代わる書類の閲覧	1件につき	200円	200円	200円	150円
	外国人登録登録に関する証明	1通につき	200円	200円	200円	150円
印鑑に関する事 件	印鑑証明	1件につき	200円	200円	200円	150円
	印鑑登録証の交付又は再交付	1件につき	200円	200円	200円 (一部 500円)	150円
その他証明	身分に関する証明	1件につき	200円	200円	200円	150円
	道路運送車両法に基づく臨時運行許可申請	1両につき	750円	750円	750円	750円
	その他市・町で取扱う証明	1件につき	200円	200円	200円	150円

(各市町手数料条例より)

【備考】

住民基本台帳に代わる書類の閲覧の取扱いについて以下のとおりである。

- ・抽出した1人につき1件とする。(徳山市・新南陽市・熊毛町)
- ・1種類の簿冊1回を1件とする。(鹿野町)

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	住民窓口の状況	小項目	住民窓口
事業名	手数料の状況		協議事項		
専門部会名	住民部会	分科会名			
問題点		対応策		調整案	
<p>住民票、外国人登録、印鑑に関するもの及びその他証明(道路運送車両法に基づく臨時運行許可申請を除く)について、手数料が異なる。</p> <p>1件200円・・・徳山市、新南陽市、熊毛町 1件150円・・・鹿野町</p> <p>(2市2町手数料比較表のとおり)</p>		<p>手数料については、住民の特定の利用行為に伴う応益性に着目した負担の公平性から徴収するものであり、関係事務事業費に着目した適正化を図ることが必要である。</p>		<p>1. 戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧 <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ()の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに新制度を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他()</p> <p>2. 住民票、外国人登録に関する証明交付及び閲覧 <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. (徳山市・新南陽市・熊毛町)の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに新制度を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他()</p> <p>3. 印鑑に関する証明交付 <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. (徳山市・新南陽市・熊毛町)の例により調整する。 ただし、熊毛町の印鑑登録証の亡失等に伴う登録証交付500円については200円とする。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに新制度を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他()</p> <p>4. その他証明に関すること。(臨時運行許可申請を除く) <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. (徳山市・新南陽市・熊毛町)の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに新制度を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他()</p> <p>5. 閲覧1件の考え方について <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. (徳山市・新南陽市・熊毛町)の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに新制度を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他()</p>	
<p>住民基本台帳に代わる書類の閲覧の取扱いが異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出した1人につき1件とする。(徳山市・新南陽市・熊毛町) 1種類の簿冊1回を1件とする。(鹿野町) 		<p>閲覧1件の考え方については、他の手数料の取扱いに合わせ調整する。</p>			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	各種証明手数料			協議事項	
専門部会名	総務	分科会名	税務	コード	

現

況

手数料の比較(手数料条例、規則による比較〔税関係のみ〕)

内容		徳山市		新南陽市		熊毛町		鹿野町	
証明手数料	課税及び納税に関する証明	1件200円	1年度1税目1事項をもって1件とする。	1件200円	1枚をもって1件とする。	1件200円	1年度1税目1人をもって1件とする。	1件150円	1年度をもって1件とする。
	資産に関する証明	1件200円	土地 = 1筆1年度 家屋 = 1棟1年度 償却資産 = 1個1年度 1筆または1棟増すごとに40円を加算する。	1件200円	1筆または1棟までを1件とし、1筆または1棟増すごとに30円を加算する。	1件200円	5筆または5棟までを1件とし、1筆または1棟増すごとに20円を加算する。	1件150円	全筆をもって1件とする。
	その他証明	1件200円		1件200円		1件200円		1件150円	
閲覧手数料	公簿、図面の閲覧	1件200円	1回をもって1件とする。	1件200円	1回をもって1件とする。	1件200円	土地台帳に代わる書類の閲覧は、1簿冊ごとに1件とする。それ以外の閲覧は1回1件とする。	1件150円	1種類の簿冊1回を1件とする。
複写手数料(分限図)		1枚につき300円	マイクロフィルム	1件250円	1枚(0.4m×0.6m)をもって1件とする。(マイクロフィルム)	1枚につき A3以下20円(カラーB4以下50円、A3は80円) A3超A2以下40円 A2超200円 複写のみの申請については閲覧手数料を加算する。		1件150円	原本1枚をもって1件とする。
備考				1枚の証明書に2以上の証明事項を併記したときは、それぞれ別の証明書とみなして手数料を計算する。					

その他手数料

住宅用家屋証明手数料	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	1枚につき 1,300円	1件につき 1,300円
税督促手数料	1通につき100円	1通につき100円	1通につき100円	1通につき100円

根拠法令等

徳山市手数料条例、新南陽市使用料手数料条例、熊毛町手数料条例、鹿野町手数料条例
 徳山市手数料規則、新南陽市手数料規則、熊毛町手数料徴収規則
 徳山市税賦課徴収条例、新南陽市市税条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	各種証明手数料	分科会名	税務	協議事項	
専門部会名	総務			コード	
問題点		対応策		調整案	
証明手数料に関する問題点 1. 課税及び納税に関する証明(所得証明、課税証明等) 1件の料金(2市1町200円、1町150円)及びその取扱いが団体間で異なっている。 (1) 1件の料金をいくらにするかという問題 (2) 1件の取扱定義をどうするかという問題 2. 資産に関する証明(評価証明等) 1件の料金(2市1町200円、1町150円)及びその取扱いが団体間で異なっている。 (1) 1件の料金をいくらにするかという問題 (2) 1件の取扱定義をどうするかという問題 3. その他の証明(法人所在証明等) 1件の料金(2市1町200円、1町150円)が団体間で異なっている。		証明手数料に関する対応策 1. 課税及び納税に関する証明に関するもの (1) 1件の料金に関する対応策 A案...受益者負担の原則により、経費の面等を勘案し算出すべきであるが、現行料金の改定状況、県内各市町村の状況を考慮し、200円とする。 B案...住民負担の増額を避けることから150円とする。 (2) 1件の取扱定義に関する対応策 A案...1年度1税目1人(団体)をもって1件とする。 B案...1年度をもって1件とする。 2. 資産に関する証明に関するもの (1) 1件の料金に関する対応策 A案...受益者負担の原則により、経費の面等を勘案し算出すべきであるが、現行料金の改定状況、県内各市町村の状況を考慮し、200円とする。 B案...住民負担の増額を避けることから150円とする。 (2) 1件の取扱定義に関する対応策 A案...資産の多寡及び各市町の住民負担に配慮したものとする。 1年度につき土地5筆または家屋5棟までを1件とし、1筆または1棟増すごとにそれぞれ20円を加算する。 償却資産については、年度別に登録物件すべてをもって1件とする。 B案...全筆をもって1件とする。 3. その他の証明に関する対応策 A案...受益者負担の原則により、経費の面等を勘案し算出すべきであるが、現行料金の改定状況、県内各市町村の状況を考慮し、200円とする。 B案...住民負担の増額を避けることから150円とする。		1 課税および納税に関する証明についての調整案 ()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. 料金については、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。 ただし、1件の取扱単位については、1年度1税目1人(団体)をもって1件とする。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。 2 資産に関する証明についての調整案 ()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. 料金及び1件の取扱単位については、熊毛町の例により調整する。 ただし、償却資産については、年度別に登録物件すべてをもって1件とする。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。 3 その他証明についての調整案 ()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. 徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。	
閲覧手数料に関する問題点 1件の料金(2市1町200円、1町150円)及びその取扱いが団体間で異なっている。 (1) 1件の料金をいくらにするかという問題 (2) 1件の取扱定義をどうするかという問題		閲覧手数料に関するもの (1) 1件の料金に関する対応策 A案...証明手数料と同様200円とする。 B案...住民負担の増額を避けることから150円とする。 (2) 1件の取扱定義に関する対応策 閲覧事務の合理化を図るため、1回をもって1件とする。		閲覧手数料についての調整案 ()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. 料金については、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。 1件の取扱いについては、徳山市、新南陽市の例により調整する。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。	
分限図複写手数料に関する問題点 分限図の管理方式(マイクロフィルム2市、原図2町)及び料金が団体間でそれぞれ異なっている。 (1) マイクロフィルムによる料金 (2) 原図による料金		分限図複写手数料に関するもの (1) マイクロフィルムによる料金に対する対応策 A案...経費面等を勘案し、1枚300円とする。 B案...住民負担の増額をさけることから1枚250円とする。 (2) 原図による料金 A案...証明手数料同様1枚200円とする。 B案...住民負担の増額を避けることから1枚150円とする。 将来的には事務処理の合理化等を図るため、マイクロフィルムによる管理方式が望ましい。		分限図複写手数料についての調整案 ()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. マイクロフィルムによる料金については、徳山市の例により調整する。 原図による料金については1枚200円とする。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。	
その他手数料に関する問題点 すべての団体で同じであり、問題なし。		その他手数料に関するもの 特になし		その他手数料についての調整案 ()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. ()の例により調整する。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	防疫・駆除の状況	小項目	
事業名	狂犬病予防事業			協議事項	使用料・手数料等の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境保全	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町																																																
<p>狂犬病予防事業</p> <p>「狂犬病予防法」及び「動物の保護及び管理に関する法律」に基づき、犬の登録及び狂犬病の予防注射の実施を推進するとともに、野犬等による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、併せて動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めることを目的とする。</p> <p>1. 事業名 狂犬病予防事業</p> <p>2. 内容 年1回犬の集合登録と予防注射の実施。</p> <p>3. 実績 犬の登録件数(保健所調べ) (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H10年</th> <th>H11年</th> <th>H12年</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>4,254</td> <td>4,458</td> <td>4,722</td> </tr> </table> <p>*登録料 3,000円</p> <p>犬の注射状況 (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H10年</th> <th>H11年</th> <th>H12年</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>3,041</td> <td>3,396</td> <td>3,566</td> </tr> </table> <p>*注射料金 集合注射時注射料金 2,400円</p> <p>*交付手数料 狂犬病予防法第5条第2項の規定 狂犬病予防注射済票交付手数料 550円 狂犬病予防法施行令第3条の規定 狂犬病予防注射済票再交付手数料 340円</p>	年度	H10年	H11年	H12年	件数	4,254	4,458	4,722	年度	H10年	H11年	H12年	件数	3,041	3,396	3,566	<p>狂犬病予防事業</p> <p>1. 事業名 狂犬病予防事業</p> <p>2. 内容 年1回犬の集合登録と予防注射の実施。</p> <p>3. 実績 犬の登録件数(保健所調べ) (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H10年</th> <th>H11年</th> <th>H12年</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1,323</td> <td>1,361</td> <td>1,418</td> </tr> </table> <p>*登録料 徳山市と同じ</p> <p>犬の注射状況 (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H10年</th> <th>H11年</th> <th>H12年</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1,152</td> <td>1,157</td> <td>1,128</td> </tr> </table> <p>*注射料金 徳山市と同じ</p> <p>*交付手数料 徳山市と同じ</p>	年度	H10年	H11年	H12年	件数	1,323	1,361	1,418	年度	H10年	H11年	H12年	件数	1,152	1,157	1,128	<p>狂犬病予防事業</p> <p>1. 事業名 狂犬病予防事業</p> <p>2. 年1回の集合登録と予防注射と随時個別登録及び予防注射</p> <p>3. 実績 犬の登録件数(保健所調べ) (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H10年</th> <th>H11年</th> <th>H12年</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1,619</td> <td>1,610</td> <td>1,677</td> </tr> </table> <p>*登録料 徳山市と同じ</p> <p>犬の注射状況 (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H10年</th> <th>H11年</th> <th>H12年</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1,416</td> <td>1,348</td> <td>1,355</td> </tr> </table> <p>*注射料金 徳山市と同じ</p> <p>*交付手数料 徳山市と同じ</p>	年度	H10年	H11年	H12年	件数	1,619	1,610	1,677	年度	H10年	H11年	H12年	件数	1,416	1,348	1,355
年度	H10年	H11年	H12年																																															
件数	4,254	4,458	4,722																																															
年度	H10年	H11年	H12年																																															
件数	3,041	3,396	3,566																																															
年度	H10年	H11年	H12年																																															
件数	1,323	1,361	1,418																																															
年度	H10年	H11年	H12年																																															
件数	1,152	1,157	1,128																																															
年度	H10年	H11年	H12年																																															
件数	1,619	1,610	1,677																																															
年度	H10年	H11年	H12年																																															
件数	1,416	1,348	1,355																																															

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	防疫・駆除の状況	小項目																	
事業名	狂犬病予防事業			協議事項	使用料・手数料等の取扱い																
専門部会名	環境	分科会名	環境保全	コード																	
現況				分	析																
鹿野町				問	題																
狂犬病予防事業 1. 事業名 狂犬病予防事業 2. 年1回の集合登録と予防注射 3. 実績 犬の登録件数(保健所調べ) (件) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>H10年</td> <td>H11年</td> <td>H12年</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>317</td> <td>375</td> <td>366</td> </tr> </table> *登録料 徳山市と同じ 犬の注射状況 (件) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>H10年</td> <td>H11年</td> <td>H12年</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>296</td> <td>294</td> <td>307</td> </tr> </table> *注射料金 徳山市と同じ *交付手数料 徳山市と同じ				年度	H10年	H11年	H12年	件数	317	375	366	年度	H10年	H11年	H12年	件数	296	294	307	1. 保健所の所管事務で2市2町共通の事業内容のため特になし。	
年度	H10年	H11年	H12年																		
件数	317	375	366																		
年度	H10年	H11年	H12年																		
件数	296	294	307																		
				対	応																
				1. 特になし																	
				調 整 案																	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()																	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等																																										
事業名	収集手数料・納付状況	分科会名	環境事業	協議事項	使用料・手数料の取扱い																																										
専門部会名	環境			コード																																											
現			況																																												
徳山市		新南陽市		熊毛町																																											
<p>徳山市し尿処理手数料 (徳山市中央浄化センター) 平成14年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度</th> <th>区分</th> <th>手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定額制</td> <td>普通</td> <td>基本料 1便槽1回 325円 人頭割 1人1箇月 241円</td> </tr> <tr> <td>簡易</td> <td>基本料 1便槽1回 325円 人頭割 1人1箇月 241円 加算金 簡易水洗便所1人1箇月157円。 1箇月360ℓを超えるものについては36ℓまでごとに136円。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従量制</td> <td></td> <td>36ℓまでごとに 441円 臨時汲取り1回 1,365円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1.上記料金額の合計請求額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てる。</p>		制度	区分	手 数 料	定額制	普通	基本料 1便槽1回 325円 人頭割 1人1箇月 241円	簡易	基本料 1便槽1回 325円 人頭割 1人1箇月 241円 加算金 簡易水洗便所1人1箇月157円。 1箇月360ℓを超えるものについては36ℓまでごとに136円。	従量制		36ℓまでごとに 441円 臨時汲取り1回 1,365円	<p>新南陽市し尿収集料金(許可業者料金表) (新南陽市し尿処理場) 平成14年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額制・一般家庭</th> <th>汲取口から収集車までの距離が60m以下の場合。</th> <th>1世帯1回につき 1人1カ月につき</th> <th>468円 336円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従量制</td> <td>汲取口から収集車までの距離が60mを超える場合。</td> <td>1世帯1回につき 1人1カ月につき</td> <td>1,253円 336円</td> </tr> <tr> <td>月2回以上汲取りをする場合。</td> <td>2回目より1回につき</td> <td>897円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">量制</td> <td>し尿容器1回の収集量が1,700ℓ以上の場合。(大口)</td> <td>18ℓ当り</td> <td>203円</td> </tr> <tr> <td>定額制により難しい一般家庭及び商店、事業所、工場、集会所等</td> <td>18ℓまで毎に</td> <td>224円</td> </tr> <tr> <td>和田地区(その他)</td> <td>18ℓまで毎に</td> <td>295円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*料金の計算方法 1.ホースの長さが60m以下の場合。 月1回の汲取り基本料金468円+(人頭割料金336円×世帯人員) 月2回以上の汲取りは、2回目から1回につき897円だけの支払い。 2ヶ月に1回の汲取り 基本料金468円+(人頭割料金336円×世帯人員×2ヶ月) 2.ホースの長さが60mを超える場合。 基本料金が1,253円になり計算方法は上記と同じ。</p> <p>*手数料納付方法 直接収集業者に現金支払い。</p>		定額制・一般家庭	汲取口から収集車までの距離が60m以下の場合。	1世帯1回につき 1人1カ月につき	468円 336円	従量制	汲取口から収集車までの距離が60mを超える場合。	1世帯1回につき 1人1カ月につき	1,253円 336円	月2回以上汲取りをする場合。	2回目より1回につき	897円	量制	し尿容器1回の収集量が1,700ℓ以上の場合。(大口)	18ℓ当り	203円	定額制により難しい一般家庭及び商店、事業所、工場、集会所等	18ℓまで毎に	224円	和田地区(その他)	18ℓまで毎に	295円	<p>熊毛町し尿汲取り手数料 (玖西環境衛生組合) 平成14年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通料金</th> <th>割増料金</th> <th>割引料金</th> <th>最低料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>し尿汲取り手数料</td> <td>127円 /10ℓ</td> <td>汲取りホース30m以上使用した場合 5円/10ℓ</td> <td>組合が認めた町の施設は普通料金の5割引き</td> <td>1回の汲取り量が100ℓ以下の時は、100ℓの料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>*納付方法 排出者は、組合と売りさばき契約した処理券販売店でし尿処理券と旗を購入する。 収集当日、組合に収集運搬の委託を受けた業者が収集し、収集量に応じて処理券(押印)を受ける。 受託業者は収集したし尿と処理券を組合の処理センターに搬入し、組合の検査を受ける。</p>			普通料金	割増料金	割引料金	最低料金	し尿汲取り手数料	127円 /10ℓ	汲取りホース30m以上使用した場合 5円/10ℓ	組合が認めた町の施設は普通料金の5割引き	1回の汲取り量が100ℓ以下の時は、100ℓの料金
制度	区分	手 数 料																																													
定額制	普通	基本料 1便槽1回 325円 人頭割 1人1箇月 241円																																													
	簡易	基本料 1便槽1回 325円 人頭割 1人1箇月 241円 加算金 簡易水洗便所1人1箇月157円。 1箇月360ℓを超えるものについては36ℓまでごとに136円。																																													
従量制		36ℓまでごとに 441円 臨時汲取り1回 1,365円																																													
	定額制・一般家庭	汲取口から収集車までの距離が60m以下の場合。	1世帯1回につき 1人1カ月につき	468円 336円																																											
従量制	汲取口から収集車までの距離が60mを超える場合。	1世帯1回につき 1人1カ月につき	1,253円 336円																																												
	月2回以上汲取りをする場合。	2回目より1回につき	897円																																												
量制	し尿容器1回の収集量が1,700ℓ以上の場合。(大口)	18ℓ当り	203円																																												
	定額制により難しい一般家庭及び商店、事業所、工場、集会所等	18ℓまで毎に	224円																																												
	和田地区(その他)	18ℓまで毎に	295円																																												
	普通料金	割増料金	割引料金	最低料金																																											
し尿汲取り手数料	127円 /10ℓ	汲取りホース30m以上使用した場合 5円/10ℓ	組合が認めた町の施設は普通料金の5割引き	1回の汲取り量が100ℓ以下の時は、100ℓの料金																																											
手数料納入方法 (平成14年4月現在)																																															
制 度	内 容	申込者(件)																																													
自主納付	納入通知書を納入義務者へ送付し、個人が指定金融機関に納付する。	751件																																													
口座振替納付制	口座振替納入通知書を各銀行へ送付し、銀行が納入義務者の口座から引落して納付する。	3,964件																																													
計		4,715件																																													
*収納事務委託	平成11年3月末廃止																																														
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																											
徳山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 徳山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則				熊毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 熊毛町廃棄物の処理及び清掃に関する規則 玖西環境衛生センターの設置及び管理に関する条例																																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	収集手数料・納付状況			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>鹿野町し尿収集運搬手数料 平成14年4月1日現在 (許可業者の協定単価)</p> <p>1. 基本料金36% (一荷)につき、490円(内105円町補助)以内とする。</p> <p>2. 汲取口がホース延長40m以上の場合は、1回につき150円加算。収集が市街地より奥部遠隔地、又は汲取が困難な場合については、基本料金の5割増。</p> <p>*手数料納入方法 利用者の現金による業者へ支払い納付。 利用者と業者の口座振込契約による納付。</p>				<p>1. 各市町の収集条件及び処理施設(熊毛町は一部組合)により、手数料に格差がある。</p> <p>2. 手数料の納付方法に相違がある。 徳山市は市へ直接納付 新南陽・鹿野町は業者に直納 熊毛町は玖西環境衛生組合へ納付</p> <p>3. 収集業務体制に委託制と許可制がある。 徳山市は委託制 新南陽市・鹿野町は許可制 熊毛町は玖西環境衛生組合(熊毛町・周東町・玖珂町)から業者へ委託。</p>	
				対 応 策	
				<p>1. 手数料格差については、一部組合手数料適用、一部補助制度及び許可業者の調整もあり、当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	
				調 整 案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他()</p>	
根 拠 法 令 等					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	ごみ収集処理手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町
-----	------	-----

廃棄物処理手数料 平成14年4月1日現在

一般廃棄物	定時収集分	無料
	粗大ごみ(臨時戸別収集)	1品目につき1,010円の範囲内で規則に定める金額
上記以外の一般廃棄物及び産業廃棄物	埋立処分(桑原処分場)	10kgまでごとに21円
動物の死体	自己搬入	1体につき310円
	市収容	1体につき520円

1. 手数料算定の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。
2. 手数料算定において、合計額に10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

* 恋路クリーンセンターに自己搬入処理する場合

恋路クリーンセンター使用料

区分	5キログラム当り処理金額		
	破碎機の使用を必要とするごみ	木くず(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第2号の規定するもの)	その他のごみ
100kg以下のもの	52円	52円	26円
100kgを超え200kg以下のもの	60円	60円	30円
200kgを超え300kg以下のもの	67円	67円	34円
300kgを超えるもの	75円	75円	38円

手数料の額は、1回のごみ搬入量に応じた区分の金額に乘じた額とし、100円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げた額とする。

根拠法令等

徳山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
 徳山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則
 周南地区衛生施設組合ごみ処理施設条例
 周南地区衛生施設組合ごみ処理施設条例施行規則

家庭系廃棄物処理手数料 平成14年4月1日現在

一般廃棄物	定時収集分	無料
	粗大ごみを収集する場合	1品目につき1,020円の範囲内で市長が定める額

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分費用

1. ごみ燃料化施設に搬入する場合
10kg又はその端数ごとにつき 50円
2. 廃棄物最終処分場に搬入する場合
 軽4輪車以下 1台につき 1,050円
 最大積載量1t車まで 1台につき 2,100円
 最大積載量2t車まで 1台につき 4,200円
 最大積載量4t車まで 1台につき 8,400円
 最大積載量6t車まで 1台につき12,600円
 最大積載量8t車まで 1台につき16,800円
 最大積載量8t車を超える車 1台につき21,000円

家庭系廃棄物処理手数料

1. 粗大ごみを収集する場合
1品目につき1,020円の範囲内で市長が定める金額
2. ごみ燃料化施設に搬入する場合
1日又は1回につき重量50kgを超える場合10kg又はその端数ごとにつき 20円
3. 廃棄物最終処分場に搬入する場合
 軽4輪車以下 1台につき 1,050円
 最大積載量1t車まで 1台につき 2,100円
 最大積載量2t車まで 1台につき 4,200円
 最大積載量4t車まで 1台につき 8,400円
 最大積載量6t車まで 1台につき12,600円
 最大積載量8t車まで 1台につき16,800円
 最大積載量8t車を超える車 1台につき21,000円

根拠法令等

新南陽市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
 新南陽市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

* 廃棄物処理手数料

可燃物収集手数料 平成14年4月1日現在

区分	金額
一般家庭又は営業所、事業所で常時排出する可燃物	町長の指定する袋1枚につき20円

粗大ごみ収集手数料 平成14年4月1日現在

区分	金額
一般家庭から排出する可燃性及び不燃性の粗大ごみ	1品目につき200円から2,800円の範囲内で規則で定める額

周陽環境整備センター使用料(自己搬入の場合)

可燃ごみ	区分	金額
可燃性粗大ごみ	台所ごみ、木くず、紙類、布類等	1kg当り25円
	家具類、寝具類、畳類、庭木類、(金属等を取除いたもの) 幅100cm×長さ200cm×奥行き90cm未満	

根拠法令等

熊毛町廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例
 熊毛町廃棄物の適正処理及び清掃に関する規則

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等																								
事業名	ごみ収集処理手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い																								
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード																									
現況				分析																									
鹿野町				問題点																									
<p>*廃棄物処理手数料</p> <p>廃棄物処理手数料 平成14年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">仕様</th> <th rowspan="2">料金</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>規格</th> <th>数量及び寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可燃一般ごみ・ 不燃一般ごみ 収集、運搬及 び処分手数料</td> <td rowspan="2">町長が指定 したポリエ チレン袋</td> <td>大の袋 1パック(20枚) (65cm×80cm)</td> <td>1,155円</td> <td rowspan="2">容器包装に係る 分別収集及び再 商品化の促進等 に関する法律に 基づき町が処理 する資源ごみに ついては、手 料は徴収しない ものとする。</td> </tr> <tr> <td>小の袋 1パック(20枚) (50cm×70cm)</td> <td>735円</td> </tr> <tr> <td>可燃粗大ごみ・ 不燃粗大ごみ 運搬及び処分 手数料</td> <td colspan="2">1品目につき</td> <td>2,800円の 範囲内で 町長が別 に定める</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定家庭用機 器廃棄物運搬 手数料</td> <td colspan="2">一品目につき</td> <td>2,800円 の範囲内 で町長が 別に定め る</td> <td>排出者が自ら 町指定保管施 設に搬入し、 町が指定引取 場所に運搬す</td> </tr> </tbody> </table>				種類	仕様		料金	摘要	規格	数量及び寸法	可燃一般ごみ・ 不燃一般ごみ 収集、運搬及 び処分手数料	町長が指定 したポリエ チレン袋	大の袋 1パック(20枚) (65cm×80cm)	1,155円	容器包装に係る 分別収集及び再 商品化の促進等 に関する法律に 基づき町が処理 する資源ごみに ついては、手 料は徴収しない ものとする。	小の袋 1パック(20枚) (50cm×70cm)	735円	可燃粗大ごみ・ 不燃粗大ごみ 運搬及び処分 手数料	1品目につき		2,800円の 範囲内で 町長が別 に定める		特定家庭用機 器廃棄物運搬 手数料	一品目につき		2,800円 の範囲内 で町長が 別に定め る	排出者が自ら 町指定保管施 設に搬入し、 町が指定引取 場所に運搬す	<p>1. 廃棄物の種類・量によって処理手数料に格差がある。 定期収集処理手数料は2市は無料であるが、熊毛町は収集手数料・ 鹿野町は処理手数料として、指定袋の代金にそれぞれ手数料が加算 されている。 不燃物収集処理手数料は、各市・町とも無料。</p>	
種類	仕様		料金		摘要																								
	規格	数量及び寸法																											
可燃一般ごみ・ 不燃一般ごみ 収集、運搬及 び処分手数料	町長が指定 したポリエ チレン袋	大の袋 1パック(20枚) (65cm×80cm)	1,155円	容器包装に係る 分別収集及び再 商品化の促進等 に関する法律に 基づき町が処理 する資源ごみに ついては、手 料は徴収しない ものとする。																									
		小の袋 1パック(20枚) (50cm×70cm)	735円																										
可燃粗大ごみ・ 不燃粗大ごみ 運搬及び処分 手数料	1品目につき		2,800円の 範囲内で 町長が別 に定める																										
特定家庭用機 器廃棄物運搬 手数料	一品目につき		2,800円 の範囲内 で町長が 別に定め る	排出者が自ら 町指定保管施 設に搬入し、 町が指定引取 場所に運搬す																									
				対 応 策																									
				<p>1. 熊毛町・鹿野町の一般廃棄物の定時収集・処理手数料は無料 (実質ごみ袋代のみ)とするが、将来的には有料化が望ましい。</p>																									
				調 整 案																									
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. (徳山市・新南陽市) の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>																									
根 拠 法 令 等																													
鹿野町廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例																													
鹿野町廃棄物の適正処理及び清掃に関する規則																													

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	粗大ごみ処理手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	

現 況

徳 山 市

徳山市粗大ごみ処理手数料一覧		H14.4.1				
種目	品目	単価	種目	品目	単価	
電気・ガス	ミシン(卓上式)	400	家具・寝具類	敷物(6畳未満のもの)	200	
	ミシン(卓上式以外)	1010		敷物(6畳以上のもの)	400	
	電気洗濯機	610		アトイオンカーテン	400	
	衣類乾燥機	610		布団	200	
	ズボンプレス	200		OA関係	ワードプロセッサ	400
	冷蔵庫高さ80cm未満	610		連機器	パーソナルコンピュータ	610
	冷蔵庫高さ80cm以上	1010			オフィスオートメーション機器(ワードプロセッサ及びパソコンを除く)	400
	ガステーブル	200		趣味用品	芝刈り機	200
	電子レンジ	610			オルガン	1010
	食器乾燥機	610			琴	200
石油器具類	湯沸器	400	その他	スキー板	200	
	石油ストーブ(ファンター)	400		サーフボード	200	
	同上(ファンター以外)	200		サイクリングマシン(トレーニング用)	610	
	ガスストーブ	200		ローリングマシン(トレーニング用)	400	
	電気ストーブ	200		ランニングマシン(トレーニング用)	1010	
	エアコンディショナー(室内機)	400			ぶら下がり健康器	610
	エアコンディショナー(室外機)	1010			編み機	200
	電気こたつ	200			流し台	610
	こたつ板	200			調理台	400
	照明器具(大型のもの)	200			ガス台	610
家具・寝具類	ステレオセット(旧一体型)	1010		浴槽	610	
	スピーカー	400		洗面化粧台	610	
	テレビ受像機(20インチ未満)	400		畳	610	
	テレビ受像機(20インチ以上)	610		建具(障子)	200	
	たんす(ハビークラス以外高さ90cm未満)	400		建具(アルミサッシ)	400	
	たんす(ハビークラス以外高さ90cm以上)	1010		建具(障子及びアルミサッシ除く)	200	
	本箱	400		物干し台	610	
	サイドボード	1010		物置(解体した状態のもの)	1010	
	食器戸棚	400		アンテナ	200	
	げた箱	400		ペット小屋	610	
家具・寝具類	戸棚(本箱、サイドボード、食器戸棚及びげた箱除く)	400		火鉢	400	
	テーブル	400		自転車	400	
	応接いす(1人用)	400		自転車(子供用)	200	
	応接いす(2人以上用)	610		脚立	200	
	鏡台	610		ブランコ(子供用遊具)	400	
	両そで机	1010		滑り台(子供用遊具)	610	
	机(両そで机除く)	810		ベビーベッド	400	
	シングルマット(マット除く)	610		ベビーたんす	400	
	ダブルマット(マット除く)	1010		乳母車	200	
	ベッドマット	610		その他のもの	200	

備考

粗大ごみの処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額の和とする。
品目の欄に掲げていない粗大ごみの処理手数料の額は、類似する品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額の和とする

印 特定家庭用機器廃棄物以外

根 拠 法 令 等

徳山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
徳山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	粗大ごみ処理手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	
現況				分 析	

新 南 陽 市

新南陽市粗大ごみ処理手数料一覧表

H14.4.1
(単位:円)

(単位:円)

種目	品目	単価	種目	品目	単価	
電気・ガス 石油器具類	ウインドファン	400	電気・ガス 石油器具類	洗濯機用衣類乾燥機	610	
	換気扇(レンジフード)	400		扇風機	200	
	ガステーブル	200		掃除機	200	
	クッキングヒーター(ヒーター2個以上)	400		テレビ(14~25インチまで)ブラウン管式除く	610	
	こたつ	200		テレビ(25インチ以上)ブラウン管式除く	810	
	家具調こたつ(1辺1.2m以上)	610		電子レンジ	400	
	こたつテーブル(板)	200		電子レンジ(ビルトインタイプ)	810	
	食器乾燥機	200		ビデオデッキ	200	
	照明器具(シャンデリア以外)	200		ミシン(卓上式)	400	
	スレセット(ミニコンポ以外)	1020		ミシン(卓上式以外)	1020	
	スレセット(ミニコンポ1セット)	400		もちつき機	200	
	ストーブ(石油ファンヒーター)	400		ガス湯沸機(台所用)	400	
	ストーブ(石油ファンヒーター)以外	200		電気カーペット	610	
	家具・寝具類	アウターイオンカーテン		400	家具・寝具類	食器棚(高さ90cm未満)
いす		300	食器棚(高さ90cm以上)	1020		
いす(応接タイプ1人用)		610	O A 関 連機器	サイドボード	1020	
いす(応接タイプ2.3人用)		1020		ファクシミリ	200	
カラーボックス		200		パーソナルコンピューター(一式)	610	
鏡台(5kg未満)		400		ワードプロセッサ(デスクトップ型)	610	
鏡台(婚礼用品相当)		1020		ワードプロセッサ(ハンディ型)	200	
げた箱		400		趣味用 品	オルガン	1020
敷物(6畳未満)		400			ゴルフバッグ(クラブ含む)	300
敷物(6畳以上)		610			スキー板(1組)	300
たんす		1020			その他	編み機
机(学習机相当)		1020		アンテナ(B S 含む)		200
テーブル(2人相当)		400	衣装ケース(1ユニット)	200		
テーブル(食卓用相当)		610	自転車(20インチ以上)	610		
布団・毛布類		200	自転車(20インチ未満)	300		
シングルベッド(マットを除く)		610	一輪自転車	200		
セミダブルベッド(マットを除く)		810	米びつ	200		
ダブルベッド(マットを除く)		1020	米びつ(電子レンジ等専用台共)	400		
ベッド(簡易ベッド)		610	畳	610		
ベッドマット(シングルベッド)		610	木製建具	200		
ベッドマット(セミダブルベッド)		810	アルミサッシ等金属性建具引戸・ドア	400		
ベッドマット(ダブルベッド)		1020	金属性玄関建具(引戸・ドア)	610		
マットレス(スプリングのないもの)		200	流台・調理台・ガス台(幅90cm未満)	610		
本棚(組立式で解体済のもの)		400	流台・調理台・ガス台(幅90cm以上)	1020		
本棚		1020	ハンガー(室内用各種)	200		

種類	品目	単価	種類	品目	単価
その他	乳母車	200	上記項 目に該 当しな いもの	10kg以下のもの	200
	ベビーベッド	400		10kgを超え20kg以下のもの	400
	ベビーたんす	400		20kgを超え30kg以下のもの	610
	ベビー用品(三輪車・遊具)	200		30kgを超え40kg以下のもの	810
	物干し竿(1対)	610		40kgを超え60kg以下のもの	1020
	物干し竿	200			
	物置(床面積1畳までで解体済)	1020			
	幼児用フランク	400			
	幼児用滑り台	610			
	座尻型あんま器マッサージチェア	1020			

備考

粗大ごみ処理施設へ自己搬入する場合の手数料の額は、この表に定める単価の2分の1の額とし、それ以外の品目については、最高単価の2分の1の額とする。ただし、布団・毛布類については、条例第24条別表第1に定めるごみ燃料化施設に搬入する場合の手数料を徴収する。

特定家庭用機再商品化法の対象機器の収集運搬手数料

品 目	単 価
エアコンディショナー(室内機・室外機一式)	2,200
エアコンディショナー(室内機・室外機1つにつき)	1,100
洗濯機	2,400
テレビ(ブラウン管式)	2,200
冷蔵庫	2,800

根 拠 法 令 等

新南陽市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
新南陽市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	粗大ごみ処理手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	

現 況

熊 毛 町

熊毛町粗大ごみの収集手数料 14.4.1
(単位:円)

種目	種別	品目	単価	
電気・ガス 石油 器具類	不燃物	アイロン台、ズボンプレス	200	
		ウインドファン	200	
		エアコン	2,400	
		オーブントースター(電気を含む。)	200	
		換気扇(小型)	200	
		換気扇(レンジフード用)	500	
		乾燥機(衣類洗濯機用)	500	
		乾燥機(食器用)	500	
		乾燥機(ふとん用)	200	
		ガスコンロ	200	
		電気こたつ	200	
		可燃物	こたつ板(木製、プラスチック製)	200
		不燃物	照明器具(ガラス部分は除く。)	200
			ジャー、ポット	200
除湿器	200			
炊飯器(電気、ガス)	200			
可燃物	スピーカー(木製枠)		200	
不燃物	スピーカー(金属製)	200		
	ステレオ(カラオケ用)	500		
	ステレオセット(ミニコンポ)	500		
	ステレオセット(旧大型)	1,000		
	ストーブ(電気、ガス)	200		
	ストーブ(石油ファンヒーター以外)	200		
	ストーブ(石油ファンヒーター)	500		
	洗濯機	2,400		
	扇風機	200		
	掃除機	200		
	テレビ(25インチ未満)	2,000		
電子レンジ	500			
ビデオデッキ	200			

種目	種別	品目	単価		
電気・ガス 石油 器具類	不燃物	ミシン(卓上式のもの)	500		
		ミシン(卓上式以外のもの)	1,000		
		湯沸器(ガス)	500		
		湯沸器(石油給湯器)	1,000		
		湯沸器(電気温水器)	1,000		
		ラジカセ	200		
		冷蔵庫(250リットル未満)	2,800		
		家具・寝具類	可燃物	アコーディオンカーテン	500
			椅子、座椅子(木製)	200	
		家具・寝具類	不燃物	椅子、座椅子(スチール製)	200
椅子(応接タイプ1人用)	500				
椅子(応接タイプ2人以上)	1,000				
鏡台(鏡を除いたもの)	500				
げた箱	500				
サイドボード(大型)	1,000				
敷物(6畳未満)ジュタン、カーベツ	200				
敷物(6畳以上)ジュタン、カーベツ	500				
たんず(高さ90cm未満のもの)	500				
たんず(高さ90cm以上のもの)	1,000				
家具・寝具類	不燃物	机(学習用等のもの)	1,000		
		テレビ台、ワゴンテーブル	200		
		テーブル(木製)食卓用等	500		
		テーブル(スチール製)	500		
		戸棚(食器、本棚)高さ90cm未満	500		
		戸棚(食器、本棚)高さ90cm以上	1,000		
		パイプ棚(スチール製)	500		
		パイプベッド(簡易ベッド)	500		
		可燃物	布団、毛布類	200	
		不燃物	ブラインド	200	
可燃物	ベッド(マット除く。)シングル	500			

種目	種別	品目	単価
家具・寝具類	可燃物	ベッド(マットを除く。)ダブル	1,000
		ベッドマット(スプリング付き)	500
		マット(スプリングなし)	200
		OA・通信関連機器	パソコン
OA・通信関連機器	不燃物	ファクシミリ、電話機	200
		ワープロ(ハンディ型)	200
		ワープロ(デスクトップ型)	500
		趣味用品・健康器具類	アンマ機(マッサージ機)椅子タイプ
趣味用品・健康器具類	可燃物	オルガン、エレクトーン	1,000
		大型楽器(弦楽器等)	200
	不燃物	健康器具(サイクリングマシン)	500
		健康器具(ぶらさがりタイプ)	500
		健康器具(ランニングマシン)	1,000
		ゴルフセット(クラブを含む。)	200
	可燃物	サーフボード	200
		自転車(子供用)	200
		自転車(大人用)	500
		スキー板(1組)	200
その他	不燃物	ビデオカメラ	200
		18リットル缶	200
	不燃物	編み機	200
		網戸(アルミ製)	500
		アンテナ(BSを含む。)	200
		衣装ケース(スチール製)	200
	可燃物	衣装ケース(プラスチック製)	200
		大型カバン(トランク等)	200
		カサ(5本以内)	200
		ガス台	500
不燃物	脚立、はしご(スチール製)	200	
	空気入れ	200	

種目	種別	品目	単価	
その他	不燃物	草刈り機	500	
		玄関金網マット	200	
		米びつ	200	
		三輪車、一輪車(幼児用)	200	
		貯米器	1,000	
		可燃物	畳(1枚につき)	500
	可燃物	不燃物	建具(アルミサッシ)	500
		建具(障子、ふすま)	200	
		調理台	500	
		トタン(5枚以内)	500	
		可燃物	波板トタン(10枚以内)プラスチック	500
		不燃物	流し台	500
		可燃物	ハンガー(プラスチック製)室内用	200
		不燃物	ハンガー(金物製)室内用	200
ブランコ、すべり台(幼児用)		500		
ベビーカー(乳母車)		200		
可燃物	ベビーベッド、ベビーたんず	500		
	ヘルメット	200		
	ペット小屋(木製)	500		
	不燃物	ペット小屋(スチール製)	500	
可燃物	ホットプレート	200		
	ポリ容器(大型バケツ等)	200		
	家庭用ポンプ	500		
	もちつき機	200		
	物置(解体したもの)5㎡以下	1,000		
	物干し竿	200		
	物干し台(コンクリートを除く。)	500		
	浴槽(金物製)	1,000		

注)粗大ごみの収集手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額の和とする。
注)品目の欄に掲げていない粗大ごみ手数料の額は、町長が収集することを認めた品目で、類似する品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額の和とする。

根 拠 法 令 等

熊毛町廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例
熊毛町廃棄物の処理及び清掃に関する規則

事務一元化現況・分析調書(4)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	粗大ごみ処理手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	

現況

鹿野町

鹿野町粗大ごみの収集手数料 14.4.1
(単位:円)

種類	品目	単価	種類	品目	単価	種類	品目	単価	種類	品目	単価			
家電製品	換気扇(レンジ用フードファン)	400	家具類	食器戸棚	高さが90センチメートル未満のもの	610	趣味・娯楽用品	スキー用品	スキー用板(1組)	300	その他	廃家電製品で破損・腐食等しているもの	エアコンディショナー	2,200
	クッキングヒーター(ヒーター2個以上)	400			高さが90センチメートル以上のもの	1,020			スノーボード用板	300			テレビ	2,200
	食器乾燥機	200		サイドボード	1,020	一輪自転車		200	電気冷蔵庫	2,800				
	照明器具(シャンデリア除く)	200		流し台調理台	幅90センチメートル未満のもの	610	自転車	20インチ以上	610	電気洗濯機			2,400	
	洗濯機用衣類乾燥機	610			ガス台類	幅90センチメートル以上のもの		1,020	20インチ未満	300				
	掃除機	200	建具類	アコーディオンカーテン	400	乳幼児・子供用品	ベビーベッド	400	上記項目以外の品目	10キログラム以下のもの	200			
	ビデオデッキ	200		畳	610		ベビーたんす	400		10キログラムを超えて20キログラム以下のもの	400			
	電子レンジ	通常タイプ		400	木製建具(障子・ふすま)		200	乳母車		200	20キログラムを超えて30キログラム以下のもの	610		
		ビルトインタイプ		810	アルミサッシ等金属建具(引戸・ドア)		400	ベビー用品(三輪車、遊具等)		200	30キログラムを超えて40キログラム以下のもの	810		
	冷暖房器具類	ウインドファン		400	玄関建具(引戸・ドア)		610	幼児用ブランコ		400	40キログラムを超えるもの	1,020		
ストーブ		石油ファンヒーター	400	浴槽	1,020	幼児用滑り台	610	ただし料金表にある品目を除きます						
		石油ファンヒーター以外	200	寝具類	布団・毛布類	200	その他	ガステーブル	200	特定家庭用機器廃棄物	エアコンディショナー	ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置形であるセパレート形エアコンディショナー)に限る	2,200	
扇風機		200	ベッド		シングル(マットを除く)	610		もちつき機	200			テレビ	テレビジョン受光器(ブラウン管式に限る)	2,200
電気カーペット		610				セミダブル(マットを除く)		810	湯沸機(ガス・台所用)	400	電気冷蔵庫		2,800	
こたつ	1辺1.2m以下	200				ダブル(マットを除く)		1,020	カラーボックス	200		電気洗濯機	2,400	
	1辺1.2m以上で家具調のもの	610	簡易ベッド		610	編み機		300						
こたつ用テーブル(板)	200	ベッドマット	シングルベッド用	610	ミシン	卓上式のもの	400							
いす	300		セミダブルベッド用	810	卓上式以外のもの	1,020								
応接いす	応接タイプ1人用		610	ダブルベッド用		1,020	アンテナ(BSを含む)	200						
家具類	鏡台	5キログラム未満の鏡のみ	400	マットレス	スプリングのないもの	200	衣装ケース(1ユニット)	200						
		婚礼用品相当	1,020	趣味・娯楽用品	パーソナルコンピューター(一式)	610	米びつ	米びつのみ	200					
	げた箱	400	ファクシミリ		200	電子レンジ等専用台共	400	ハンガー(室内用各種)	200					
	敷物	6畳未満	400		ワードプロセッサ		デスクトップ型	610	物干し台(1対)	610				
		6畳以上	610		ハンディ型	200	物干し竿	200	物置(床面積1畳までで解体済のもの)	1,020				
	たんす	1,020	ステレオ		ミニコンポ以外	1,020	物置(床面積1畳までで解体済のもの)	1,020						
	机(学習机相当)	1,020	ミニコンポ(1セット)	400	タイヤ	ホイール無のもの	210							
	テーブル	2人相当	400	座いす型あんま機(マッサージチェア)	1,020	ホイール付のもの	420							
		食卓用相当	610	オルガン	1,020		トタン(1枚につき)	80						
	本棚	組立式・解体済のもの	400	ゴルフバック(クラブを含む)	300									
通常のもの		1,020												

料金表の品目の単価について適切でないとは判断される場合は、重量等を勘案し料金を決定する。
特定家庭用機器廃棄物については、小売業者の引取義務のないものに限る。

根拠法令等

鹿野町廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例
鹿野町廃棄物の適正処理及び清掃に関する規則

務一元化現況・分析調書(5)

項 目	環境衛生	中 項 目	ごみ処理の状況	小 項 目	処理人口・収集体制等
事 業 名	粗大ごみ処理手数料			協 議 事 項	使用料・手数料の取扱い
専 門 部 会 名	環境	分 科 会 名	環境事業	コ ー ド	
現 況			分 析		
問 題 点		対 応 策		調 整 案	
1. 廃棄物の種類によっては、処理手数料に各市・町に格差がある。		1. 粗大ごみ品目ごとの単価調整をする。		<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ()の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	許可申請手数料	協議事項		使用料・手数料の取扱い	
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>*一般廃棄物処理業等の許可申請手数料</p> <p>1. 法第7条第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新、一般廃棄物処分業の許可若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新若しくは法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可若しくは浄化槽清掃業の許可の更新の許可を受けようとする者は、当該申請の際、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2. 許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は</p> <p>1件につき 500円</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>一般廃棄物処分業許可申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>一般廃棄物処分業許可更新申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>一般廃棄物処分業許可変更申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>浄化槽清掃業許可申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>浄化槽清掃業許可更新申請手数料</p> <p>1件につき 5,000円</p>		<p>*一般廃棄物処理業等の許可申請手数料</p> <p>1. 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 許可の更新しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 浄化槽清掃業を営もうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 許可を受けようとする者は、申請の際、手数料を納付しなければならない。 許可を受けた者は、許可証の再交付を受けようとするときは、申請の際、手数料を納付しなければならない。 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>2. 許可申請手数料</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けようとする者。 5,000円</p> <p>一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者。 5,000円</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬の業及び一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者。 5,000円</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬の業及び一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者。 5,000円</p> <p>浄化槽清掃業の許可を受けようとする者。 5,000円</p> <p>上記許可証の再交付を受けようとする者。 500円</p>		<p>該当なし</p>	
<p>根拠法令等</p> <p>徳山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 徳山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則</p>		<p>根拠法令等</p> <p>新南陽市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 新南陽市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則</p>		<p>根拠法令等</p>	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	許可申請手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題	
該当なし				分析点	
				<p>1. 許可申請手数料の額に格差もあり、2市は徴収しているが2町は徴収していない。</p> <p>2. 浄化槽のみ該当する町もある。(手数料の徴収はしていない。)</p>	
				対応策	
				<p>1. 手数料の格差については、徳山市の例で調整する。</p>	
根拠法令等				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. (徳山市)の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
				<p>その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	手数料
事業名				協議事項	使用料・手数料等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 1件につき 3,400 円 【根拠法令等】徳山市手数料規則		鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 1件につき 3,400 円 【根拠法令等】新南陽市手数料規則		鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 1件につき 3,400 円 【根拠法令等】熊毛町手数料徴収規則	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	手数料
事業名				協議事項	使用料・手数料等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円 【根拠法令等】鹿野町手数料規則				・なし	
				対	応
				策	
				調	
				整	
				案	
				1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 その他()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	手数料
事業名				協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現 況					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町	
家畜診療費 (1) 診察料 往診料…………… 420 円 (夜間の場合 840 円) 初診料…………… 210 円 薬治料…………… 100 円 注射料…………… 210 円 検査料…………… 100 円 薬代…………… 実費 (2) 文書料…………… 210 円 (3) 手術料…………… 実費 (4) 処置料…………… 実費 (5) 人工授精料…………… 1,050 円 実費を徴収するときは、その額に 100 分の 105 を乗じて得た額。		該当なし		該当なし	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
徳山市家畜診療費徴収条例					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	手数料
事業名				協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
該当なし				・なし	
				対	応
				策	
				調	整
				案	
				1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ()の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 その他()	
根拠法令等		根拠法令等			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	行政委員会	中項目	農業委員会	小項目	
事業名	農地現況確認証明		協議事項	使用料・手数料の取扱い	
専門部会名	経済	分科会名	農業委員会	コード	
現 況					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町	
該当なし		該当なし		農地現況確認証明 1件 800円	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
				熊毛町手数料条例	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	行政委員会	中項目	農業委員会	小項目	
事業名	農地現況確認証明			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農業委員会	コード	
現況				分析	
鹿野町				問題点	
該当なし				<p>・農地現況確認証明については、熊毛町は手数料を徴収しているが、その他の2市1町は徴収していない。</p>	
				対応策	
				<p>・農地現況確認証明については、農業委員、事務局が現地調査を行っている。したがって、調査に係る費用及び事務を伴うため、熊毛町の例により手数料を徴収するものとする。</p>	
				調整案	
				<p>1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 .(熊毛町)の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市移行後、速やかに調整する。 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他()</p>	
根拠法令等					

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	開発指導の状況	小項目	開発行為手数料
事業名		協議事項		コード	
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	問題点	
現況				問題点	
<p>【徳山市】</p> <p>開発行為許可申請手数料 1件につき</p> <p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは8,600円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは22,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは43,000円、0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のときは86,000円</p> <p>イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、0.1ヘクタール未満のときは13,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは30,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは65,000円、0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のときは120,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外の開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは190,000円、0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のときは260,000円</p> <p>開発行為変更許可申請手数料</p> <p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。）</p> <p>（ア）開発行為に関する設計の変更（イ）のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イ）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>（イ）新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで（同法附則第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>（ウ）その他の変更については、10,000円</p> <p>市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 1件につき 46,000円</p> <p>予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 1件につき 26,000円</p> <p>開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 1件につき</p> <p>敷地面積が0.1ヘクタール未満のときは6,900円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは18,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは39,000円、0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のときは69,000円</p> <p>開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 1件につき 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、</p> <p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合にあっては1,700円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合にあっては1,700円</p> <p>ウ その他のものである場合にあっては17,000円</p> <p>仮設建物建築許可申請手数料 1件につき</p> <p>延べ面積が100平方メートル以下の仮設建築物に係るものにあつては16,000円、延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下の仮設建築物に係るものにあつては60,000円、500平方メートルを超えるものにあつては120,000円</p> <p>総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料 1件につき</p> <p>建築物の数が2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 1件につき</p> <p>建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 1件につき</p> <p>建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>複数建築物の認定の取消し申請手数料 1件につき</p> <p>6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円</p>				<p>1 徳山市は、開発行為の許可の内、1ヘクタール未満について、県より事務委任を受けている。</p> <p>2 手数料の額は、県の手数料と同一であり、差はない。</p> <p>3 合併後対象件数が増大することから、組織機構の充実を図る必要がある。</p> <p>4 合併後、特例市となった場合には、開発行為の許可すべてについて担当することとなることが予想されるため、一層の組織機構の充実が必要となる。</p> <p>5 手数料については、地方分権推進法に基づき、条例化している。</p>	
				対応策	
				<p>1 手数料については、徳山市の例により調整する。</p> <p>2 開発行為を担当する組織機構の充実を図るとともに、対応できる職員を養成する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>() 2. (徳山市) の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>	

事務一元化現況・分析調査

大項目	都市計画	中項目	開発指導の状況	小項目																																															
事業名	建築主事の状況			協議事項																																															
専門部会名		分科会名		コード																																															
現 況				分 析																																															
<p>建築主事 建築確認及び検査の事務をつかさどる地方公共団体の職員のこと、政令で指定する人口25万人以上の市は、必ず置き、それ以外の市及び町村は、あらかじめ都道府県知事と協議して建築主事を置くことができる。(山口県の場合は、人口10万人以上の市に置くことができる。)都道府県は、建築主事を置いた市町村の区域外における建築確認を行わせるため必ず建築主事を置くものとされている。</p> <p>建築主事の職務は、特定行政庁である都道府県知事又は市町村長の指揮監督の下に、建築の確認を必要とする一定規模以上の建築物の建築、増築、大修繕等の際に、その工事着手前に、当該建築計画が敷地、構造、建築設備等について法令に適合するものか否かの建築の確認に関する事務を処理することのほか、物件の検査・立入り等を行うことができる。</p> <p>建築主事の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>建築主事の有無</td> <td>徳山市</td> <td>新南陽市</td> <td>熊毛町</td> <td>鹿野町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </table> <p>特定行政庁の事務 違反建築物等への措置および不適格建築物への措置など</p> <p>徳山市の建築主事の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅等の特殊建築物で床面積の合計が100㎡以内のもの ・木造の建築物で階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以内のもの ・木造以外の建築物で階数が1以下で、かつ、延べ面積が200㎡以内のもの ・工作物で高さが4mを超え10m以下の広告塔等 ・工作物で高さが6mを超え10m以下の煙突 ・工作物で高さが2mを超え3m以下の擁壁 <p>手数料</p> <p>1 確認申請手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円</td> </tr> </table> <p>2 完了検査申請手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td> <td>21,000円</td> </tr> </table> <p>3 中間検査申請手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工作物 9,000円</td> </tr> </table>				建築主事の有無	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		有	無	無	無	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	5,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	14,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円	工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 8,000円		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円		床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	9,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	21,000円	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	9,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	20,000円	工作物 9,000円		問 題 点	
				建築主事の有無	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																																											
					有	無	無	無																																											
床面積の合計	手数料の額																																																		
30平方メートル以内のもの	5,000円																																																		
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円																																																		
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	14,000円																																																		
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円																																																		
工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 8,000円																																																			
確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円																																																			
床面積の合計	手数料の額																																																		
30平方メートル以内のもの	9,000円																																																		
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円																																																		
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円																																																		
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	21,000円																																																		
床面積の合計	手数料の額																																																		
30平方メートル以内のもの	9,000円																																																		
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円																																																		
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円																																																		
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	20,000円																																																		
工作物 9,000円																																																			
				<p>1 建築主事の職務</p> <p>1) 合併後は、建築物の規模・用途を限定した職務を行うか、すべての職務を行うかの検討が必要である。県内の事例では、下関市が、すべての職務を行っている。</p> <p>2) 対象件数が増加することから、組織機構の充実を図る必要がある。また、すべての職務を行う場合は、一層の組織機構の充実が必要となる。</p> <p>2 手数料</p> <p>1) 確認申請手数料 確認申請手数料は、徳山市手数料条例で定められており、差はない。</p> <p>2) 完成検査申請手数料・中間検査申請手数料 建築基準法施行令において基準額が定められており、山口県と徳山市の手数料に差はなく、合併後も問題となる事項はない。</p> <p>3 地方分権推進法に基づき、条例化に向けて準備中である。</p>																																															
対 応 策				調 整 案																																															
				<p>1 建築主事の職務</p> <p>すべての職務を行う場合の組織機構の確立には、期間を要することから、当分の間、徳山市の例により、建築物の規模・用途を限定した職務を行う。しかしながら、すべての職務を行うことが求められることも予想されるため、対応できる組織機構づくりが必要となる。</p> <p>2 手数料については、徳山市手数料条例で定められている基準額を参考に、新市において条例で定める。</p>																																															
				<p>() 1 . 現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>() 2 . (徳山市) の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() その他 ()</p>																																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	開発指導の状況	小項目	優良宅地・優良住宅手数料			
事業名		協議事項		コード				
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	現況				
徳山市			新南陽市					
優良宅地造成認定申請手数料 1件につき 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のときは86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは190,000円、0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のときは260,000円 優良住宅新築認定申請手数料 1件につき 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは43,000円、50,000平方メートルを超えるときは58,000円 良質住宅新築認定申請手数料 1件につき 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは43,000円、50,000平方メートルを超えるときは58,000円			優良宅地造成認定申請手数料 1件 86,000円 優良住宅新築認定申請手数料 1件 新築住宅の床面積の合計が100㎡以下のときは6,200円、100㎡を超え500㎡以下のときは8,600円、500㎡を超え2,000㎡以下のときは13,000円、2,000㎡を超え10,000㎡以下のときは35,000円、10,000㎡を超えときは43,000円 良質住宅新築認定申請手数料 1件 新築住宅の床面積の合計が100㎡以下のときは6,200円、100㎡を超え500㎡以下のときは8,600円、500㎡を超え2,000㎡以下のときは13,000円、2,000㎡を超え10,000㎡以下のときは35,000円、10,000㎡を超えときは43,000円 【熊毛町は、新南陽市に同じ】 【鹿野町は、制度なし】			問題点 1 県より事務委任を受けている優良宅地造成認定業務は、徳山市が、1ヘクタール未満まで、下松市、新南陽市、熊毛町は、0.1ヘクタール未満までとなっている。 2 手数料の額は、県の手数料と同一であり、差はない。 3 合併後対象件数が増大することから、組織機構の充実を図る必要がある。 4 合併後、特例市となった場合には、事務委任を受ける面積が拡大されることが予想されるため、一層の組織機構の充実が必要となる。 5 手数料については、地方分権推進法に基づき、条例化している。		
			対応策					
			1 手数料については、徳山市の例により調整する。					
			調整案					
			() 1. 現行のまま新市に引継ぐ。 () 2. (徳山市) の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構
事業名	許可・承認等手数料(危険物関係)			協議事項	使用料・手数料の取扱い
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード	

現

況

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町

1. 消防法

(手数料)

第16条の4(抜粋)

危険物を仮に貯蔵し、若しくは取り扱う場合の承認、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置若しくは変更の許可、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の完成検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより実費を勘案して政令で定める額の手数料を市町村に納めなければならない。

2. 危険物の規制に関する政令

(手数料)

第40条

消防法第16条の4第1項の規程により納付すべき手数料の額は、次のとおりとする。

3. 石油コンビナート等災害防止法

(手数料)

第45条

同法第11条第1項の規程による確認又は第15条第2項の規程による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

4. 石油コンビナート等災害防止法施行令

第38条

特定防災施設等について法第15条第2項の規定による検査を受けようとする者が法第45条の規定により納付しなければならない手数料の額は、流出油等防止堤にあっては、5万3千円にその延長1kmにつき2万6千円を加算した金額とし、その他の特定防災施設等にあっては実費を勘案して総務省令で定める額とする。

*石油コンビナート等災害防止法施行令検査手数料一覧 (円)

手数料の区分		手数料の額		
検査手数料	流出油等防止堤	基本額	53,000	
		加算額	26,000	
	消火用	消火栓のみ	基本額	38,000
			加算額	8,500
	屋外貯水槽のみ	基本額	22,000	
		加算額	4,500	
	給水施設	消火栓のみ及び貯水槽のみ	基本額	46,000
			加算額	
		消火栓 配管1kmにつき	8,500	
		貯水槽 1基につき	4,500	

根拠法令等

消防法
危険物の規制に関する政令
石油コンビナート等災害防止法, 同施行令

法第16条の4第1項規定の納付手数料

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
法第10条第1項但し書の規定による仮に貯蔵し、又は取扱う場合の承認を受けようとする者		5千4百円
法第11条第1項前段の規定による設置許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数が10以下から200を超えるもの 3万9千円から9万千円
	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下から200を超えるもの 2万円から6万6千円
法第11条第1項前段の規定による確認又は第15条第2項の規程による検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外貯蔵タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下から1万を超えるもの 2万円から3万9千円
	準特定屋外タンク貯蔵所	58万円
	特定屋外タンク	危険物の貯蔵最大数量が90万円から千kl未満から50万kl以上のもの 90万円から6百91万円
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万kl未満から50万kl以上のもの 6百32万円から1千180万円
	屋内タンク貯蔵所	2万6千円
	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が百以下から百を超えるもの 2万6千円から3万9千円
	簡易タンク貯蔵所	1万3千円
	移動タンク貯蔵所	2万6千円
	積載式移動タンク	3万9千円
	屋外貯蔵所	1万3千円
給油取扱所	5万2千円	
屋内貯蔵所	6万6千円	
第1種販売取扱所	2万6千円	
第2種販売取扱所	3万3千円	
移送取扱所	危険物を移送する配管が15km以下から超えるもの 2万1千円から8万7千円	
一般取扱所	指定数量の倍数が10以下から200を超えるもの 3万9千円から9万1千円	
法第11条第1項前段の規定による変更の許可を受けようとする者		前段区分該当手数料の2分の1の額

法第16条の4第1項規定の納付手数料につき

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	
完成検査を受けようとする者	設置の完成検査	前段区分該当手数料の2分の1の額	
	変更の完成検査	前段区分該当手数料の4分の1の額	
法第11条第5項但し書の規定による仮使用の承認を受けようとする者		5千4百円	
法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	水張検査	容量1万ℓ以下のタンクから容量2百万ℓを超えるタンク	6千円から1万5千円百万ℓごと4千4百円加算
		容量6百ℓ以下のタンクから容量2万ℓを超えるタンク	水張検査と同額
	水圧検査	危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	45万円から2百23万円
		危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	54万円から4百89万円
	基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ未満の屋外タンク貯蔵所から50万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	千円から千8百70万円
		危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	千円から千8百70万円
	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ未満の屋外タンク貯蔵所から50万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	千円から千8百70万円
		危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	千円から千8百70万円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ未満の屋外タンク貯蔵所から50万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	千円から千8百70万円
		危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	千円から千8百70万円
法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	水張・水圧検査 基礎・地盤検査 溶接部検査 岩盤タンク検査	上記水張・水圧と同額 上記該当検査額の2分の1の額1	
法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所	特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ以上のもの 34万円から4百40万円	
法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千ℓから40万キロℓ以上のもの 34万円から4百40万円	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構																						
事業名	許可・承認等手数料(危険物関係)			協議事項	使用料・手数料の取扱い																						
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード																							
現況				分析																							
徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町				問題点																							
<p>法第16条の4第1項規定の納付手数料につき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納付すべき者</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">移送取扱所</td> <td>岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所</td> <td>危険物の貯蔵最大数量が千キロ以上から50万キロ以上のもの</td> <td>2百92万円から5百26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">移送取扱所</td> <td>危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下の移送取扱所</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、配管の延長が15kmを超える移送取扱所</td> <td>上記額に15kmを超えるごとに1万7千円を加算</td> </tr> </tbody> </table>				手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	移送取扱所	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロ以上から50万キロ以上のもの	2百92万円から5百26万円	移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下の移送取扱所	7万円	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、配管の延長が15kmを超える移送取扱所	上記額に15kmを超えるごとに1万7千円を加算	<p>*手数料額については、国基準に合わせて条例で規定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>条例名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>徳山市手数料条例</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>新南陽市消防手数料条例</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>光地区消防組合手数料条例</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>鹿野町手数料徴収条例</td> </tr> </tbody> </table>		市町名	条例名	徳山市	徳山市手数料条例	新南陽市	新南陽市消防手数料条例	熊毛町	光地区消防組合手数料条例	鹿野町	鹿野町手数料徴収条例
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額																									
移送取扱所	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロ以上から50万キロ以上のもの	2百92万円から5百26万円																								
	移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下の移送取扱所	7万円																								
		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、配管の延長が15kmを超える移送取扱所	上記額に15kmを超えるごとに1万7千円を加算																								
市町名	条例名																										
徳山市	徳山市手数料条例																										
新南陽市	新南陽市消防手数料条例																										
熊毛町	光地区消防組合手数料条例																										
鹿野町	鹿野町手数料徴収条例																										
				<p>1. 地方分権一括法(一括法第458条)が、平成11年7月16日に公布され、平成12年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法(手数料政令)に基づき、市町村条例で定めることになった。 手数料の額については、2市2町とも、同一。 2. 手数料条例として規定している市町と消防手数料条例として個別に条例化している市がある。</p>																							
				対応策																							
				<p>1. 条例のスタイルについては、どの様な形でも問題ないと判断する。 2. 手数料額の積算根拠が必要な場合は、県担当課へ依頼する。</p>																							
				調整案																							
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()</p>																							

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構														
事業名	消防証明手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い														
小門部会名	消防	分科会名	消防	コード															
現			況																
徳山市		新南陽市		熊毛町															
<p>徳山市手数料条例(消防関係のみ抽出) (趣旨) 特定の者のためにする事務についてはこの条例の定めるところによって手数料を徴収する。</p> <p>1. 手数料の徴収、種類、金額等 地方自治法第227条第1項の規定に基づき手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>罹災その他災害に関する証明</td> <td>1件につき 200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>手数料は、当該事務執行のときに徴収する。 既納の手数料は、返還しない。</p> <p>2. 手数料の減免 生活保護法により保護を受けている者。 その他市長が必要とあると認めるとき。</p>		種 別	金 額	罹災その他災害に関する証明	1件につき 200円	<p>新南陽市消防手数料条例 (趣旨) 地方自治法第228条第1項の規定に基づき、法第227条の規定による消防事務に関する手数料について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1. 手数料の種類及び金額 法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする消防事務について、別表の定めるところにより手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災等の罹災証明又はその他の証明</td> <td>1枚1件で200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 手数料の徴収 手数料は、当該事務に係る申請又は届出をしたときに納入しなければならない。 既納の手数料は返付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、この限りでない。</p> <p>3. 手数料の減免 市長は特別の事情があると認めるときは手数料を減額し、又は免除することができる。</p>		種 類	金 額	火災等の罹災証明又はその他の証明	1枚1件で200円	<p>光地区消防組合手数料条例 (趣旨) この条例は、地方自治法第227条第1項による手数料について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1. 手数料の徴収並びに種類及び金額等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災、風水害等の被災証明</td> <td>1件につき200円</td> </tr> <tr> <td>その他各種証明</td> <td>1件につき200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>手数料は、管理者の発行する納入通知書により納入しなければならない。 即納の手数料は、返付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する。</p> <p>2. 手数料の減免 管理者は、生活保護法による保護を受けている者その他特別の理由があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。</p> <p>3. この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。</p>		種 類	金 額	火災、風水害等の被災証明	1件につき200円	その他各種証明	1件につき200円
種 別	金 額																		
罹災その他災害に関する証明	1件につき 200円																		
種 類	金 額																		
火災等の罹災証明又はその他の証明	1枚1件で200円																		
種 類	金 額																		
火災、風水害等の被災証明	1件につき200円																		
その他各種証明	1件につき200円																		
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等															
地方自治法 消防法		地方自治法 消防法		地方自治法 消防法															

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構				
事業名	消防証明手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い				
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード					
現況				分 析					
鹿 野 町				問 題 点					
<p>鹿野町手数料条例(消防関係のみ抽出)</p> <p>1. 本町は、個人のためにする事務については、この条例により手数料を徴収する。</p> <p>2. 手数料の額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>罹災その他災害に関する証明</td> <td>1件につき150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 郵便で請求するときは、郵便料は前条手数料外とする。</p> <p>4. 手数料は、交付又は申請のとき徴収する。</p> <p>5. 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。 本町住民で公費の扶助を受け又は扶助を受けるために必要なもの若しくは資力がないと認めるもの。</p>				種 類	金 額	罹災その他災害に関する証明	1件につき150円	<p>1. 証明区分に「罹災、その他災害に関する証明」を明確に区分している市・町と「その他の諸証明」の範ちゅうにしている市・町がある。</p> <p>2. 手数料の額に若干の相違がある。</p> <p>3. 証明件数を明確に示している市もある。</p>	
種 類	金 額								
罹災その他災害に関する証明	1件につき150円								
				対 応 策					
				<p>1. 証明事項(種別)を明確にする。</p> <p>2. 手数料額の調整については、統一した額に調整する。</p>					
				調 整 案					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. (徳山市・新南陽市)の例により調整する。 但し熊毛町については、光地区消防組合手数料条例を摘要。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ()</p>					
根 拠 法 令 等									
<p>地方自治法 消防法</p>									

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構																																	
事業名	火災予防条例タンクの水張検査等手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い																																	
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード																																		
現			況																																			
徳山市		新南陽市		熊毛町																																		
<p>徳山市火災予防条例</p> <p>タンクの水張検査等 消防長は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>前項の規定により、タンクの検査を受けようとする者は、別表に掲げる区分により手数料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>タンクの容量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水張検査</td> <td>容量制限なし</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水圧検査</td> <td>容量600リットル以下のタンク</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量600リットルを超えるタンク</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	タンクの容量	金額	水張検査	容量制限なし	6,000円	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円	容量600リットルを超えるタンク	11,000円	<p>新南陽市火災予防条例</p> <p>タンクの水張検査等 消防長は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>手数料 前条に規定にする水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、申請の際、次の表に掲げる金額の手数料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>タンクの容量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水張検査</td> <td>容量制限なし</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水圧検査</td> <td>容量600リットル以下のタンク</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量600リットルを超えるタンク</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	タンクの容量	金額	水張検査	容量制限なし	6,000円	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円	容量600リットルを超えるタンク	11,000円	<p>光地区消防組合火災予防条例</p> <p>タンクの水張検査等 消防長(消防署長)は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>光地区消防組合は、前項の検査事務に就き、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、次の表の検査区分に従いタンクの容量により定められた金額を、それぞれ手数料として徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>タンクの容量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水張検査</td> <td>容量制限なし</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水圧検査</td> <td>容量600リットル以下のタンク</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量600リットルを超えるタンク</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	タンクの容量	金額	水張検査	容量制限なし	6,000円	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円	容量600リットルを超えるタンク	11,000円
区分	タンクの容量	金額																																				
水張検査	容量制限なし	6,000円																																				
水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円																																				
	容量600リットルを超えるタンク	11,000円																																				
区分	タンクの容量	金額																																				
水張検査	容量制限なし	6,000円																																				
水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円																																				
	容量600リットルを超えるタンク	11,000円																																				
区分	タンクの容量	金額																																				
水張検査	容量制限なし	6,000円																																				
水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円																																				
	容量600リットルを超えるタンク	11,000円																																				
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																		
徳山市火災予防条例		新南陽市火災予防条例		光地区消防組合火災予防条例																																		

事務一元化現況・分析調書

大項目	消防・防災・治安	中項目	常備消防の状況	小項目	組織・機構											
事業名	火災予防条例タンクの水張検査等手数料			協議事項	使用料・手数料の取扱い											
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード												
現況				分 析												
鹿 野 町				問 題 点												
<p>鹿野町火災予防条例</p> <p>タンクの水張検査等 消防長は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>前項の規定により、タンクの検査を受けようとする者は、当該検査の申出の際、次に掲げる区分により手数料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>タンクの容量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水張検査</td> <td>容量制限なし</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水圧検査</td> <td>容量600リットル以下のタンク</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>容量600リットルを超えるタンク</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	タンクの容量	金額	水張検査	容量制限なし	6,000円	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円	容量600リットルを超えるタンク	11,000円	2市2町同一	
区分	タンクの容量	金額														
水張検査	容量制限なし	6,000円														
水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円														
	容量600リットルを超えるタンク	11,000円														
				対 応 策												
				現行のまま新市に引き継ぐ												
				調 整 案												
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ()の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ()												
根 拠 法 令 等																
鹿野町火災予防条例																